

GB22
7
00707165



C
Y
M

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110



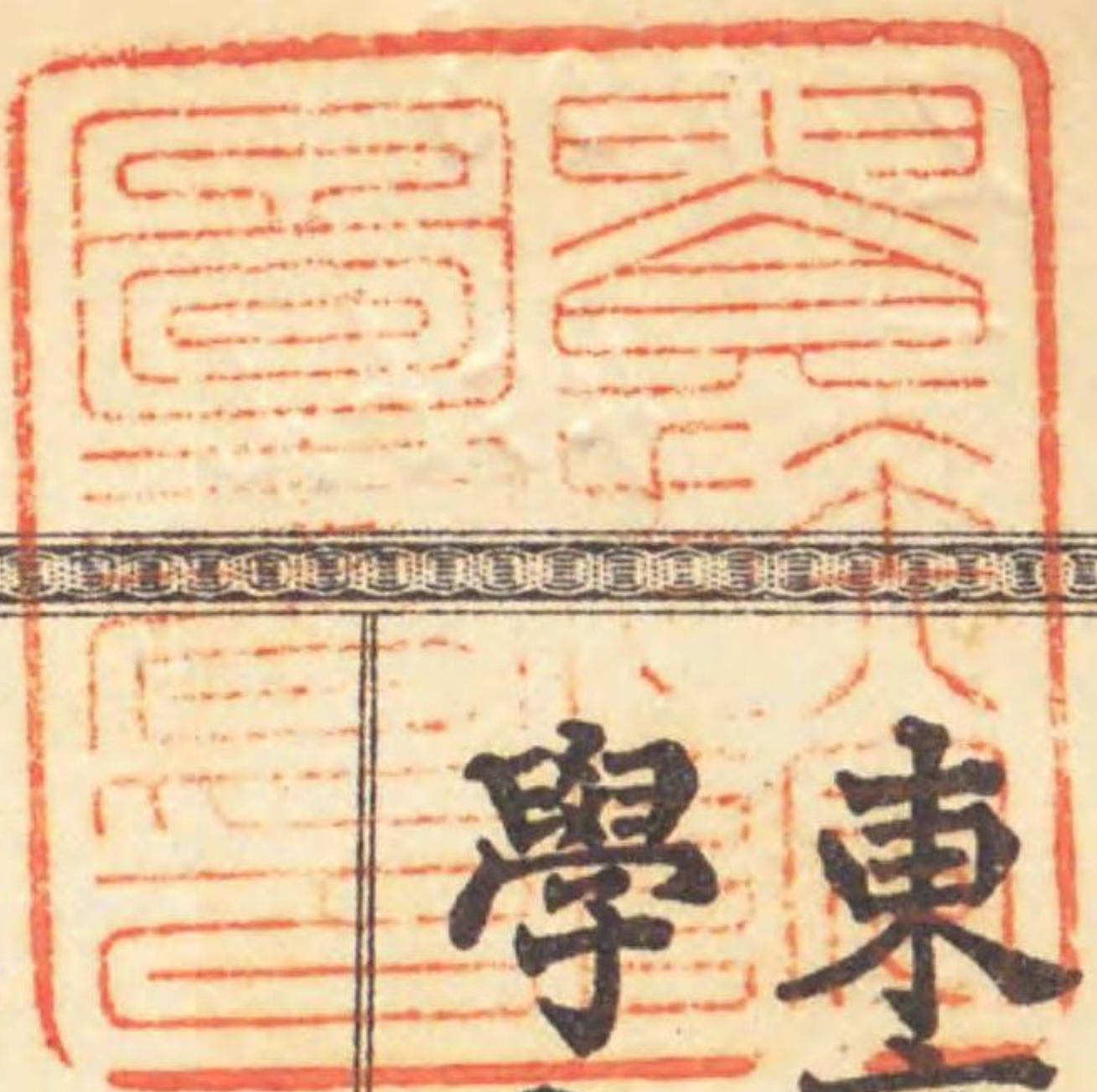


東京帝國大學
學文學部
史料編纂所編纂

大日本史料

第八編
之十五

東京帝國大學藏版



東京帝國大學
文學部

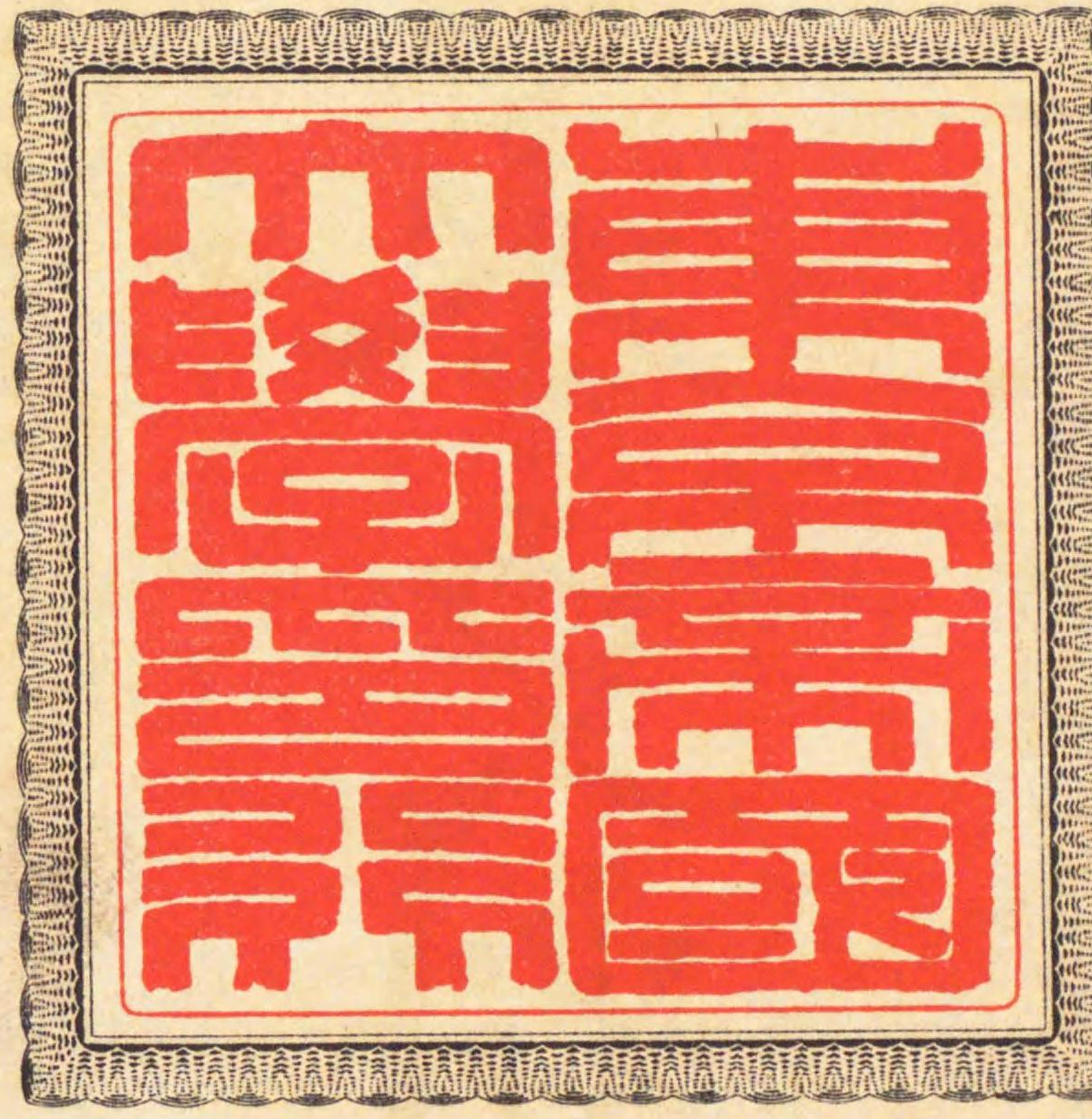
史料編纂所編纂

大日本史料

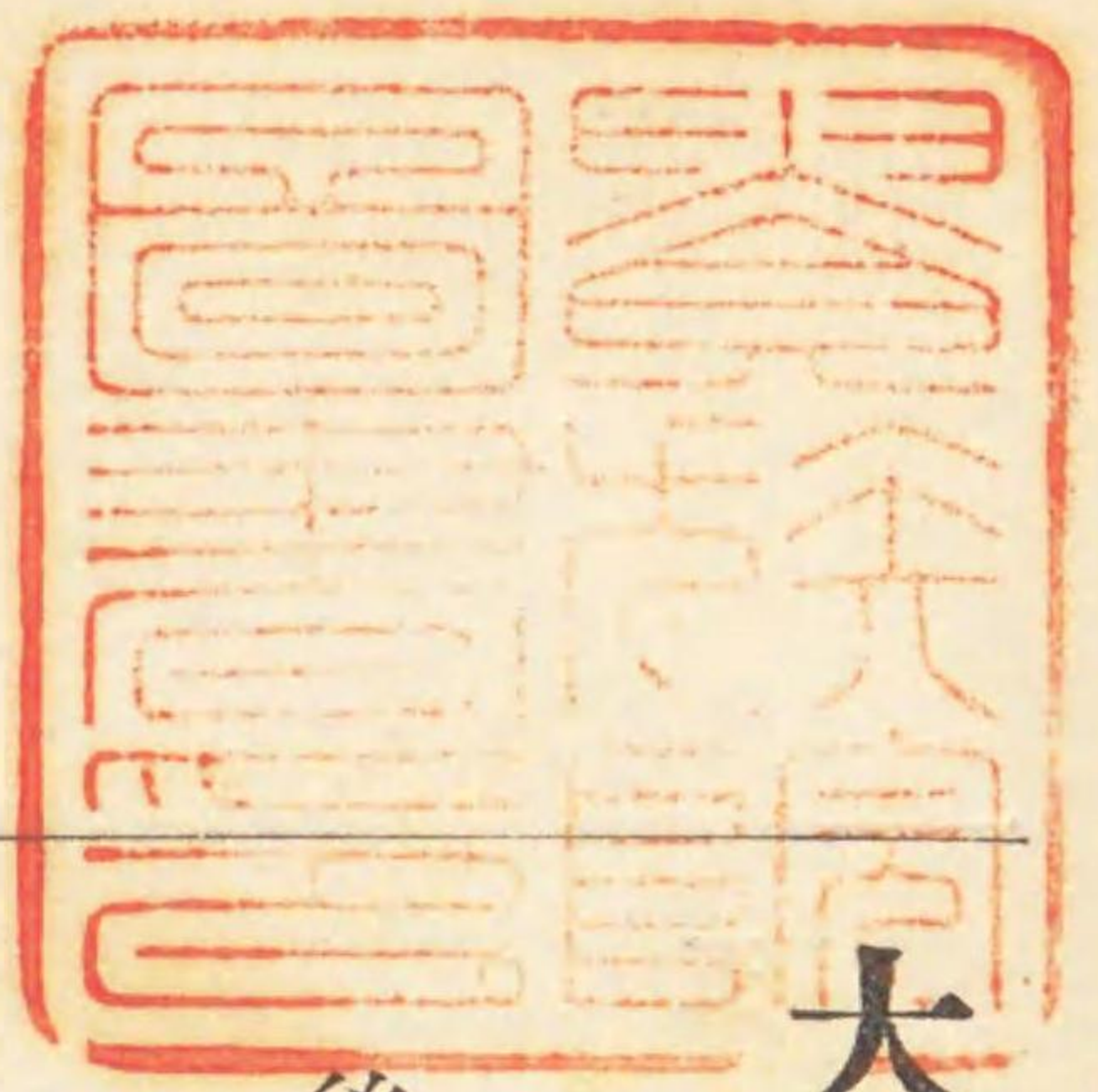
第八編
之十五

東京帝國大學藏版

~~Z10.08~~
~~To 456d~~
GB22
7



707165



大日本史料

第八編之十五目次

後土御門天皇

文明十五年

正月

一日 四方拜、○節會ヲ停メテ、平座ヲ行フ、……………一

二日以後ノ御祝、……………

一日、中院家正月ノ祝、……………

右大臣西園寺實遠ヲ左大臣ニ、前内大臣大炊御門信量ヲ右大臣ニ任ズ、……………五

義尙、父義政ト諧和セズ、……………八

禁裏外様番衆、歳首ヲ賀ス、……………九

和氣富就等參賀、……………

諸家相互ノ參賀、……………

目次 文明十五年正月

廷臣、諸將、幕府及ビ義政ニ參賀ス、……………一四

コノ後、諸將、幕府ニ參賀、

二日 義尙、近衛政家等ニ歌題ヲ頒チ、之ヲ詠ゼシム、……………一六

コノ後、義尙、屢、近衛政家等ニ、歌題ヲ贈リ、和歌ヲ詠ゼシム、

四日 千秋萬歲アリ、……………一七

義尙ノ奏請ニ依リ、甘露寺親長等ヲシテ、御製ヲ選擇淨寫セ

シメラル、……………一七

甘露寺親長ニ扇ヲ賜フ、……………一八

宮門跡、尼宮及ビ諸家ニ物ヲ賜フ、

二月十二日、勝仁親王、三條西實隆ニ梅枝ヲ賜フ、

義尙、扇、魚鳥等ヲ獻ズ、……………二〇

コノ後、義政夫妻及ビ義尙、物ヲ禁裏及ビ勝仁親王ニ獻ズ、

宮門跡、尼宮、社寺及ビ諸家ヨリ、物ヲ獻ズ、

五日 伊勢貞宗、恆例ニ依リ、物ヲ幕府ニ進ズ、……………三六

諸將、社寺等、物ヲ幕府及ビ義政ニ進ズ、

六日 伏見宮邦高親王、參内アラセラル、……………六一

第三皇子及ビ宮門跡、尼宮等參内、

義政夫人日野氏、近衛政家ニ物ヲ贈ル、……………六二

義政夫妻及ビ義尙、物ヲ二條持通等ニ贈ル、

七日 赤松政則、幕府ニ碗飯ヲ進ム、……………六四

八日 後七日法ヲ停メテ、太元帥法ヲ山城醍醐寺理性院ニ修セシ

ム、……………六四

護持僧、參内シテ歲首ヲ賀ス、……………六四

信濃諏訪社大祝諏訪繼滿、惣領同政滿ヲ殺シ、其所領ヲ奪フ、……………六五

十日 廷臣、禁裏及ビ幕府ニ參賀ス、……………六九

コノ後、廷臣、社寺、禁裏及ビ幕府等ニ參賀、

十二日 近臣、宮女、酒饌ヲ獻ジ、手猿樂ヲ興行ス、……………七三

コノ後、宮門跡、近臣、宮女等、酒饌ヲ獻ズ、

十三日 神宮奏事始、……………七八

三千院堯胤法親王ヲシテ、祈禱セシメラル、……………七八

幕府褒貶詩歌合、……………七八

十五日 御祝、○三毬打アリ、……………九一

二十日、御祝、……………

十六日 禁中恆例百萬反念佛、……………九二

五月十六日、九月十六日、恆例百萬反念佛、……………

幕府恆例大般若經看讀、……………九三

九月十六日、幕府大般若經看讀、……………

十七日 勝仁親王御所月次連歌御會、……………九三

二月以後、勝仁親王御所月次連歌御會、……………

十八日 御不豫、……………一〇〇

和歌御會始、……………一〇一

十九日 畠山義就ノ部下、山城ニ入りテ、宇治以南ヲ略ス、……………一〇二

二十日 義尙、生母日野氏ヲ省ス、……………一〇四

同日、義政等、赤松政則第二臨ム、……………

義尙、甘露寺親長ニ二十代和歌集ヲ借覽ス、……………一〇五

廿一日 義尙ニ雙紙ヲ徵シテ、叡覽アラセラル、……………一〇五

義政、宮女ニ酒肴ヲ贈ル、……………一〇五

廿二日 京都長講堂、本尊御帳ノ屋根朽壞セルコトヲ奏ス、○之ヲ修理セシメラル、……………一〇六

廿三日 今年御重厄ニ當ラセラル、ニ依リ、近臣等、毎月京都平等寺因幡藥師ニ詣デ、之ヲ祈禳ス、……………一〇六

勝仁親王御樂始、……………一一〇

廿五日 月次連歌御會及ビ月次和歌御會、……………一一〇

二月以後、月次連歌御會、……………

三月以後、月次和歌御會、……………

甘露寺親長第月次和歌會、……………

幕府月次和歌會、……………一一三

三月以後、幕府月次和歌會、……………

廿六日 庚申漢和聯句御會、……………一二五

幕府松籬子アリ、……………一二六

廿七日 御受戒アラセラル、……………一二七

二月以後、御受戒

幕府猿樂アリ、……………一二七

廿八日 勝仁親王御所手猿樂アリ、……………一二八

伯耆守護山名政之、同國定光寺ニ、同寺及ビ曹源寺寺領正時

名上神山等ヲ安堵セシム、……………一二九

大和信貴山朝護國孫寺火ク、……………一三〇

廿九日 宮女ヲ京都清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、……………一三二

二月以後、清荒神代拜、

權僧正大乘院政覺、京都ニ抵リ、二條持通及ビ義政、義尙等ニ

謁ス、○歸ル、……………一三二

是月 義政、自詠百首ヲ番ヘテ歌合トシ、飛鳥井雅親ヲシテ判詞ヲ

加ヘシム、……………一四〇

義政、山城足心庵ニ遊ブ、……………一四二

幕府、山城守護畠山政長ヲ罷メ、武田國信ヲ以テ之ニ替補セ

ントス、○國信辭スルヲ以テ、所司代浦上則宗ヲ之ニ補ス、……………一四二
大和越智家榮、軍資ニ窮シテ、同國越智郷中寺庵ノ諸物ヲ押
收ス、……………一四三

二月

一日 御祝、……………一四四

義尙、公卿及ビ近臣ヲ會シテ、和歌ノ打聞ヲ編ス、……………一四四

二日 梅枝ニ御製ヲ添ヘテ、義政ニ賜フ、○義政、返歌ヲ上ル、……………一九二

中院通秀ヲシテ、狂言雙紙ヲ書セシメラル、……………一九二

コノ後、近衛政家等ヲシテ、諸書ヲ書寫、校合セシメラル、

四日 細川政元、八幡法樂千句連歌ヲ興行ス、……………一九三

五日 觀梅ノ御宴アリ、……………一九四

六日 興福寺薪猿樂、……………一九四

義政、觀世之重ヲシテ、金春座ノ日吉源四郎ヲ觀世座ニ參加

セシム、……………一九六

幕府連歌會、……………一九七

前權大納言正二位四辻季春薨ズ、……………一九七

七日 興福寺別當權僧正東林院尊譽ヲ罷ム、○權僧正大乘院政覺
ヲ之ニ補ス、……………一九九

九日 春日祭ヲ停ム、○之ヲ行フ、……………二二四

山城悲田院ニ勸進奉加帳ヲ返サセラル、……………二二二

義政夫人日野氏、京都ノ社寺ニ詣ヅ、……………二二二

薩摩守護島津武久、日向神社宮ヲ修造ス、○遷宮ヲ行フ、……………二二三

信濃木曾家盛、同國定勝寺ニ、同寺造營關ヲ安堵セシム、……………二二三

十一日 御夢想ニ依リ、法樂聯句御會ヲ行ハル、……………二三四

十二日 彼岸、○御齋食アリ、……………二三五

冷泉政爲、播磨守護赤松政則ノ、其所領細川莊ニ人夫ヲ課ス
ルヲ、幕府ニ訴フ、○幕府、政則ヲシテ、課役ヲ停メシム、……………二三六

十五日 山城參詣寺住持善空、置文ヲ作り、同寺ノ規式ヲ定メテ、法流
ノ興隆ヲ圖ル、……………二三七

十七日 義尙、髻ヲ切ル、……………二四八

幕府蹴鞠會、……………二四九

大和寶來某ノ兵、古市澄胤ノ兵ト同國三條ニ戰フ、……………二四九

十九日 内侍所法樂千首續歌御會、……………二五〇

宮女ヲ鞍馬寺ニ遣シ、代拜セシメラル、……………二五五

コノ後、鞍馬寺代拜、

信濃矢崎政繼等、諏訪政滿ノ讎ヲ報ゼントシ、兵ヲ率キテ、諏
訪繼滿ヲ同國干澤城ニ攻メテ之ヲ陷ル、○繼滿、伊奈ニ奔リ、
父頼滿、難ニ死ス、……………二五五

二十日 打賽ノ御戲アリ、○勝仁親王モ亦貝覆ノ御戲アリ、……………二五七

廿一日 鳥居大路諸平ヲ賀茂社務ニ補ス、……………二五七

廿四日 歌題ヲ甘露寺親長ニ賜ヒ、和歌ヲ詠進セシメラル、……………二五八

關白近衛政家辭ス、○前左大臣鷹司政平ヲ關白トナシ、藤原
氏長者ニ補シ、兵仗ヲ賜フ、○從四位下近衛尙通ヲ從三位ニ
敍ス、……………二五八

二條尙基等ノ敍位任官、

廿五日 勸修寺常信ニ親王宣下アリ、……………二六四

細川政元第千句連歌會、……………二六五

廿六日 建仁寺住持龍澤隱天退院ス、○再ビ同寺住持トナル、……………二六五

幕府梵充ヲ阿波安國寺住持ニ春湖ヲ備前成道寺住持ト爲ス、

廿八日 漢和聯句御會、……………二六九

廿九日 義政、山城長谷ノ新亭ニ觀花ノ宴ヲ催ス、……………二七〇

是月 六角高頼、山内政綱ヲシテ、畠山義就ヲ援ケ、河内ニ出陣セシメントス、……………二七〇

三月

一日 日食、……………二七二

御祝、○巳ノ日ノ御祓アリ、……………二七二

三日 節供御祝、○百日著到御和歌ヲ始メラル、……………二七二

同日、三條西實隆第著到和歌、

四日 連歌御會、……………二七三

四月以後、連歌御會、

七日 月次和漢聯句御會、……………二七七

四月以後、月次和漢聯句御會、

近衛政家第月次和漢聯句會、

八日 禁中觸穢ニ依リ、神祇伯資益王ヲシテ、代拜セシメラル、……………二八八

第二皇子尊敦親王、内侍所竝ニ鞍馬寺ニ詣デラル、……………二八九

九日 義政、山城長谷聖護院別第ニ赴ク、……………二八九

大内政弘、庶人ノ大神宮參詣ニ就キ、餞送及ビ土産ヲ停ム、……………二八九

十日 肥後高瀬泰朝、僧利承ニ同國清源寺住持職ヲ安堵セシム、……………二八九

十二日 曲舞ヲ勸覽アラセラル、……………二九〇

十四日、曲舞勸覽、

義政、猿樂ヲ長谷第二張ル、……………二九一

十三日 月次聯句御會、……………二九二

四月以後、月次聯句御會、

十四日 狩野大膳亮、藤原爲茂ヲシテ、戰勝ノ爲メニ、伊豆三嶋社ニ神

馬ヲ寄進シ、同社鑑取申口ヲ安堵セシム、……………二九九

十六日 月食、……………二九九

黒戸御所ニ、別殿行幸アラセラル、……………二九九

 コノ後、長橋局、黒戸御所等ニ行幸、……………

十七日 一色義直第、犬追物アリ、……………三〇〇

 諸家ノ犬追物、……………

 畠山義就ノ兵、同政長ノ兵ト山城ニ戦ヒテ、之ヲ破ル、……………三〇八

 斯波義良、越前ヨリ尾張ニ移ル、……………三〇八

 信濃諏訪下社金刺興春、諏訪繼満ノ爲メニ、兵ヲ出シテ、同國
 上桑原武津ヲ火ク、○矢崎政繼等、興春ト戦ヒテ之ヲ殺ス、○
 下社ヲ火ク、○小笠原長朝、政繼等ヲ援ケテ、下社領同國小野、
 鹽尻等ヲ押領ス、……………三〇九

二十日 和漢聯句御會、……………三一〇

 コノ後、和漢聯句御會、……………

 義尙、石清水八幡宮ニ神馬ヲ寄進ス、……………三一三

廿一日 勝仁親王貝覆ノ御戯アリ、……………三一三

廿二日 從二位足利義尙ヲ從一位ニ敍シ、關白鷹司政平ニ一座及ビ
 牛車ノ宣旨ヲ賜フ、○其室嗣子ヲ從三位ニ敍ス、……………三一四

 前關白近衛政家ト關白鷹司政平トノ座次ノ爭議、……………

廿三日 義政、故一條教房ノ子ヲ猶子ト爲シ、興福寺別當政覺ヲシテ、
 其附弟ト爲サシム、……………三二一

廿四日 義政ノ子香嚴院等賢山寂ス、……………三二三

廿六日 大内政弘、舊ニ仍リ、周防國分寺ニ、諸役ヲ免除ス、……………三二四

廿七日 幕府、前聖福寺住持珠珍玉ヲ東福寺住持ト爲ス、○入寺ス、……………三二四

廿八日 義政、參内シテ、御宴ニ侍ス、○御當座和歌及ビ御樂アリ、……………三二六

 幕府庚申和歌會、……………三三〇

廿九日 土佐津野元藤、同國上分村賀茂社ヲ修造ス、……………三三〇

三十日 内侍所恆例竝ニ臨時御神樂、……………三三〇

是月 義政、鹿苑寺住持周璋子ヲ明ニ遣シ、銅錢ヲ請ハシム、(大乘院
 寺社雜事記)……………三三一

 甘露寺親長、僧取龍送別ノ爲メ、和泉堺ニ下ル、○取龍參内ス、……………

四月

一日 御祝、……………三四六

五日 稻荷祭、……………三四六
 曲舞ヲ長橋局ノ小庭ニ觀給フ、……………三四六
コノ後、復曲舞觀覽、

九日 義政、醍醐寺三寶院ニ赴ク、……………三四七
 幕府、日向守護島津武久等一族ニ、其分國沿岸ニ於ケル遣明船ノ警固ヲ命ズ、……………三四七

十一日 松木宗綱、山城大慈庵ノ、其家領伊勢智積御厨年貢三分一ヲ違亂スルヲ幕府ニ訴フ、○幕府、大慈庵ノ違亂ヲ停メ、宗綱ニ之ヲ安堵セシム、……………三四八

十二日 正四位下綾小路俊量ヲ從三位ニ敘ス、……………三四九
豊原慶秋等ノ敘位、

十三日 幕府、安藝吉川經基ニ河内進發ヲ促ス、……………三五〇
 近江石山寺ニ太刀ヲ寄進アラセラル、……………三五一

十五日 義政夫人日野氏、鞍馬寺ニ詣ヅ、……………三五二

十六日 畠山義就、攝津住吉社大鳥居ヲ建ツ、……………三五二
 義政夫人日野氏、京都寶幢三昧寺壬生地、藏堂ニ參籠ス、……………三五二

十七日 畠山義就ノ兵、山城狛下司某姓名、關クヲ狛城ニ攻メテ、之ヲ陷ル、……………三五三
 伊豫河野通直、同國國分、法華二寺ノ重書紛失ニ依リ、其案文ニ證判ヲ與フ、……………三五四

十八日 嘉樂門院大炊御子、御不例、○土御門泰清ヲシテ祈禱セシメラル、……………三五四
 山城臨川寺三會院、石原與四郎ノ、同院領同國御塔田年貢ヲ輸セザルヲ幕府ニ訴フ、○幕府、與四郎ヲシテ究濟セシム、……………三五五
同日、三會院ノ訴ニ依リ、幕府、松尾社前社務ノ、院領山城萱坊屋敷等ノ押妨ヲ停ム、

廿二日 日吉祭ヲ停ム、○之ヲ追行ス、……………三五七

廿三日 賀茂御内祭、……………三五八
 幕府、紀伊願成寺領ヲ、守護使不入ノ地トナシ、臨時課役ヲ停

ム、○同國守護畠山政長、之ヲ遵行ス、……………三五八
 但馬守護山名政豐、同國楞嚴寺領因幡服部領家分ニ、先規ニ
 仍リ、段錢、諸役等ヲ課スルヲ免ズ、……………三五九
 廿五日 豐前成恆盛種、諫山道治ト宇佐八幡宮領同國末弘名田嶋崎
 等ノ地ヲ爭ヒテ、守護大内政弘ニ訴フ、○政弘、之ヲ決裁ス、……………三六〇
 廿六日 京都誓願寺本堂供養、……………三六一
 義政夫人日野氏、猿樂ヲ張ル、○義尙、之ニ莅ム、……………三六二
 廿七日 丹波山國莊小鹽保ヲ、後花園天皇毎月國忌料所トシテ、同國
 常照寺ニ御寄進アラセラル、……………三六三
 廿八日 石見益田貞兼、其所領同國益田莊地頭職等ヲ、子熊童丸兼宗ニ
 讓與ス、○父兼堯、之ニ加判ス、……………三六四
 三十日 御重厄ニ依リ諸社寺ニ命ジテ、之ヲ祈禱セシム、……………三六五
 朝倉氏景、甲斐八郎ト和ス、○幕府、氏景ヲ越前守護代ニ、甲斐
 敏光ヲ遠江守護代ニ、織田敏定ヲ尾張守護代ニ補ス、……………三六八
 是月 禁裏御料所和泉國衙代官清秀數、同國人ノ兵糧米ヲ國中社

寺本所領ニ課シ、年貢ヲ押領スルヲ停メ、且諸國散在ノ御料
 所ノ押妨ヲモ停メンコトヲ請フ、……………三六九
 大和十市遠相、長柄某ヲ擊チテ、之ヲ滅ス、……………三七〇

五月

一日 御祝、○内侍所千度祓アリ、……………三七二
 二日 伊勢貞宗、新第ヲ北白河ニ造ル、○諸將、之ヲ賀ス、……………三七二
 四日 幕府近臣中務大輔武田持明卒ス、○子政明嗣グ、……………三七四
 五日 端午節供、○當座和歌御會アリ、……………三七七
 賀茂競馬、……………三七九
 七日 今宮社祭、○幕府、神馬ヲ同社ニ寄進ス、……………三七九
コノ後、幕府諸社寺ニ神馬ヲ寄進ス、
 十日 義政病ム、○幕府、諸社寺ニ命ジテ、之ヲ祈禱セシム、……………三八一
 十二日 東寺、寺領山城諸莊園回復ノ爲メニ、理趣三昧及ビ論義ヲ修
 ス、……………三八三
 十三日 義尙、蚊帳ヲ大和一乘院ニ徵ス、……………三八八

筑前守護大内政弘、同國箱崎松ノ伐採ヲ禁ズ、……………三八八

二十日 鴨社前禰宜鴨祐久、喪心シテ繼母ヲ害シ、家僕ヲ傷ク、○祐久
ヲ廢シテ、同祐長ニ其所領越中寒江莊等ヲ安堵セシム、……………三九一

延曆寺東塔東谷桐林房證宣、同寺探題職ニ補セラレンコト
ヲ請フ、○之ヲ聽ス、……………三九二

伊豫河野通直、同國仙遊寺ニ同寺領ヲ安堵セシメ、諸課役ヲ
停ム、……………三九三

廿六日 御太刀ヲ長谷寺ニ御奉加アラセラル、……………三九四

廿八日 鳥屋御新調ニ依リ、御宴アリ、○庚申ヲ守リ、亂碁ヲ行ハセラ
ル、……………三九五

幕府庚申和歌會、……………三九五

是月 肥前澁江公直、伊萬里仰、後藤職明、大村胤明等、盟約ヲ修ス、……………三九六

六月

一日 御祝、……………三九八

勝仁親王、義尙ノ請ニ依リテ、十首和歌ヲ詠ゼラル、……………三九八

三日 大和郡山ニ合戦アリ、……………三九八

六月三十日、七月廿九日ノ郡山合戦、……………三九八

四日 延曆寺六月會ヲ停ム、○之ヲ行フ、……………三九九

九日 御蟲拂、……………三九九

十三日 六角高頼ヲ大膳大夫ニ任ズ、……………四〇〇

義政、山城淨土寺山ニ赴キテ、山莊ノ工事ヲ覽ル、……………四〇一

廿四日、廿六日、義政復山莊ノ工事ヲ覽ル、……………四〇一

十四日 勝仁親王、尊敦親王、糺河原ニ涼ヲ納レサセラル、……………四〇二

山城守護畠山政長、兵糧料ヲ同國諸社寺諸家領ニ課ス、○近
衛政家ノ奏請ニ依リ、幕府ニ命ジテ、同家領五箇莊ノ課役ヲ
免ゼシム、……………四〇二

幕府、西坊城長政ノ置文ニ任セ、諸國運送商賣紙荷駄別公事
役及ビ京都一條萬里小路ノ屋地ヲ折半シテ、京都寶慈院及
ビ慈光院ニ安堵セシム、……………四〇五

勸修寺教秀、家領加賀井家莊代官三上員光ヲ改替セントシ、

算用ノ正否ヲ糺サンコトヲ、幕府ニ請フ、……………四〇六

正親町三條公躬等ノ訴訟、

十六日 御祝、……………四〇八

十九日 正親町三條公躬、山城田邊郷ヲ興福寺ニ返付セルヲ以テ、同

寺其續氏ヲ申議ス、○公躬權大納言ニ還任シ、公治ト改ム、……………四〇九

義尙、生母日野氏ト不和ニ依リ、小川第ヨリ伊勢貞宗第二移

ル、……………四一三

二十日 前大僧正眞光院守鑲ヲ東寺長者ニ補ス、……………四一五

義政、長谷第ノ番衆ヲシテ、淨土寺山莊ヲ警固セシム、……………四一七

廿一日 義政、畠山三郎ニ偏諱ヲ與ヘテ、政照ト名乗ラシム、……………四一九

廿四日 足利義教忌辰、○幕府、法華八講ヲ等持寺ニ修ス、……………四一九

幕府、小早川元平ヲシテ、幕府料所伊勢深矢部郷ヲ知行セシ

ム、……………四三〇

廿七日 義政、淨土寺山莊ニ徙ル、○義政ヲ東山殿ト呼ビ、義尙ヲ室町

殿ト稱ス、……………四三一

廿八日 幕府褒貶歌合、……………四四八

廿九日 和泉上神貞基、同六郎左衛門尉ト戰フ、○幕府、和田助量ヲシ

テ、貞基ヲ援ケシム、……………四四九

伊勢國司北畠政郷ノ子、孝縁、興福寺東門院孝祐ノ室ニ入ル、……………四四九

三十日 六月祓、……………四五〇

同日、中院通秀第六月輪、……………四五〇

是月 義尙、姉小路基綱ノ請ニ依リテ、同第歌合ニ判詞ヲ加フ、……………四五一

幕府、前臨川寺住持芳仲ヲ相模圓覺寺住持トナス、……………四五一

細川政元、伊勢貞宗ト山城九條ノ地ヲ爭フ、……………四五二

七月

一日 御祝、……………四五四

幕府犬追物アリ、……………四五四

ヨノ後屢幕府犬追物ヲ行フ、……………四五四

二日 前左大臣從一位菊亭教季薨ズ、……………四五八

四日 細川成春、義尙ニ酒饌ヲ進ム、……………四六二

六日 前治部卿從二位半井明茂薨ズ、…………… 四六三

七日 七夕御樂及ビ和歌御會、…………… 四六六

幕府猿樂アリ、…………… 四六七

九日 安禪寺觀心尼等、酒饌ヲ獻ゼラル、…………… 四六八

十一日、十二日、勝仁親王等、酒饌ヲ獻ゼラル、
十日、嘉樂門院信子、勝仁親王ニ酒饌ヲ獻ゼラル、
義政、僧兼勝ヲシテ、淨土寺山莊ヲ警固セシム、…………… 四七〇

前建仁寺住持以成峯寂ス、…………… 四七〇

十日 大和古市澄胤、河内ニ赴キテ、畠山義就ヲ訪フ、…………… 四七二

十一日 一色義直、細川政國、伊勢貞宗ヲ竝ニ從四位下ニ敍ス、…………… 四七三

義政、義尙ヲ伊勢貞宗第ニ訪フ、…………… 四七四

十日、近衛房嗣、十三日、伊勢貞陸ノ生身魂祝、
十四日 義政、鹿苑院、普廣院等ニ詣ヅ、…………… 四七六

十五日 孟蘭盆會、○義尙等、燈籠ヲ獻ズ、…………… 四七七

十三日、伊勢貞陸、燈籠ヲ幕府ニ進ム、

諸家ノ孟蘭盆會

廿一日 東寺、宇野下野守ノ、同寺領播磨矢野莊例名ノ年貢ヲ押妨ス
ルヲ、幕府ニ訴フ、○幕府、同國守護赤松政則ヲシテ、下野守ノ
押妨ヲ停メ、下地ヲ代官僧東壽ニ渡付セシム、…………… 四七九

六月十一日、東寺領矢野莊代官僧泉光ノ年貢ヲ輸セザルヲ以テ、之ヲ罷メ、
東福寺僧東壽ヲ以テ之ニ代フ、

廿二日 義尙、山城賀茂ニ馬ヲ驅ル、…………… 四八四

廿三日 義尙、幼兒ノ死去ニ就キテ、親ノ服忌ノ有無ヲ、神祇伯資益王
ニ諮フ、…………… 四八四

十月廿三日、義尙、輕服中諸社卷數ヲ受クルノ可否ヲ、資益王ニ諮フ、

廿八日 東寺南大門前ニ於テ、短冊及ビ諸本所公事錢ト號シテ、旅人
ニ課役スルモノアリ、○幕府、東寺及ビ所司代浦上則宗ヲシ
テ、之ヲ逐ハシム、…………… 四八五

幕府、東寺ノ訴ニ依リ、同寺領山城鳥羽九條散在ノ名主沙汰人ヲシテ、戰亂
中郷民ノ掘鑿セル湟溝ヲ埋メテ、田畠ニ復シ、年貢諸公事ヲ寺納セシム、

廿九日 義政ノ薙髮セントスルヲ聞食シ、勝仁親王ヲシテ之ヲ抑止
セシメラル、……………四八七

八月

一日 御祝、○八朔ノ贈遺アリ、……………四九〇

將士幕府ニ贈遺、

諸家相互ノ贈遺、

三日 大内政弘、九州出兵ノ渡船ヲ、長門赤間關ノ關役ト定ム、……………四九九

山城守護畠山政長ノ部下同國水主城ノ戍兵、近衛政家所領

同日 同國五箇莊ニ發向シテ、富家村、岡本村等ヲ火ク、……………五〇〇

五日 幕府、攝津多田院ノ訴ニ依リ、同國守護、代藥師寺元長ヲシテ、

同院領同國多田莊等ノ地ニ、淨土寺山莊造營段錢ヲ催促ス

ルヲ停メシム、……………五〇〇

八日 義政、等持院ニ詣ツ、……………五〇一

十日 足利政知、顯騰雲ヲ相模禪興寺住持ト爲ス、……………五〇一

興福寺一乘院門跡教玄、法嗣信玄ヲ廢ス、○京都ニ送リテ、生

十一日 家鷹司氏ニ復セシム、○近衛政家ノ子良ヲ法嗣トナス、……………五〇二

馬ヲ吉田兼俱ニ賜ヒテ、祈禱セシメラル、……………五一二

十二日 東寺、青蓮院門跡ノ、由緒アリト號シテ、東寺修造料所山城東

西九條地頭職ヲ、幕府ニ競望スト聞キ、之ヲ停メシムト幕

府ニ訴フ、○幕府、其實無キヲ告グ、……………五一二

十三日 畠山義就ノ兵、同政長ノ兵ト、河内十七箇所、野崎等ニ戰フ、……………五一七

山城大和ニ於ケル政長、義就ノ與黨相戰フ、

十五日 石清水八幡宮放生會、……………五一九

御祝、○和歌及ビ和漢聯句御會アリ、……………五二〇

義尙、北野ノ馬場ニ競馬ヲ行フ、……………五二二

十八日 彼岸、○近臣ニ齋ヲ賜フ、……………五二二

二十日 義尙ニ繪ヲ徵シテ、叡覽アラセラル、……………五二三

廿二日、義政夫妻ニ、榮華物語、世繼等ヲ返却セララル、

廿一日 薩摩守護島津武久疾ム、○同國新田八幡社前ニ笠懸ヲ行ヒ

テ、平癒ヲ祈願ス、……………五二四

廿二日 細川政元、丹波圓通寺ニ、同寺領同國御油新莊ノ地ヲ安堵セシム、……………五二六

廿三日 義政ノ執奏ニ依リ、畠山義就追伐ノ綸旨ヲ同政長ニ賜フ、……………五二六

廿四日 畠山政長、日根野景盛ノ陣勞ヲ謝ス、……………五二六

廿五日 大内政弘、長門阿彌陀寺ニ禁制ヲ掲グ、……………五二七

廿五日 勝仁親王御所御樂アリ、……………五二七

廿六日 勝仁親王御所御楊弓アリ、……………五二八

美濃守護土岐成頼ノ請ニ依リ、幕府、同國中ノ諸士ヲシテ、牢人ヲ鎮壓セシム、……………五二八

幕府、土岐成頼ヲシテ、觀世座日吉源四郎ノ在京ヲ扶助セシム、……………五二九

幕府、觀世座矢田六郎ニ在京堪忍料ヲ給ス、……………五二九

廿八日 禁裏御料所丹波山國莊枝郷小鹽黒田郷ノ民、本郷ノ民ト事ヲ争ヒ、緩怠ヲ爲ス、○賀茂社家ヲシテ、山城貴布禰口ヲ閉塞シ、同郷民ノ往返賣買ヲ停止セシム、……………五二九

廿九日 幕府政所寄人和泉守清貞秀歿ス、○子貞枝嗣グ、……………五三二

御栗打アリ、……………五四〇

東寺長者眞光院守鑊、御加持ニ候ス、……………五四〇

三十日 御不豫、……………五四一

是月 山名政豊、兵ヲ率キテ、播磨ヲ攻ム、……………五四一

九月

一日 御祝、……………五四二

義尙、義政ヲ淨土寺山莊ニ省ス、……………五四二

古市澄胤、夢想ニ依リ、春日社ニ詣デ、田畠ヲ寄進ス、……………五四二

二日 義尙、著到百首和歌ヲ張行ス、……………五四三

建仁寺住持龍澤天隱、錦繡段ヲ書寫シ、之ヲ筒井順盛ニ贈ル、……………五四八

五日 三條西實隆ヲシテ、枕草子繪詞ヲ讀進セシメラル、……………五四九

十一月廿四日、實隆ニ更科日記繪ヲ拜觀セシメラル、……………五四九

勝仁親王、黒戸御所ニ楊弓ヲ射サセラル、……………五五〇

九日 重陽節供御祝、○勝仁親王、著到百首和歌ヲ始メサセラル、……………五五〇

幕府和歌會……………五五一

十三日 御祝、○和漢聯句御會アリ……………五五一

山城下麓南庵、庵領同國花園ノ地ヲ、仰木佐渡入道ノ違亂ス
ルヲ、幕府ニ訴フ、○幕府、東寺ヲシテ、其所務ヲ抑留セシム……………五五一

十四日 幕府、和泉ノ禁裏御料所ノコトニ就キテ、奉書ヲ上ル……………五五二

十五日 仙館院景菫^蘭ヲ召シテ、黄山谷ノ詩ヲ講ゼシメラル……………五五二

十六日 三寶院門跡權大僧都義覺寂ス、○權僧正ヲ贈ル……………五五三

長門守護大内政弘、同國忌宮社領ニ諸課役ヲ免ズ……………五五九

十七日 畠山政長ノ黨越中椎名某、遊佐長直等ヲ援ケ、山城楠葉ニ陣
シテ、河内犬田城ニ聲援ス、○畠山義就ノ兵ト戰ヒ、軍敗レテ、
某戰死シ、長直出奔ス、○犬田城及ビ山城水主城陷ル……………五五九

十八日 大内政弘ノ代官安富房行、筑前聖福寺ヲシテ、同寺領同國脇
山三町分山ノ口札錢ヲ安堵セシム……………五六五

廿二日 臨時ノ御拜アリ、○法樂連歌ヲ行ハセラル……………五六五

廿五日 安藝福原廣俊、同國常樂寺領水上村免福原ノ地ヲ同寺ニ還……………五六五

付ス……………五六五

廿六日 太白、歳星ヲ犯ス、○諸社寺ニ命ジテ、之ヲ祈禳セシム……………五六六

十月十四日、流星アリ、

宗統^一ヲ大德寺住持ト爲ス、○入寺ス……………五七〇

備後山内豐通、同國及ビ播磨ノ所領ヲ、其子幸松丸^直ニ讓ル、

○守護山名政豐、之ヲ安堵セシム……………五七〇

祥吉ノ讓狀、

三十日 九月盡和歌御會及ビ和漢聯句御會……………五七七

伏見宮邦高親王、三十首和歌ヲ詠ジ、三條西實隆ヲシテ加點

セシメラル……………五七八

是月 勸修寺經茂、獨吟連歌ニ勅點ヲ請フ……………五七八

義政、赤松政則ノ分國備前ニ爭亂起ルト聞キ、政則ヲシテ之

ヲ鎮ゼシム……………五七八

肥前下公滿、同國塚崎莊西山村ノ地ヲ、同國武雄社ニ寄進ス……………六〇二

十月

一日 御祝、…………… 六〇四

二日 越智家榮、同家範等、春日社ニ參詣ス、…………… 六〇四

三日 義政、禁裏番衆ニ酒肴ヲ贈ル、…………… 六〇四

三日 亥子御祝、○餘饌ヲ義政父子ニ賜フ、…………… 六〇四

十五日及ビ廿七日、亥子御祝、……………

五日 河内ノ戰亂ニ依リ、北野社萬部經ヲ停ム、…………… 六〇六

義尙、菊花ヲ獻ズ、○御製ヲ賜ヒテ、之ニ酬イサセラル、○義尙、復返歌ヲ上ル、…………… 六〇七

播磨守護赤松政則、同國淨土寺ヲシテ、舊ニ仍リ、諸役ヲ免除セシム、…………… 六〇七

六日 鴨社社務梨木祐宣ヲシテ、同社領越中倉垣莊上使職、人景定及ビ同莊白石名主、人景盛等ノ、年貢ヲ輸セザルヲ以テ、之ヲ罪シ、各其氏人職ヲ放タシム、…………… 六〇八

鴨社領安藝都守、竹原兩莊代官小早川弘景、公用錢ヲ輸セズ、○弘景ヲシテ、之ヲ同社雜掌ニ渡付セシム、…………… 六〇八

七日 大和布留郷民等、古市澄胤ト事ヲ諍ヒ、通路ヲ阻止ス、○興福寺、郷民等ヲ諭セドモ肯ゼズ、○國民衆徒及ビ春日社神人ヲ催シテ、布留郷ヲ襲ヒ、之ヲ火ク、…………… 六一〇

十日 伊達成宗、陸奥ヨリ京都ニ到リテ、義政父子ニ謁シ、劍馬ヲ進ム、○大神宮ニ參詣シテ歸國ス、…………… 六一六

蘆名盛高、陸奥八角ノ地ヲ、同國會津妙法寺ニ寄進ス、…………… 六二九

十一日 藏人頭右大辨、勸修寺政顯ヲ參議ニ任ズ、…………… 六三〇

十一月四日、三條實澄、藤原基數ヲ右近衛少將ニ任ズ、幕府伊勢盛時ヲ申次ト爲ス、…………… 六三一

十四日 御不豫、…………… 六三一

御筈ノ用ニ銀ヲ義政ニ徵セラル、…………… 六三一

十六日 大内政弘、周防國分寺ニ禁制ヲ掲グ、…………… 六三一

十九日 禁裏御料所山城灰方、年貢ヲ進納セルヲ以テ、近臣ニ宴ヲ賜フ、…………… 六三二

廿二日 東寺長者眞光院守鏝ノ疾ニ依リ、佛舍利御奉請ヲ延引アラ

幕府犬追物アリ、……………六三三

セラル、……………六三三

廿四日 義尙、新百人一首ヲ撰シ、之ヲ三條西實隆ニ示ス、……………六三八

廿五日 少貳政資、澀川萬壽丸ヲ肥前綾部城ニ攻メテ、之ヲ逐フ、○幕府、更ニ萬壽丸ヲシテ、大内政弘ト共ニ政資ヲ撃タシム、……………六四一

廿六日 鴨社社務梨木祐宣ヲ罷ム、○同信祐ヲ之ニ補ス、……………六四四

廿八日 賀茂社務鳥居大路諸平ヲ罷ム、○市繼平ヲ之ニ替補ス、……………六四六

同日、賀茂社祝重修職ヲ辭ス、

廿九日 土佐一條房家ノ臣爲松某等、謀ツテ同難波備前守ヲ撃チ、之ヲ滅ス、……………六四七

是冬、土佐ニ戰亂アリ、金色院^{竹林}兵燹ニ罹ル、

是月 畠山政長、河内ニ在陣スルヲ以テ、幕府、山城塔森渡代官ニ令シテ、河内往反ノモノニ課役スルコトナカラシム、……………六四九

赤松政則、播磨光勝院ニ、寺僧及ビ寺領ノ掟ヲ定ム、……………六四九

十一月

十一日 御祝、……………六五一

二日 聯句御會、……………六五一

三條西實隆疾ム、○勅シテ物ヲ賜フ、……………六五一

義尙、北野社法樂和歌ヲ詠ズ、……………六五二

六月三十日、義尙和歌ヲ北野法印禪椿ニ贈ル、

本月廿八日、石清水法樂和歌ヲ詠ズ、

四日 贈内大臣廣橋綱光ノ女守子ヲ典侍ト爲ス、……………六五三

五日 勝仁親王、黒戸御所ニ田樂ヲ催サル、……………六五四

六日 畠山義就、紀伊ニ兵ヲ出サントシテ、之ヲ古市澄胤ニ告グ、……………六五四

七日 春日祭ヲ停ム、○之ヲ追行ス、……………六五四

九日 左近衛權少將園基富ヲ權中將ニ任ジ、藏人頭ニ補ス、……………六五五

同日、中御門宣秀ヲ五位藏人ニ補ス、

十二日 豊前守護大内政弘守護代杉武道、同國宇佐八幡宮御供所別

當ヲシテ、同宮行幸會雜仕女未進ヲ社領ニ催促セシム、○同

宮政所益永通輔、内尾公守ヲシテ、同會供米料ヲ御供所別當

ニ渡付セシム、……………六五九

供米料雜仕女其他行幸會ニ關スルモノ、

十二日 小槻長興、官務壬生雅久ト氏長者職ヲ爭ヒ、幕府ニ訴フ、○幕

府、雅久ニ長者職及ビ別相傳近江苗鹿村ヲ安堵セシム、……………六六九

十四日 畠山義就ノ子修羅法師死ス、……………六七〇

十五日 慈惠大師法樂和歌御會、……………六七八

十二月十八日、慈惠大師法樂和歌御會、

肥後相良爲續、相良孫三郎ニ名字ヲ與フ、……………六八〇

十八日 山城高山寺ニ太刀ヲ御寄進アラセラル、……………六八〇

幕府、京都寶鏡寺本光院領備前香々登莊ニ、禁制ヲ掲グ、……………六八〇

十九日 義尙、堀河院百首ノ題ニ依リ、和歌ヲ詠ズ、……………六八一

義尙、三條西實隆ヲシテ、新拾遺和歌集作者部類ヲ書寫セシ

ム、○實隆、之ヲ進ズ、……………六八二

義尙、實隆ヲシテ、續後拾遺和歌集等ヲ書寫セシム、

廿一日 女房十度飲アリ、……………六八三

興福寺大乘院門跡尋尊、段錢ヲ寺領ニ課シ、同院堂舎諸門ヲ
修造ス、……………六八三

廿三日 勝仁親王、一夜百首和歌ヲ詠ゼサセラル、……………七一六

廿四日 五節、尊敦親王ヲ召サセラル、……………七一六

廿六日 仙館院景菴蘭ノ奏請ニ依リ、美濃瑞龍寺ニ宸筆ノ額ヲ賜フ、……………七一六

廿七日 春日若宮祭、……………七二七

三條西實隆ノ請ニ依リ、轉法輪三條實量家領尾張福永保ノ事

ニ就キテ、女房奉書ヲ幕府ニ下ス、○幕府、旨ヲ奉ズ、……………七二一

廿八日 勝仁親王御所連歌御會、……………七二二

三十日 御不豫、……………七二二

十二月

一日 御祝、○庚申和漢聯句御會、……………七二三

義尙、觀世座猿樂彦次郎ヲ寵シ、廣澤尙正ト稱セシム、○其第

ニ臨ム、……………七二三

三日 義尙、歌題ヲ上リテ、萬葉體和歌ノ御製ヲ請フ、○公卿將士ニ

モ詠ゼシム、○之ヲ番ヘテ、歌合ト爲ス、……………七二五

僧清鄴、子建仁寺住持ト爲ル、○入寺ス、……………七二八

五日 三千院堯胤法親王御參内、……………七二九

コノ後、屢堯胤法親王、邦高親王等御參内、和漢聯句御會ヲ行ハル、

十三日 周防守護大内政弘、杉重祐ヲ同國楊井新莊領家内正稅料所
ノ代官職ニ補ス、……………七二九

十五日 禁中御燒火、……………七三〇

大内政弘部下ノ爭論ニ依リテ沒收セラレタル所領ヲ、新恩
トシテ望ムヲ禁ズ、……………七三〇

十七日 御生母嘉樂門院、大炊御子信子、參内シテ、歳末ヲ賀セラル、……………七三一

宮門跡、尼宮及ビ廷臣ノ歳末參賀、

諸家相互ノ歳末賀禮、

十九日 前左大臣從一位轉法輪三條實量薨ズ、……………七三三

二十日 肥後戰亂ニ依リ、阿蘇社前大宮司阿蘇惟歳、同社學頭坊ニ、同
社神劔、神笛ヲ請ケタルヲ謝ス、……………七四一

廿一日 禁中御煤拂、……………七四一

東寺長者前大僧正眞光院守鏝寂ス、……………七四二

眞光院尊海得度、○法眼ニ敍セラレ、

廿三日 義尙ヲ源氏長者ト爲シ、淳和、獎學兩院別當ニ補シ、從四位下

二條尙基ヲ從三位ニ敍ス、……………七四五

廿六日、高倉永康等ノ敍位、

義政疾ム、○幕府、七大寺ニ命ジテ、之ヲ祈禱セシム、○勘解由

小路在通ヲシテ、泰山府君祭ヲ行ハシム、……………七四七

廿五日 赤松政則、山名政豊ト播磨眞弓峠ニ戰ヒテ敗北ス、……………七五〇

廿七日 一條冬良、其家領攝津福原莊代官香川某ノ押妨ヲ停メテ、直

務セントシ、同國守護細川政元ヲシテ、某ヲ諭サシム、○冬良、

兵庫ニ下リテ、莊務ヲ沙汰ス、……………七五六

廿八日 義政、酒饌ヲ獻ズ、……………七六一

廿九日 義政父子、物ヲ獻ジ、歳末ヲ賀ス、……………七六二

越後守護上杉房定、平子朝政ヲシテ、所領ノ年貢上分ヲ納メ

シム、……………七六二

是月 備前守護赤松政則、禁制ヲ同國金山寺ニ掲グ、……………七六三

是冬 興福寺東北院俊圓、同院務ヲ同寺淨法院任圓ニ讓ル、……………七六四

是歲 從三位八條實世、河内ニ薨ズ、……………七六五

下總下妻城主多賀谷家植、足利成氏ノ命ヲ受ケ、下總、常陸ノ諸城ヲ攻略ス、……………七六五

肥後相良爲續、所領高田郷ニ八代城主名和顯忠ノ出兵セルヲ憤リ、屢兵ヲ出シテ、顯忠ヲ攻ム、○復兵ヲ出シテ、八代ニ迫リ、麓城ヲ圍ム、○兵ヲ班ス、……………七六八

薩摩嶋津忠廉、稅所新介、本田兼親ヲ帖佐ニ執ヘテ、其邑ヲ收ム、……………七七七

宗貞國、大内政弘等、使ヲ朝鮮ニ遣ス、……………七七七

琉球王尙眞、使ヲ支那及ビ朝鮮ニ遣ス、……………七七八

我國ノ邊民、朝鮮ノ沿海ヲ劫掠ス、……………七八六

朝鮮王李婁、通信使ヲ我國ニ遣サントシ、之ヲ臣僚ニ諮ル、……………七八九

年末雜載

災異……………七九二

神社……………七九八

佛寺……………八二七

禁中……………九四一

幕府……………九四二

諸家……………九四四

寄附……………九七四

賣買……………九七九

貸借……………一〇〇二

讓與……………一〇〇四

契約……………一〇〇九

學藝、遊戲……………一〇一〇

疾病、死亡……………一〇二九

(目次終)



大日本史料 第八編之十五

後土御門天皇

文明十五年癸卯

正月乙未朔盡

日乙未四方拜、節會ヲ停メテ、平座ヲ行フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 正月一日、四（四方）そうそ（源）乃ふ行

左（坊城俊名）少辨、御（御）巻んもととと（住持寺元長）此あそん、頭辨も（中）志あう、きよく人二人、御ふへ（源）よ源

大納言志（田雅行）ころう、御さう月とふ、あさ御ちう月いつものとくらり、々ふより此

御きぬ大志、あさう（中）せ母らり、御せんよ御むら母あり、御さうとめそつ絲此

御所よてり、御こま（中）くお此ち三おんらり、御所（正親町公兼）なる、おとことちま

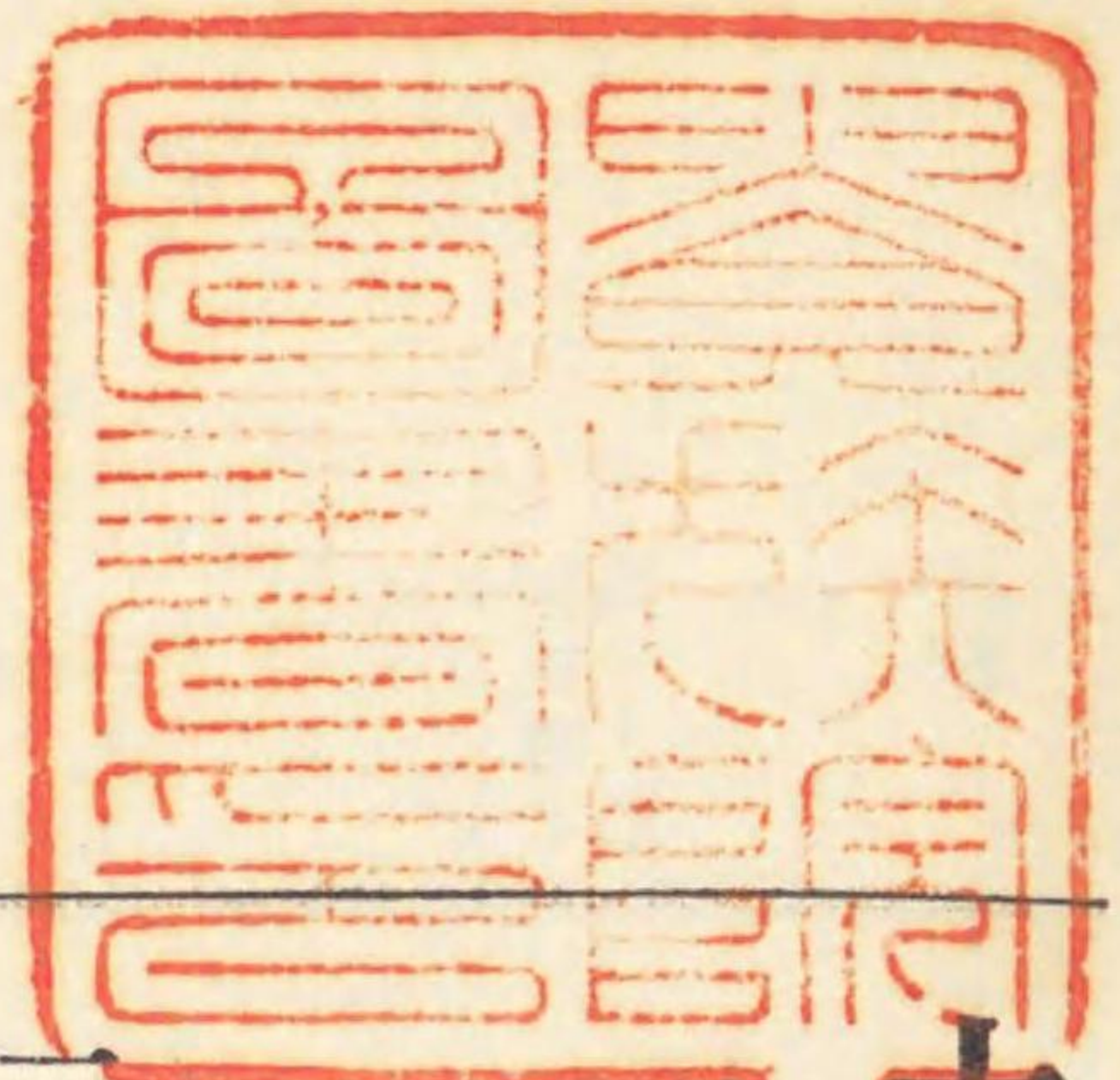
事御しやくよてとふ、ひらさ此ふ行頭辨、上卿權中納言、

〔親長卿記〕十三 文明十四年十二月卅日、（中）四方拜、俊名奉行、早參事雖

催、元長朝臣度々早參了、頭辨了今不早參、可仰之由仰了、

〔親長卿記〕十四 正月一日、陰、平旦行水、拜天地四方諸神佛等、次祝著之儀

文明十五年正月一日



四方拜奉

行坊城俊

名庭田雅行

御裝束ス

參仕

齋固

強供御

平座奉行

甘露寺元

長卿正親

町公兼

御祝
參仕之人

藏人方吉

平座ヲ仰

文明十五年正月一日

二

如常、午後雪下、及晚晴、入夜參內、直衣、重帷、召具元長朝臣、御祝之儀如常、三獻之後、天酌天盃、拜領參候之人々、

予、權中納言、公兼、平座、侍從、中納言、實隆、民部卿、忠富、四辻宰相中將、冬經、言國、朝臣、夏袍、元長朝臣、冬袍、賢房、衣冠、重經、衣冠、在數、夏袍、源富仲、菅原長胤等也、平座也、上卿權中納言、公兼、辨俊名、藏人、左少先權中納言、遂著陣、著奧座暫起、座、如常、著杵、不揖、移著端座、不審、座、揖居向南方、召官人、令敷軾、藏人、左少辨、參進、軾下、藏人、方吉書、略、官方、云、置笏、取文、結申、也、如、形、俊名、仰々、詞、歎、次、上卿下、吉書、俊名、取之、披之、結申、退入、是、也、如、次、上卿居直座、揖起、座、著杵、不揖、退去、出宣仁門、更進出著奧座、常、揖、如、次、職事、進出、仰平座、可尋、次、職事、退入、次、上卿召、辨々、參進、仰宜陽殿御裝束、辨、俊名、退入、次、上卿起座、宜陽殿御裝束、未具之處、上卿自宣仁門進出、此時掌燈已下沙汰之、上卿著座、其儀如常、今夜二獻也、次、奏宣命、見參、不見其儀、參親王御方、二對、御盃酌之故也、拜領御盃退出、

〔實隆公記〕六 正月一日、未、天陰、午後雪降、及晚霽、四海昇平之春、一朝再興之時、尤珍重々々、寅刻驚寢、除夜、依當番、候禁、中親王御方者也、參黑戶、頃、依召參常御所、爲四方拜出御、著御御裝束、源大納言、雅行、奉仕之、御前裝束、可令存知之由也、下官



出御

殿上人脂
燭ニ候
ルモノナ

參議少納
言等參仕

吉書

一向雖無調法、如形候之、小時出御、頭右大辨政顯朝臣候御簾、則候御裾、藏人左少辨俊名、奉行、候御草鞋、園少將基富朝臣候御劍、豫取御劍、菅原長胤候脂燭、々々殿上人自餘無領狀之仁云々、以外無人過法者乎、御笏頭辨獻之、次第之儀如常、入御之後、於常御所賜御盃、源大納言、予兩人令祇候、早速令拜天顏、千秋萬歲祝著滿足者也、早且退出、中、入夜參內、衣冠、御祝祇候人々、按察使、

□□長 權中納言、公兼、東帶、下官、民部卿、忠富、四辻宰相中將、季經、言國朝臣、元長朝臣、賢房、重經、在數、源富仲、菅原長胤等也、親王御方御祝同前、

抑元日節會、今年猶爲平座、上卿權中納言公兼、今夜、遂、參議少納言等不參、奉行藏人左少辨俊名也、上卿先著陣、著奧座、不、參、據、此事、密々、被相談之間、處、不、參、也、起、奧座、之時、一度、移著端座、時、吉書、藏人、方、俊名下之、次第如恆、著陣兩度、暫、揖、無、之、忘、却、之、由、後、被、相、語、者、也、吉書、藏人、方、

之儀了、先退入、更入宣仁門、著奧座、左少辨出陣、仰々詞、其、詞、不、退、入、次、上、卿、召、官人、二、座、召、之、官人參小庭召辨、其、詞、不、開、俊名參上、仰宜陽殿裝束、其、詞、不、開、次上卿起座、則移著宜陽殿、二、端、第、辨著庇座、上卿召官人令置軾、軾、令、置、北、方、也、間、命官人如何、獻盃二獻如恆、見參目六奏、聞之儀等粗伺見之時分、親王御方御祝、只今爲御酌之由、被相觸之間、參候、此後之、不、見、及、

文明十五年正月一日

三

〔十輪院内府記〕 正月一日、朝間天陰雪紛々、○中傳聞、平座、上卿權中納言、公卿、

○二日以後御祝ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月二日、けさより御そ母よ

なる、あさ御さう月、夕うと此御いじ母、あさうさいなとも、昨日よおれし、

三日、御いじ母ともおれし、あさうさ母さふもあり、御せんよをふまで御む

三日 御膏藥ヲ
供ス

ち母あり、御そうとめも、そるくとり、御こうやく御つぎあり、

〔親長卿記〕十四 正月三日、晴、及晩參内、召具元長朝臣、御祝之儀如常、御膳

四日

次第依仰進上之、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月四日、あさ御さう月おれ

五日

し、

五日、あさ御いじ母おれし、

雨ふる、

六日、あさ御さう月ををし、

七日、御みそう此御さう月ら、○中御こまくなといつたのあとし、上ら

六日

七日

内々番家
ニ屬ヲ賜

參仕之人

御まんしやくあり、御いじ母へて、此□は、いらすらる、□御さ母

新大をもし御いりあり、○中ない、のせんしゆは御あふきとを、御ま

へよてふ、（麻痺）もり光もまこうよて、御あふきとふ、まうちやくとも申、

〔實隆公記〕六 正月七日、丑、天晴風靜、於東隣并滋野井等有盃酌事、入夜參

内、御祇候輩、源大納言、今夜當年初度、權中納言、下官、民部卿、賢房、重經、守光、在數、源富

仲、菅長胤等也、今夜被下佳例御扇、令祝著者也、宮御方御祝了、於長橋有盃酌

二更退出、今日齒固祝有之、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月八日、あさ御さう月おれ

し、○九日、十日

異事ナシ、

十一日、あさ御いじ母おれし、

○中院家正月祝ノコト、便宜左ニ附收ス、

〔十輪院内府記〕 正月一日、朝間天陰雪紛々、辰剋下庭上、内々拜天地、四方、恒

規、晝祝栢葉如恆、

右大臣西園寺實遠ヲ左大臣ニ、前内大臣大炊御門信量ヲ右大臣ニ任ズ、

〔公卿補任〕三四十

文明十五年正月一日

栢葉

文明十五年正月一日

六

左大臣從一位同實遠應五十正月一日轉任、

右大臣 同信量四二十正月一日任、元前內大臣、

〔親長卿記〕

三十傳奏奉書案

左府辭退候、御轉任事、勅許珍重候、親長恐惶謹言、ル○左大臣菊亭教季ヲ罷ム見ノ條ニ

十二月十九日

親長

西園寺殿

元日平座之次、可被付行任大臣宣下、可被申沙汰給候由、被仰下候也、謹言、

十二月廿九日

藏人左少辨殿

〔任大臣宣下一會〕

〇宮內省圖書寮所藏

右大臣藤原朝臣

權中納言從三位藤原朝臣公兼宣、奉勅、伴人宣令轉任左大臣者、

文明十五年正月一日 掃部頭兼大外記造酒正博士中原朝臣師富奉

宣旨

平座之儀
續キテ
任大臣宣下

元日任大臣ノ例ナシ

前內大臣藤原朝臣

權中納言從三位藤原朝臣公兼宣、奉勅、伴人宣令任右大臣者、

文明十五年正月一日

〔親長卿記〕

十三

文明十四年十二月廿九日、晴、〇中任大臣宣下事、可被付

行平座之由奏聞、勅許、仰俊名了、同勅許之趣、申進西園寺了、

卅日、晴、師富朝臣來、以次任槐宣下事、元日例尋之、猶他宣下者有例、任槐事無例、世人成不審云々、予云、有他宣下例者、爲當時之儀之間、雖爲任槐、有何事哉、爲殊吉事、無餘儀歟之由命之、

〔親長卿記〕

十四

正月一日、陰、平旦行水、拜天地四方諸神佛等、次祝著之儀

如常、午後雪下、及晚晴、入夜參內、〇中今夜平座畢、有任槐宣下、右府轉任右大臣、左大臣、開事、此間去冬廿九日、依西園寺命、奉

〔實隆公記〕

六

正月一日、未、天陰、午後雪降、及晚霽、四海昇平之春、一朝再興之時、尤珍重々々、〇中抑今夜平座了、上卿更著陣、有大臣轉任宣下云々、其儀不見及、仰詞、右大臣左大臣ニ、如此云々、今夜任槐宣下事、更不庶幾、其謂者、如

文明十五年正月一日

七

仰詞

衛司爲節會參仕任官事、雖有其例、任槐事已被行節會之儀本儀也、元日任槐宣下、絳聊爾者乎、如何、下愚迷是非者也、

〔十輪院內府記〕

正月一日、朝間天陰雪紛々、辰剋下庭上、內々拜天地四方、恒

規○傳聞、平座上卿權中納言、公兼、任大臣宣下被付行、右府公、實遠、轉左、前內府

信量、轉右云々、

廿八日、晴、寒氣、向左府第、賀轉任事、

〔後法興院政家記〕

七

文明十四年十二月廿七日、卯、辛、夜來降雨、略○中、近日西

園寺轉任左府、大炊御門轉右大臣、花山院大納言任右大將云々、○花山院政、長、右近衛大

將、任、ズルコト、十四年、十二月二日ノ條ニ見ユ、

義尙、父義政ト諧和セズ、

〔大乘院日記目錄〕

三

正月十一日、元日准后大樹御伸違云々、

〔大乘院社雜事記〕

四十

正月廿四日、

一○中、公方ハ、舊冬も當年も長谷へ無御參、一向儀絶歟、珍事々々、如今者、京都事又可亂、無勿躰者也、

二月一日、

義尙舊冬
來義政ヲ
訪ハズ

一自京都書狀到來、昨日無爲云々、正月一日より、准后大樹父子之間、昨□中
違也云々、

四日、

一去年冬事一向宗息大谷狂亂、天狗來テ相語、准后与將軍御仲事可令違云々、
兩方御確執事出來、京中悉以可滅亡之由、天狗儀定之、舊冬事也、其後如
案兩御所御仲不極事出來了、以外事也、

禁裏外様番衆、歳首ヲ賀ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十四日記

正月一日、○中、とさぬ乃そん

しゆ御れ申、きう上らう御り、

二日、○中、とさぬ此そんしゆ御せ申、ゆきふる、

〔十輪院內府記〕

正月二日、晴、入夜細雨、○中、以在數申入、於議定所拜天顏、被

出天酒、人々賞翫、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十四日記

正月五日、○中、さふもそんし

ゆとち御せい申さるゝ、

六日、○中、およひもそんしゆ御せ申さるゝ、

文明十五年正月一日

中院通秀
講定所ニ
拜テ天顏ヲ

轉法輪三
條冬子

文明十五年正月一日

七日、○中よよひもせんしゆ御是申さる、○中せんしゆ此御是申はき
ちちへあり、

八日、○中とさぬれせんしゆ、御と申めんちちのふまゆうし申もと此こ
とくよて、御さう月をえよてとふ、まうちやく申、

○和氣富就等、參賀ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記 正月三日、○中ととちり御是

申、三よよて御といめん、御さう月あうとう此内侍もちていて、さうとま
申て、おとこそえよてまうちやく申、

四日、○中日野ま、う御つ申ま、うつ糸此御所の御ひさしよて、御さう月
とふ、くまんとゆうし御三ま此御ひさしよてとふ、とく二位、中將きちやう

所よて御といめんありて、御さう月をえよてとふ、御うしち申ともらり、御
さるいつる、

○諸家相互ノ參賀ノコト、便宜左ニ附收ス、

〔後法興院政家記〕

八 正月一日、未、陰、自未剋雪降、萬福幸甚々々、侍從雅連

日野政資
勸修寺教
秀
白川資氏

海住山高

武者小路
資世
攝津政親

白川資益
王

杉原賢盛

二日、丙、陰、入夜雪散、治部少輔守光來、

三日、丁、陰、小雪散、海住山亞相來、

四日、戊、晴、陰、藤亞相父子、冷泉右衛門督、言國朝臣、典藥頭富就朝臣、攝津彌三

郎、結城七郎、内海等來、令對面、

五日、亥、晴、陰、伯二位父子、同民部卿土御門三位忠顯朝臣、顯基、西河前宰相、淨

土寺奥坊、大石夏弘等來、令對面、

六日、子、夜來積雪三許寸、天晴、清三位宗賢卿、杉原伊賀入道宗伊、伊勢又七、俊

通、師親等來、

七日、丑、晴、藤亞相父子、花臺院、松田豐前守貞康、長興宿禰等來、

八日、寅、晴、不斷光院來、持參一樽、有盃酌事、是恆年之事也、清宮内卿法眼、在通

勗首座、重長朝臣等來、

十日、辰、陰、自辰剋雨下時々止、○中今日留守間來人數、右大將、中院一位、庭田

源大納言、按察大藏卿、中御門中納言、江邊三位、頭右大辨政顯朝臣、長直朝臣、

俊名、賢房有數、兼致、大外記師富朝臣、久任、經弘、定弘等來、

十一日、巳、晴、陰、不定、○中侍從中納言、裏辻中納言、持明院少將基春、大勝院、井

文明十五年正月一日

文明十五年正月一日

〔十輪院內府記〕

正月二日晴、入夜細雨、飯川彥九郎來、一桶隨身、日野拾遺被

來賀、西三橋本有賀禮、七キ、以上兩人、大館治部少輔、カ、阿彌等來、令對面、

四日、略○中番匠以下雜々來、摩尼、五智、宰相等來、惣在廳來、皆對面、

五日、進狀入江殿、自眞光院、高禮院、大學助應來、泉彌九郎、北長尾惣在廳來、西川、吉田

武來、戒明寺兒來、

六日、夜木雪成玉樹花、無殊事、橋本來、富就來、成福寺來、日野一位來臨、長直朝

臣來、勸亞相入來、賀年甫向隣家、

〔親長卿記〕

十四 正月二日晴陰、略○中今日侍從中納言來、東向侍從中納言

言大納言始來臨、朝飯之後有三獻、

四日、雪時々下、詣侍從黃門許、有朝飯、女房并元長朝臣等同導、每年不易之儀

祝著了、略○中山宰相中將來、隨身一桶、三獻之後歸了、

五日、晴、中御門黃門、同母堂并東向、宣秀已下小生等來、有朝飯、

十一日、陰晴、參賀安禪寺殿并佛陀寺等、光福院已下人々多賀來、

廿五日、晴、早且帥來、當年始也、一昨日參番云々、依窮困遲參之由語之、隨身一

葉室教忠
窮困ニ依
リ遲參ス

桶蓋一盞

〔實隆公記〕

六 正月二日、申晴、自都護亭招引之間罷向、朝飧獻物等及數盃

青女小女等始而罷向、令祝著者也、及晚蹴鞠一足有興、歸家之次參女院御所

同參伏見殿、盃御向權中納言、民部卿、源大納言、四辻宰相中將、綾小路中將、和

長、中山相公等許、略○今夜前丞相、拾遺等勸一盞祝著了、勸修寺亞相入來云

々、

四日、戌雪降、儲朝飧、招甘露寺父子家來等、今日稱禮來人々、海住山高橋大納言、細

川九郎、杉原伊賀入道、種直朝臣、信直、惣在廳隆嚴、威儀師、經師、良世、法眼、大工、棟梁、牛

飼兩人等對面了、其外壁大工□大工等來、

六日、子霽、略○中稱禮來人々、清三位宗賢卿、諷訪將監、山科、

十日、辰雨濺、略○中入江殿御寮入來、佳例祝著了、

十一日、巳陰、今日所々參賀、凡五ヶ所計也、不選記、

十三日、未晴、美津三牧衆來、略○中今日青女向勸修寺、

十六日、戌陰、自晚雨降、僧衆等參賀人々在之、橫川長老良久清談、姉小路又清

談、

文明十五年正月一日

三條西實
隆嘉樂門實
院伏見宮
ニ參賀ス

〔親元日記〕七 正月九日、天、癸卯、晴

一 御被官江州善淨坊全潤參賀、太刀、糸百疋進上、兵庫殿へ太刀、金百疋進上、共以齋藤小次郎申次、

十二日、丙午、晴

一 興文首座大内殿貴殿へ參賀、罐子一、杉原十帖、百疋以上三種持參、杉江方へ渡之、

十八日、壬子、晴

一 粟井近江守參賀、貳百疋持參之、杉江方、渡之

十九日、癸丑、晴

一 御被官富田掣法し今春御禮申、代々御對面、かん一、のしあへひ二百本、御とる二、以上、兵庫殿へかん一、とり一番、御とる一、以上、堤三兵申次、
一 鷄頭院證、拜、隆力貴殿へ參賀、卷數百疋持參之、御對面、

廷臣、諸將、幕府及ビ義政ニ參賀ス、

〔實隆公記〕六

正月一日、未、天陰、午後雪降、及晚霽、四海昇平之春、一朝再興之時、尤珍重々々、○中、略 早旦退出、行水、理髮、刷衣裳、欲參柳營之處、御對面可

日野富子
ニ參賀
義政參賀
ノ衆ニ面
謁セズ

伊勢貞宗
幕府ニ出
仕ス

浦上則宗

爲午刻之由、有風聞之間、先參入江殿、大慈院寶慶寺殿等、向北日野富子小路禪尼、水後廣福院、政元細河九郎、同右馬頭等許、次參小河殿、經數刻御對面、今日出仕人々、義直日野侍從政資朝臣、治部大輔守光之外、堂上衆無之、大名細河九郎、一色、義直左京大夫計也、其外御供衆也、御對面了、參御臺御方、則參長谷、此間飛雪以外也、輿中頗以難堪、僕等不便々々、准后一向無御對面之儀云々、仍内々申入退出、歸路向花園伊勢旅所、歸宅、于時未下刻也、窮屈過法、書般若心經一卷、致年中祈精、其後行饌令祝著了、

○コノ後、諸將ノ幕府ニ參賀スルコト、便宜合致ス、

〔親元日記〕七

正月七日、辛丑、霰、天晴

一 貴殿花園より御出京、當年、初

上御所へ御出仕、

十一日、甲戌、天晴

一 貴殿上御所へ御參、

二月廿四日、丁亥、天晴、急雨、霰

一 所司代當年としめて出仕、浦上則宗

文明十五年正月一日

二日、丙申義尙、近衛政家等ニ歌題ヲ頒チ、之ヲ詠ゼシム、

〔後法興院政家記〕八 正月二日、丙申陰、入夜雪散、○中自大樹賜短尺、梅一首、使富長五郎云々、則令詠進、

〔十輪院内府記〕 正月二日、晴、入夜細雨、○中入夜自柳營、以吉田四郎、給和歌題、即可詠進云々、以富元進入之、才阿請取之、御心得云々、

〔實隆公記〕六 正月二日、申晴、○中今日不出仕、自柳營二首題、短冊、賜之、入夜詠進之、

○コノ後、義尙、屢近衛政家等ニ、歌題ヲ贈リ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、便宜左ニ合致ス、

〔後法興院政家記〕八 四月十四日、丙子晴、辰刻自大樹給短尺三枚、子日、臘、則可詠進云々、任筆令詠進了、

五月一日、巳癸陰、自午刻雨下、○中及晚自大樹給題、今日中可詠進云々、秉燭以後令詠進、短尺三首也、露、中、鶯、秋、寄、松、祝、

七月五日、申晴、自大樹短尺三首給之、梅、鶉川、寄紐戀、自午刻給之、則可詠進云々、率爾之儀頗令迷惑、

歌題

同 同

同

姉小路基綱ノ歌

大黒黨

春ノ部終ル

二日、丙申義尙、近衛政家等ニ歌題ヲ頒チ、之ヲ詠ゼシム、

〔後法興院政家記〕八 正月二日、丙申陰、入夜雪散、○中自大樹賜短尺、梅一首、使富長五郎云々、則令詠進、

〔十輪院内府記〕 正月二日、晴、入夜細雨、○中入夜自柳營、以吉田四郎、給和歌題、即可詠進云々、以富元進入之、才阿請取之、御心得云々、

〔實隆公記〕六 正月二日、申晴、○中今日不出仕、自柳營二首題、短冊、賜之、入夜詠進之、

○コノ後、義尙、屢近衛政家等ニ、歌題ヲ贈リ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、便宜左ニ合致ス、

〔後法興院政家記〕八 四月十四日、丙子晴、辰刻自大樹給短尺三枚、子日、臘、則可詠進云々、任筆令詠進了、

五月一日、巳癸陰、自午刻雨下、○中及晚自大樹給題、今日中可詠進云々、秉燭以後令詠進、短尺三首也、露、中、鶯、秋、寄、松、祝、

七月五日、申晴、自大樹短尺三首給之、梅、鶉川、寄紐戀、自午刻給之、則可詠進云々、率爾之儀頗令迷惑、

同

八月二日、壬戌晴陰、小雨灑、入夜風吹、入夜丑刻自室町殿給短冊、三首、遠山霞、薄水鳥、馴社頭、祝

君、則可詠進云々、引筆令詠進、率爾不可說事也、

〔十輪院内府記〕 八月二日、番請取參入宿、自大樹被送題三首、即馳筆詠進之、

〔卑懷集〕 文明十五年室町殿三首御會盧橋、

時志あれハ御階ふ匂ふ橋もいまちちあきん袖をまつらし

四日、戊戌千秋萬歳アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 正月四日、○中大こくろさう、

千志ゆ万さ井申、

義尙ノ奏請ニ依リ、甘露寺親長等ヲシテ、御製ヲ選擇淨寫セシメラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 正月四日、○中かんろし志こ

うよて、大納言殿より御申此御を舟ともうきあつめゐいらせらるゝ、

五日、○中うろろし、四つし宰相中將御を舟うきあつめゐいらせらるゝ、

〔親長卿記〕十四 正月四日、雪時々下、○中未刻許參内、依召也、御詠草寄書

事也、春部大概周備、自大樹依被申請也、入夜退出、

五日、晴、○中未刻許參内、依彼御詠草事也、入夜退出、

禁庭ノ金
柑ヲ義政
ニ賜フ

梅枝

鮭雁鶺

文明十五年正月四日

二〇

うふしと殿、あんせん寺殿、おうとのへを、御ふとよ入てらる、
十一月十五日、略中御庭比きんうむ、ひんうし山とのへ折よ入てりいらせ
らる、

〔實隆公記〕

六 二月十二日、乙晴、時正中日之間持齋也、自宮御方梅枝拜領
之、則遣飛鳥井少將許了、

義尙、扇、魚鳥等ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記 正月四日、中大納言殿より
としく、此御あふき十んん、くさあい比うすやうまつまる、くゝぬ、
ん二、あう御まを二りひてり、御つう井てんそ、御あふきとふ、

〔親元日記〕

七 正月四日、戊晴、
一御方御所様より、今朝禁裏様へ爲御進上、
白鳥一、雁一、鹽引五、以上三種、

〔親元日記〕

以小林新左衛門尉注文申之間渡之、歳暮殘美物内也、
○コノ後義政夫妻及ビ義尙、物ヲ禁裏及ビ勝仁親王ニ獻ズルコト、便

宜左ニ合致ス、

花袋
各宮ニ頒
賜セラレ

紅梅

こゆめき

鯉

鯉

宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

正月七日、むろまち殿より、ひ

ふつ五色らる、

二月二日、中大納言と此より、御えれふくろ廿五いる、御所々々あとい、
夕より雨ふる、
つをのことく、いいらせらる、

九日、あうとにより、御まを二色、宮比御方へらる、

十六日、大納言より、あうそ舟そのなう二色五いる、あうとにより、二比宮へ
よより雨ふる、
いと井茶よ、さぬく、此御まを五いる、こゆめき五うらる、

廿二日、中むろまち殿より、いそ一折らる、

廿四日、大納言殿より、おひと、しきあもし五いりて、御くそりとをあり、御
しやうくまんもあり、

三月三日、あうとにより、こもし五いる、あうら舟とふ、
十日、むろまち殿より、御まを二色らる、くまんしゆ寺へ色二股つうとさる、

四月七日、中むろまち殿より、あうそい五うらる、
十九日、大納言殿より、御まを五色らる、

文明十五年正月四日

二一

栗 酢

柑子

酒糟

鱸

海松

鷺

丹波瓜

草花
近衛政家
=賜フ

近江瓜

文明十五年正月四日

二二

廿一日、略中むろまち殿より、すもしらる。

五月三日、略中あうとにより、い(ハ股カ)と恙なるをりこ御くり入て、おの宮此御うとへらる。

四日、むろまち殿より、うんし一折カいる、大納言とのへカいらせらる、十日、むろまち殿より、梅此御ふとカいる、又おもしろらる。

十七日、あうとにより、さうひてカいる、御所くカゑまいる、女さうとち此御くカせらる、

廿三日、大納言殿より、すカきらる。

六月三日、雨カせる、略中大納言殿より、みる一をりらる。

九日、むろまち殿より、二色カいる、さきカしめてらる。

廿三日、大納言殿より、さんカ一うカしめあらる。

七月二日、略中ひむかし山と此より、ひふつカきくカと五色らる、むろまち殿より草花らる、くカんカくカゑカいらせらる、

四日、ひむかし山殿より、おもし五カくカらる、いつカの御くカをカせらる、

五日、ひんかしやまとのより、あふみ百カこらる、さうカくカゑカつカをカさる、

〔實隆公記〕

六月 七月五日、丙晴、略中自禁裏五色五籠拜領、

六日、丁晴、略中承球藏主入來、昨日五色十籠自禁裏被下之、予傳送之間、稱其禮者也、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

八月三日、略中ひんかし山と

のより、すもし十をカらる。

七日、略中ひんかし山とのより、そつひしくカらる、御しやうくカんありて、御さう月らる。

九日、ひんかし山とのより、御まお三色カいる、又おす一をりカちカらる、夜まで雨風ふく、

十一日、むろまち殿より、ひしくカらる、ひむかし此とうカんとカのへらる、

廿一日、むろまち殿より、松カしめてらる。

廿七日、むろまち殿より、そつカりらる、さふカいカうカ此よし御つカ母よお

得カせるに、あを御ひろカあるへきよし申、

廿八日、ひんかし山殿より、そつカりらる、あう御まおカらる。

九月三日、ひんかし山とのより、やまカて御とりとていくちカらる、宮此御うとへ、さくら此カおともみち乃えカとカいらせらる、

文明十五年正月四日

二三

實隆ニ賜
フ
承球ニ賜
フ

菱喰

蓮

いくち茸
櫻ノ紅葉
ヲ勝仁親
王ニ獻ズ

飛鳥井雅親
賜フ

平茸
背脇

久我通博
物ヲ獻ズ

近衛政家
酒饌ヲ獻ズ

祇園社護符

牛玉

梅葱

蜜柑

鱒

鷹司政平
酒饌ヲ獻ズ

鮑

畠山政長
魚鳥ヲ獻ズ

文明十五年正月四日

十六日、略 中むろまち殿より、松一折らる、
十七日、ひむろし山殿より、松此をりらる、
廿四日、大をりのまつ、むろまちとのよりらる、いつものやうに御くそりよ
ある、

廿九日、ひむろし山殿より、きくらら、かしと木へぼろをさる、
十月五日、ひんむろし山とのより、おもしらる、

廿日、ひる 雨ふむろまち殿より、御ひら十らる、

十一月十日、略 中ひんろし山とのより、あう御まお二らる、

十一日、ひんろし山とのより、あう御まれ五、ふり一、せいと五をせらる、

廿九日、ひんろし山殿より、ひらとせらる、

○門跡、尼宮、寺社及ビ諸家ヨリ、物ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

正月五日、略

中久我通博こころより、あせ

物ら、御くそりいつをのことし、

九日、略 中くまんとくより、御まな二色二うらる、

〔後法興院政家記〕

八、

正月九日、癸晴 中鷹司政家鷹一、鯛三、柳二、荷、令進上禁裏

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

正月十日、略

中きをん此御ま

不りらる、

十一日、略 中きをんより、御ま不りこまうらる、

十三日、略 中うちよりくもし、むめ、しろねらる、

十六日、略 中源大よりまつらんらる、

廿四日、略 中きとあうち殿より、ひまくる一、ゆき三、よもし一折らる、

廿六日、略 中きとあうち殿より、ひまくる一、ゆき三、よもし一折らる、

二月五日、略 中くるま御代くま御まれ五色、御さる十うらいらせる、

十一日、略 中北のままん院より、梅の枝らる、

十二日、略 中あんせん寺殿より、もつくらる、

十五日、略 中二比宮御方より、めつらしき梅此枝らる、

十九日、略 中御うらいらせるとて、あうはしより、うひ此あま一折らる、

廿一日、略 中多しと殿より、御庭此とて枝らる、まどくしともへ一つみと

廿三日、略 中畠山政長まんとくまんとしやうとて、みんな部卿より、くゝぬ、あうそ舟五十

文明十五年正月四日

櫻花ノ枝
蒲鉾

いる、○中 けさあうと縁あもし二まいらるゑ、
三月一日、略 ○中 くまろしより、御まれ三色三うらゑ、
三日、略 ○中 うち舟とのより、ふしまつゐいる、御なく比くさもらゑ、
四日、略 ○中 せいうんし花比枝ゐいらるゑ、○中 こん部卿、うまなこ一をしき
雨ふる、

薯蕷

六日、去やうきん院より、山比御いゑらゑ、

小紙
刀

十七日、略 ○中 可成平 ぐまんそくより、御まゑ三色らゑ、

十八日、ううなん院より、御さうしうと三そく、こつとな五らゑ、

四月一日、略 ○中 こん部卿より、あうそ舟五おけらゑ、

二日、くら比頭より御くりゐいる、こん部卿よりなまつ一折らゑ、○中 中御
ろとよりあう御まれらゑ、

三日、大ゆき、かん一、あう御まれ一ゐいらるゑ、日野より御ひら十、うさ一折
(き下同じ)

ゐいる、こん部卿こうせい五おけらゑ、くら比頭御くりらゑ、ひろせしより

かさ一折らゑ、花山よりあもし二、あう御まれ一らゑ、上らぬ比□よりきし

二らゑ、ふざ比下つ参まんしやうとて、こん部卿よりあうせい、うい比あそ

雄子
布施英基
天野酒ヲ
獻ズ

搗栗

一折、あま比二うらゑ、とをなりうちくり比そこゐいらるゑ、せかつくさ殿
より、とつうん一折ゐいる、二條殿より御ひら五、ひゞ一折、御さる三うらゑ、

松比木よりを望二うらゑ、

四日、略 ○中 御ち比人、もつくゐいらるゑ、

九日、大しやう寺殿より、かへし一つとらゑ、

十二日、

御てうしなと御所へらゑ、くら比うと申さゑ、

廿日、去う此中納言より、しろ御うりらゑ、

廿六日、略 ○中 望しやうゐんより、御いちこ十二ゐいる、こん部卿よりくらあ

ふひらゑ、

廿七日、院ちやうせけ比こゐいらるゑ、○二十九日、五月三日、八日、十三
日、院廳筭ヲ獻ズルコト略ス、

卅日、としとち子せんによ一つとゐいらるゑ、入ゑとのへゐいらるゑ、

とめしあく御うれしかりゐいらるゑ、

五月一日、略 ○中 びんうし比とうゐん殿より、御こふゐいる、御むろ比そんし

ゆちこより、あてしこ比おもしろきほらゑ、

筭

唐葵

白瓜

昆布

撫子

茶 饅頭

細美

杏

祓箱

むしたけ
むめむき
灰方ノ百
姓酒代ヲ
獻ズ

薬 茄子

卷數
藤花ノ枝
ヲ義尚ニ
賜フ

文明十五年正月四日

二八

三日、中うんせう院まん一をり、御ちや一はみりいらせらるゝ、ふんち、
 ちらあふひりいらせらるゝ、
 七日、中めう心寺より、御ちや三十り、
 八日、松木より、志ろ御うり一折り、ある、あつと此御せう所より、さいと十ま
 いる、中光せう院殿より、あんまゆ此枝り、とゆとりいらせるとて、そへ
 よりみる此をりり、
 十二日、いせ此御やとより、あま二百不ん、此もし、御はらへのそり、望し
 やうのんよりむしとけり、ある、はうせん寺殿よりむめむきり、大納言殿
 よりもり、そいりと此御百しやう御せい御とる五り代よてり、御い
 そ母あり、めてとしく、
 十四日、なうら母御ようの此御くをりりいらせらるゝ、
 十五日、望しやう院より、むし竹り、松木より、あす此小折り、
 十九日、中三不う院より、いつをのいちり、
 廿九日、御くまりしゆともり、入江殿よりふち此枝り、まりまりおほし
 めして、大納言とのへりいらせらるゝ、

菊瓜

材木

仙翁花

攝津ノ瓜

文明十五年正月四日

二九

六月一日、はく、さうひて一をり、
 二日、ふる、やうりとのより御こふ一をしり、ねよはきてめつらしきふ
 をひよて、おもしろくおほしめせ、空をほり、ひる不とより、
 五日、中八りと此とありより、としく、此御うりり、そつせより、きくり
 いる、不うきやう寺とのへりいらせらるゝ、
 八日、中山くみより、御さいもく二兩ハしめてり、あさみち、めり、
 んるいらせらるゝ、大しやう寺とのより、せんおり、ひんりし此とり、
 殿より、御うりり、
 侍頭從中納言殿より、としく、の御うり一折り、御ふと御所り、ねう
 そうとちの御くそりもせらるゝ、
 十三日、さいをん寺より此御うりり、ありし所へ一り、御くそりもせ
 らるゝ、のり秋よもとふ、中四條よりふとしいまり、志こうあきよより、御
 せぬよ御とる此とて、代よてある、御こりとあり、
 十八日、ひむりし此とり、ありん殿より、御うりり、
 廿一日、殿より、このくよ此とて、御うり一り、御むかへりとり、

いらせる、

廿四日、なら此一せう院より、御うり二うら、一う二そん院へつうをさる、御ちの人より、御ふとよ御うりゐいる、北(本意改字)とけのまうあさななんゐいらせる、

鱸魚

廿五日、略中山くよの御きう所よつきて、とまとやらん、御まを二色、御とる二うら、まんととのより、すつきら、とく大寺より、御あゆ一折ら、御ち此人を、御あゆゐいらせらる、宮の御ちとへも御まをゐりて、さきよけゐいらせらる、

〔後法興院政家記〕

八 六月廿五日、丙晴、略中 鱸魚二、令進上禁裏、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上四日記 六月廿六日、大をもしより、御

ふとよ御うりら、

丹波瓜

廿八日、毛ふの御さう月ら、御ち此人、御うり一ふとゐいらせらる、おろ殿より、とんを一うゐいる、一こ大しやう寺とのへら、

廿九日、略中 めうまん寺より、とんを一うら、めうなう院とのへゐいらせらる、むらひの御所より、御うりら、

近江瓜

七月一日、略中 一條殿より、くさせれら、

三日、ちやうとんとゐいらせる、佛とん寺へつうをさる、北こうち殿より、とんを二うら、三條よりとんを一うら、めうなう院殿よりあふと三十ころ、

五日、略中 草をれ所々よりら、三位御あまより、御あゆ一折ら、

十八日、をす一折ちうはしよりら、はしめて御らむせらる、

十九日、略中 源大納言より、とんをうり二ころ、あちやちこより、御あゆゐいる、大内きよりもら、

廿一日、雨いさうち多る、神なる、大をもしより、あふと三ころ、

〔實隆公記〕

六 七月廿三日、甲晴、自青蓮院丹瓜一荷送賜之、令進上親王御

方了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上四日記 七月廿三日、御ちと此御所よ

り、御うり御ふとよら、

紫芋

八月四日、あんせん寺殿より、せう此御いもら、御くそりせらゑ、
八日、略中 よし田比うんぬし、とんをうりめつらしきとて、一こゐいらせる、

柿

鶴鶴

廿一日、略 中大しやう寺より、御ふとよ入て、御くりらる、
 廿三日、略 せけとていらせるとして、せへよりをつくりらる、
 廿五日、略 中とけ此うち殿より、うきらる、
 〔實隆公記〕 六 八月廿八日、子、陰、略 中抑昨夕於庭上擒鶴鶴、背黒 今朝令進
 禁裏了、御自愛之由被仰下、多幸々々、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

八月廿九日、望うくあうき此

ひけこゝるいらせらる、大つう院より、せきせい二をていらせらる、
 九月一日、略 せくの二位より、忍いのさうひとしらる、略 中望しやう院より、あ

あひ一（けり）せりらる、

二日、略 中こうとうのき一ふとていらせらる、

四日、めうしん寺より、まつ一おりらる、

六日、御ゆめせ、御くり此をりらる、とあうよりらる、うき此御ふとへ、いま
 いたりていらせらる、

八日、略 中くらのうと、きく此御あうらる、

九日、略 中松の木、うき此御ふと、庭此木を忍とてていらせらる、

鱧ノ酒浸

野蒜

菊著綿

安養寺卷
敷

菊ノ枝

鯉

十一日、ことある事れし、宮此御方より、御てうし、うき、御ひらあたらる、
 十六日、略 中あんやう寺より、御くむんしゆ一ころらる、
 十九日、おん忍とのより、まつらる、もん部卿、うさ一をしきていらる、

〔後法興院政家記〕

八

九月十九日、酉、晴、略 中俊宣朝臣來、昨日自仁木方進

松茸云々、則可進上内裏之由仰付了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

九月廿一日、くむんそくより

まつらる、

廿三日、八日と此とあうより、まつ二をりらる、御むろへ一（そり）らる、

廿七日、略 中しやうもん院より、きく此枝らる、

廿八日、御さう月らる、ふしとより源大納言、すきていらせらる、新くら
 人、あち一をしきていらせらる、おん忍とのよ望、きくの枝らる、御くりの
 ふとおろ殿よりらる、

十月一日、略 中もん部卿、き一はとらる、源大い（のん）とけしたるうき此ら

あらる、

三日、略 中入る殿より、きく此枝ていらる、二もん院より、うき一ころらる、

文明十五年正月四日

九日、めう不う院殿より、いとひた百ら、御所へ、ひんくしのとうゐん殿、御いせいへもら、らんそ乃もとへ五十つうへさるゝ、てんそうより、いととつきてあさくこゐいらせるとて、御志やうらり、めてとし、十四日、中をよし比うんぬし、ちとりゐいらせる、

〔親長卿記〕 十四 十月十四日、晴、中參内、住吉神主、國昭、進上海千鳥持參

之、

〔京都御所東山御文庫記録〕 甲湯殿上四日記 十月十八日、中くら比頭より、うき一ころら、

廿一日、ふしととのより、むらとけら、

廿五日、中御ち此人、としく、比あう御まあゐいらせらるゝ、中とけと

うちしきまん上申、

廿六日、ふしと殿より、あう御まあら、

十一月五日、中源大納言より、さきゐいる、おう殿よりあめら、せうをい

御くまんやくゐいらせる、

十日、中里わくよりなく比木とを、くしうきもら、中あうはしよりと

糸とら、

廿三日、大うく寺より、御ちやゐいる、うんせう院より、折三かうら、

廿四日、中三比里う宮へ、くまちやうよりをり、御とるら、をりふしこの

御所よりとらをとおはしまして、御い里井あり、

廿九日、中二そん院より、まつうんかう比とりよ二かうら、

十二月七日、あうと糸、いとひき三十ゐいらせる、

九日、くるまのくまんをんしより、御ちや、御くまんしゆ、うんし比ひそ二

ら、

十七日、中うんせう院より、御宮けよら、折二かうら、

十九日、大しやう寺殿より、あまこふら、くそあよりうきら、

廿二日、中しやう院より、あまこふら、くそあよりうきら、

廿三日、山くにより、くし物ともら、みの、御まくまん所より、御ちやのそ

ころら、

廿四日、中ひんよより、せふもくし物ともら、御くそりせらゑ、としと

し比不う、色々ゐいるこより、せうくゝゑゐいらせらせつうをさるゝ、

文明十五年正月四日

文明十五年正月五日

三六

〔實隆公記〕

六

十二月廿五日、甲晴、自禁裏山國公事物折二合、松百把拜領

之、祝著云々、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

十二月二十六日、○中八日と

のとあうより、やまのいもら、まうの中納言よりもら、くまちやうよ
り、梅むきら、

廿七日、○中新大をけ殿返御るい、宮けよ御らまら、此物三色、一うら、

御やう此うを御こゆとあとりいらる、めてとし、

廿八日、ひろはし、まう、こもし一折ら、松此木より、まろ御とり一つらひ

ら、

五日、己亥伊勢貞宗、恆例ニ依り、物ヲ幕府ニ進ズ、

〔親元日記〕

七

正月五日、己亥天晴、夜雪、

一今日恆例御進上、鷹一、雲雀五十、鯛二、海老一折、貝蛸一折、以上五種、於數五
種者御佳例、至其色者不定也、

○諸將士、寺社等、物ヲ幕府及ビ義政ニ進ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔親元日記〕

七

正月六日、庚子天晴、積雪、

五種ノ進物
雁 雲雀 鯛 海老 蛸

山芋

曆

白鳥

近江蟠根
寺東玉
修正札
下津屋親

信菜
大根
薯蕷
牛蒡
芹

浦上則宗
振海鼠
山名政豐

鶴
免

香水

雲雀
鯉

祈禱卷數

一 蟠根寺 東玉より、修正札配帙ら、

一 下津屋三郎左衛門尉親信方より、若菜五十把、大根五十把、山芋五十本、牛

房十把、芹二籠進之、嘉例也、

八日、壬寅天晴、

一 所司代 浦上美作より、鷹一、鳥五、振海鼠二桶、御樽五荷進之、杉江方へ渡之、

一 山名殿より、去歲暮御美物到來、別記之、

御私へ鶴一、免十被進之、杉江方へ渡之、

一 八幡橋本坊 祈禱より、御香水、牛玉ら、○三月八日、六月八日ニ進上、

九日、癸卯天晴、

一 兵庫殿御進上、雲雀五十、鯉二、鯛五、以上長谷へら、

十日、甲辰天晴、細雨、

一 花王院 澄惠より御卷數 御方御所様へ、三枝、如意頓成就、大威徳、普賢延命、

上様へ、一 枝、如意頓成就、貴殿、兵庫殿へ各一枝、

十一日、乙巳曇、

一 春日社御師 新權神主 淳、進上、

文明十五年正月五日

三七

粽

文明十五年正月五日

公方(義政)様へ御卷數一合、粽卅把、

御方御所様へ同前、同五十把、

上様へ御卷數一合、

御私同一枝、同十把、

十二日、丙午、晴

一多賀兵衛四郎宗直方より、鷹二、鮒十進之、御返事、

一佐々木六郎(高徳)殿より進上、

公方さへ鮒廿、

御方御所様へ白鳥一、鮒廿、御私へ鮒十、御返事三通、

十三日、丁未、晴

一佐々木田中四郎五郎殿貞信より、鷹二、雪五ら、御返事、

一高雄尾崎坊尊潤より久喜二桶被進之、飯加より使副、御返事あり、

一布施方へ白鳥一、以御書被遣之、

十四日、戊申、雨

一梅尾田中坊より、久喜一桶ら、御返事、

多賀宗直
鮒
京極高清

白鳥
田中貞信
蟹

串柿

法花院遷
舜

土岐成頼
太刀
馬
定泉倉
正實倉

返報

十五日、己酉、晴

一定光院猿菊丸壇供一面、鯛二、御樽一、荷進上之、御盃給之、

十六日、庚戌、天晴、夜風雨

一南都東北院(後園)殿より、御種一、荷、串柿二連ら、御返事、あて所河内寺主御房、

十八日、壬子、晴

一法花院遷舜より、卷數、牛玉ら、

十九日、癸丑、晴

一土岐殿左京大夫成頼、年始御禮、

公方御太刀、政光、御馬、月毛、目結、三、千疋、廿日、定泉御倉、

御方御所御太刀、定利、御馬、青毛、目結、三、千疋、同日、正實御

上さへ、三、千疋、同日、廣福院殿へ申入之納、使同前、

御私へ太刀、糸、貳、千疋、杉江方へ渡之、

御返報、

一公方より御太刀、吉貞、御馬、河原目毛、印、兩目結、以上請取四通使、(後)之、御内書、日付、廿

御劔、助次、被下之、

文明十五年正月五日

文明十五年正月五日

四〇

二月十日、癸酉、晴、

一土岐殿年始御禮去月十日御返事、爲可被渡遣御内書御劔、被召上使者、仍被差上臺監寺、今日來入、即被渡遣之、御私之御狀、御太刀、御馬をも同時に渡了、

〔親元日記〕七

正月廿一日、乙卯、雪、

六角高頼

一六角殿高頼四郎年始御禮、

大御所

御太刀、守景御馬、河原以上貴殿可有御披露云々、

鮎鮮荒卷

御方御所

白鳥一、鴈三、鮎鮮荒卷十、御種十荷、

上さほ

ひしくゐ三、とり十、ふちせし荒卷十、御さる十荷、

此二御方分御申次へ大館治部少輔殿申之、孫右納申之、

鴈二、鮎鮮荒卷十、種五荷、以上杉江方へ渡之、

以上御返事四通、日付廿二日、

廿二日、丙辰、晴、

一梅尾闕伽井坊公祐より、御方御所様へ御卷數一枝、久喜二桶進上、御私へ同前、御返事あり、

鳴

廿五日、己未、天、晴、夜雨、

一兵庫殿御進上、毎月御精進解分、鳴一折、卅鯛三、以上長谷へら、

近江彦根寺卷數

一江州彦根寺より御卷數、院主法印快全、御返事あり、〇五月十七日、九月六日、恒例卷數進上ノコ

ト、異事ナキヲ以テ略ス、

飛驒千光寺卷數

一飛州袈裟山千光寺御卷數、院主權少僧都定堅、御返事、

廿七日、辛酉、晴、

慈視院光

一慈視院光、年始御禮、玖より菱食一、五百疋進之、二月九日、納、杉江、使、淵田、御返事、扇廿本、杉原

十帖、御狀日付今日、

廿八日、壬戌、天、晴、

攝津神呪寺卷數

一攝州神呪寺衆徒中より、年預良榮、御卷數進上之、貴殿へ卷數一合、種一荷、兩種

こくし、柿、こぶ、

廿九日、癸亥、天、晴、

近江海津

一御被官江州海津饗庭對馬入道昌盛、爲年始之御禮、鴈一進上之、

盛、饗庭昌

一梅戸左衛門三郎殿貞實より太刀、金、三百疋ら、杉江方、御返事、太刀、持

梅戸貞實

一齋藤藏人基廣、方より太刀、重利、馬、進、御返事、御太刀、國吉、花瓶、胡

文明十五年正月五日

四一

齋藤基廣

文明十五年正月五日

銅、盆、堆、朱、被遣之、

一月輸入道殿良祐より、庖丁三枚、馬針二被進之、御返事あり、

一寺井四郎兵衛尉鯛十、貝蛸五十、海鼠腸三桶進之、被遣御狀、

二月朔日、甲子、天晴、

一兵庫殿御進上、鴈一、鮒鮓一折、以上長谷へら、

三日、丙寅、雨、

一鮒生成十御進上、

九日、壬申、曇、雨、時正、

一兵庫殿御進上、鯛五、蛤一折、以上長谷へら、

一貴殿より、長谷御所へ、鮒鮓十御進上、

十一日、甲戌、天晴、

一栗真觀音寺敬順より、年始御卷數進上、貴殿へ一合、御返事あり、

十六日、己卯、雨晴、

一兵庫殿御進上、彼岸之御精進解之、恆例、鴈一、鯛五、海老一折、以上長谷へら、

海鼠腸

鮒生成

蛤

伊勢觀音寺卷數

畠山義統

三會院領和泉加守莊海雲蒟蒻

一畠山義統左衛門佐殿年始御禮物、今日到來云々、同廿四日令存知了、委細廿四日

十八日、辛巳、天晴、

一泉州加守庄主三會院領秀知秀秀客方より、極一荷、海雲一桶、蒟蒻一折被進之、被遣

御狀、日付十九日、

廿四日、丁亥、天晴、急雨、霞、

一畠山左衛門佐殿年始御禮、去十六日、到來云々、

公方様へ御太刀、糸三百疋、以上、海鼠腸百桶、御返事二通、

御方御所様このまゝ百桶

上様同前、

御私同五十桶、以上御返事五通、日付去十九日、

廿五日、戊子、天晴、夜雨、

一兵庫殿御進上、鴈一、鯉三、以上長谷へら、

三月朔日、癸巳、天晴、

一兵庫殿御進上、鴈一、鯛五、以上長谷へら、

二日、甲午、天晴、

文明十五年正月五日

文明十五年正月五日

四四

斑變リノ
鴻返付ス

一土岐殿より、符うへりの鴻進上之、翌日備上覽之處、無御用之由被仰出之間、同日こ返遣之、

九日、辛丑、天晴

一兵庫殿御進上、鴈一、鯉五、以上長谷へら、

布施英基

一布施野州より、折二合、種三荷、

十日、壬寅、天晴

一蔭涼軒より、折三合、とる二荷、以御狀被進之、御返事あり、

一長岡筑前守六角殿、買得安堵御奉書之御禮、三百疋令獻之、杉江方へ渡之、

十四日、丙午、天晴

一山名殿より年始御禮、雜掌松田十郎右衛門尉、頼房、

公方さへ、御太刀、行眞、貳千疋、

御方御所様、御太刀、包次、貳千疋、

御私へ、太刀、持、貳千疋、御返報、御太刀、包弘、馬、鹿毛、目、結、

此御太刀八月十一日松十右方へ渡之、使淵田、御馬十、九日雜掌方へ渡、使上田、

同御方より、

海鼠腸

公方様、御方御所さへ、各白鳥御進上、非年始之儀間、御狀別昏也、仍御返事、彼是五通被進之、

一畠山左衛門佐殿より御進上、

公方さへ、白鳥一、このまゝと百桶、同子廿桶、

御方御所さへ、白鳥一、このまゝと五十桶、

上さへ、同前、

御私へ、このまゝと五十桶、

以上御返事四通、

廿三日、乙卯、天晴

一一宮長門入道方より海鼠腸廿桶進、被遣御狀、

廿五日、丁巳、天晴

一兵庫殿御進上、烏賊一折、鱧一折、以上長谷へら、

廿六日、戊午、天晴

一寺岡彦九郎經春、能州人、方より海鼠腸五十桶進上、御方御所様へ御披露之、

御私へ、卅桶ある、御返事あり、杉江申、次之、

文明十五年正月五日

四五

烏賊

一宮正久

能登寺岡
經春

文明十五年正月五日

四月四日、丙寅、晴、

一 島山左衛門佐殿より、煎海鼠十束、海鼠腸五十桶御進上、御披露之旨御返事、日付五日、

九日、辛未、微雨、

一 兵庫殿御進上、鯉一、烏賊一折、以上長谷へら、

十一日、癸酉、晴、

一朝倉孫右衛門尉 氏景、年始御禮、

公方様へ御太刀、持、盛助、三千疋、御返事日付、六月十三日、

御方御所様へ御太刀、持、有綱、三千疋、此内千疋、壬生上様御籠所へ渡之、まいる、

八日、錢二千疋、六月七日進納之、

上さほへ、貳千疋、納申之、御請取有之、廣福院殿へ、

御私へ太刀、金、千疋、杉江方へ渡之、

御返報御太刀、宗貞、七月廿五日、堤三兵衛直に渡了、有子、

兵庫殿へ太刀、金、千疋、

御返報、

十二日、甲戌、晴、

一 佐々木田中殿より鮒鮓廿被進之、御返事あり、

十八日、庚辰、晴、

一 慈視院 光玖、より馬一疋、蘆毛、印雀、目結、進之、引手二百疋給、杉江方へ出之、御返事あり、

十九日、辛巳、晴、

一 六角殿より鮒鮓進上、公方様、御方御所様、上様、各百、桶、各二、御私へ五十、一、桶、

廿日、壬午、晴、

一 武田治部少輔殿より、若州へ暫、鱒五、鯛十、貝蛸百、ら、使大鹽新左衛門尉、

御返事あり、

廿四日、丙戌、晴、

一 御被官横山三郎左衛門尉鮒鮓十進上之、

廿五日、丁亥、微雨、

一 兵庫殿御進上、鴈一、鯛一折、以上長谷へら、

廿九日、辛卯、晴、

文明十五年正月五日

鱸

羸日

蠟燭

鹽引鮭

茶

播磨松井
莊公事粽

幕府料所

文明十五年正月五日

一浦上、貴殿へ鱸二進之、即御進上あり、御方御所へまゐる、一上さほへ、

卅日、壬辰、晴

一樹下殿より神酒羸日一桶ら、御返事、

一慈視院、光玖、御らうそく百挺進上、東山殿但御披露令遅々、十二月十八日記之、

五月朔日、癸巳、晴

一兵庫殿御進上、鱧一折、廿、鹽引一尺、以上長谷へら、

一蟠根寺より茶卅袋ら、嘉例也、御返事あり、

四日、丙申、晴

一薬師寺より卷敷、竹田法印取次、

一播州公事粽京著千五百、此旨御方御所様へ御披露之處、五百へ長谷御所、

五百へ上さほへ、五百御方御所と納之了、

請取申粽事

合七拾五把者、

右爲御料所播州松井庄右方半分、所請取申如件、

文明

代官赤松
刑部少輔

宍道秀慶

出雲大海
苔

酒浸

干蛸

白鳥
鱒

赤松刑部少輔殿

同前一通

赤松又六殿

七日、己亥、天晴

一宍道兵部少輔殿、秀慶より、菱食三、鴈二、三百疋ら、杉江方へ渡之、御返報、御太刀、

持、御返事日付今日、但七月永徳院へ進之、使、

一寶壽院、建仁、中孫、藏主より、雲州大海苔一折被進之、

八日、庚子、天晴

一赤松伊豆孫次郎殿より、酒浸五桶ら、被遣御狀了、

九日、辛丑、

兵庫殿御進上、鯛五、干蛸一折、以上長谷へら、

一花王院、證惠、法印より御卷敷、

公方様御方御所様へ各三枚、貴殿、兵庫殿へ各一枚、上様へ一枚、

十一日、癸卯、

一六角殿より、白鳥一、鱒十、柳五、荷被進之、御返事あり

文明十五年正月五日

文明十五年正月五日

五〇

細田敏定

一織田大和守方より、細鯉五百本入箱、御返事あり、
十七日、己酉、

干鯛

一兵庫殿御進上、菱食一、干鯛一折、鱧一折、以上長谷へら、
廿三日、乙卯、

京極政經

一京極殿治部少輔より、當年之御禮被申、雜掌下河原宗八、
公方さほ御太刀、糸、千疋、因幡殿御披露之、松田、對馬守方へ納之云々、

御方御所さほ御太刀、糸、千疋、

上さほ千疋、

御私太刀、金、千疋、杉江方へ渡之、

御返報、御太刀、則成、

出雲海苔

三御方へ雲州海苔各一折進上之、近年者雖無進上之、爲先例之間、上進云々、

就日登郷之儀、舊冬被遣御太刀、御禮として太刀光正、被進之、

廿五日、丁巳、

青鷺

一兵庫殿御進上、青鷺二、鯛一折、以上長谷へら、

伊庭貞隆

一伊庭初瓜三籠進上、御方御所様へ御披露之、持孫左、御私へ一籠進之、御返事あり、

一樹下殿より參籠御祈禱之卷數ら、御返事、

廿七日、己未、

一浦上方より目刺一折、五百海月一桶進之、被遣御狀了、

廿八日、庚申、

一梅尾田中坊より茶十袋嘉例、御返事あり、

六月朔日、壬戌、

一兵庫殿御進上、鴨二、鯛一折、以上長谷へら、

三日、甲子、

一六角殿初瓜三籠進上、御方御所へ御披露之、持孫左、

一佛地院長元より茶百袋ら、

七日、戊辰、

一畠山左衛門佐殿より進上、

公方様へ鯖子十桶、同背腸十桶、上様へ兩種各五桶、御方御所様へ、兩種同

文明十五年正月五日

五一

目刺

鴨

佛地院長元

鯖子

文明十五年正月五日

前、御返事三通、

九日、庚午、

一兵庫殿御進上、青鷺二、鯛一折、以上長谷へらる、

十五日、丙子、

一東大寺東室殿任親より和瓜一荷らる、御返事あり、

可得御意候、恐惶敬白、人々御中、

廿日、辛巳、

一所司代浦上、うとより、酒浸三桶進、被遣御狀了、

一定泉御倉、うとより、鯉一進之、

一大鹽新左衛門鱒一進之、

廿五日、丙戌、

一兵庫殿御進上、

大御所様へ白鳥一、青鷺三、鱧一折、蛸一折、海月一桶、

以上長谷へらる、去年者、此御分へ貴殿御進上也、當年へ三御方共、以兵

庫殿可爲御進上之由、貴殿こ仰也、

大和瓜

蛸

五二

近江瓜

御方御所様へ青鷺二、鱧一折、海月一桶、以上、
上様へ同前三種、御目錄三通、昨日調進之、

一六角殿より、江瓜十籠進上、御方御所様へ御披露之、杉江持參、

一伊庭江瓜卅籠進上、御方御所様へ御披露之、同前、

御私へ卅籠進之、

一赤松伊豆孫次郎殿在國より、酒浸五桶進上、長谷御所へ貴殿御披露之、

一畠山左衛門佐殿より御進上、

公方へ白鳥一、鹽引十、このまゝと廿桶、鯖子卅桶、せまゝと卅桶、以上、

上さほ、御方御所へ各いりこ十束、鯖子廿桶、せまゝと卅桶、以上、

御私へ鯖子十桶、せまゝと廿桶、以上、次馬一疋、河原毛、印雀目、結御返事五通、

廿九日、庚寅、

一六角殿より、進上之瓜卅籠、御所さほへ御披露之、御私へ卅籠、御返事あり、

〔蜷川親元日記〕十 七月朔日、壬辰、

一兵庫助殿御進上、鴨三、干鯛一折、蛸一折、以上東山殿へらる、

一管領畠山政長より御進上、御種十荷、白鳥一、蛇千本、鹽引五尺、鮫イナダ一折、蛸一折、以上、

畠山政長
鮫
蛸

文明十五年正月五日

五三

文明十五年正月五日

雜掌土肥六郎右衛門、

二日、癸巳、

一六角より五色進上、東山殿御所さほ、上さほ各五十籠つゝ、御返事あり、

一伊庭進上、東山殿へ卅籠、御所さほへ百籠、御返事あり、

三日、甲午、

一慈視院より背腸廿桶進之、

六日、丁酉、

一伊庭五色卅籠上様へ進上之、片岡綱之、借宿方へ渡之、

一六角殿より草花進上、自_私返事、追_而御返事、東山殿御所様、上さほ、

七日、戊戌、

一六角殿より瓜進上、東山殿へ百籠、御所様へ百籠、御返事、

八日、己亥、

一秋庭備中守元重、方より、丹波瓜一荷進之、被遣御狀、

一桐野河内公文、高屋孫右衛門尉繁久、丹瓜一荷進上之、

一貴殿論語御本調進上之、

七夕草花

秋庭元重
丹波瓜

高屋繁久

論語

因幡堂香水

一八幡、因幡堂香水らゝ、

九日、庚子、

一兵庫殿御進上、青鷲三、鱸一折、三、以上東山とのへらゝ、

十三日、甲辰、

一佐々木黒田三郎殿貞秀、瓜進上、東山殿御所様へ各卅籠、御私へ廿籠、御返

事あり、

十六日、丁未、

一兵庫殿御進上、青鷲三、鯛十、鱧一折、蛸一折、海月一桶、以上五種東山殿へ

いる、上さほへあ拔さき三、干鯛一折、以上、

廿二日、癸丑、

一兵庫殿御進上、鴨二、鯉一折、十、已上東山殿へらゝ、(足利義勝)昨日慶雲院殿御正忌御

精進之故也、恆例、

廿五日、丙辰、

一兵庫殿御進上、青鷲三、鯉一折、以上東山殿へらゝ、

廿九日、庚申、

文明十五年正月五日

鮎鮎

文明十五年正月五日

五六

一土岐殿より鮎鮎進上、非八朔之儀、去年も如此、
大御所さほへ卅桶、御所さほへ卅桶、御私廿桶、
八月朔日、辛酉、

一兵庫殿御進上、鯛十、蛸一折、以上東山とのへら、
六日、丙寅、

一防州より鮫三枚被進之、自□秀軒請取之、
九日、己巳、

一兵庫殿御進上、東山殿鴨卅、鱸三、海老一折以上、上さほかも二、忍ひ一折、
らけ一桶、以上、御所様鴨二、鱸十、以上、
十五日、乙亥、時正、

水主親信
名月ノ芋

一水主三郎左衛門尉親信方より、名月之芋四籠進之、
廿二日、壬午、

五位鸞

一兵庫殿御進上、彼岸のあま也、恆例、鸞三、五位、鯛五、鱧一折、以上東山殿へら
いる、
廿五日、乙酉、

鮎

鮎子

一兵庫殿御進上、鴨一折、鮎二、以上東山殿へら、
廿七日、丁亥、
一朝倉、大御所様へ初雁一、初鮎一尺進上之、慈視院こより、貴殿へ鮎一尺、同
子二桶進之、各返事あり、

鮎

卅日、庚寅、

一朝倉孫右衛門、御所さほへ、初雁一、鮎一尺進上、披露
一慈視院より貴殿へ雁一、御返事、

九月朔日、辛卯、

一兵庫殿御進上、鱧一折、蛸一折、以上東山とのへら、

三日、癸巳、

一竹田法印より、潤躰圓、十粒、牛黃圓、二百粒、

潤躰圓
牛黃圓

九日、己亥、

一兵庫殿御進上、鯛五、鮎鮎一折、以上東山とのへら、

十一日、辛丑、

一興文首座より、松茸二折被進之、

松茸

鮎鮎

文明十五年正月五日

五七

木練柿

文明十五年正月五日

五八

一伊庭方より、木練二籠進之、
十四日、甲辰、

一花王院證勢より、御卷數進上、東山殿三枝、御所様三枝、上さる一枝、御私一
枝、
十七日、丁未、

鵜

一兵庫殿御進上、鵜一折、鱸一折、以上東山殿へら、

雪魚

一朝倉初雪魚二進上之、東山殿御返事あり、

一山名殿より、東山殿へ木練一折、鮭一尺、御所さるへ同兩種、御私へ同兩種、
御狀三通有之、各御返事あり、

十八日、戊申、

一慶雲院周璿東堂、貴殿より、松茸一折被進之、

建仁寺龍
澤

一建仁寺龍澤天隱和尚同前、

廿四日、甲寅、

一朝倉孫右衛門、御所さるへ御馬月毛、印雀、目結進上之、貴殿へ一疋、栗毛、印同前引手
二百疋被下之、

擁劔

廿五日、乙卯、

一兵庫殿御進上、鯛一折、擁劔一折、以上東山とのへら、

廿九日、己未、

一妙觀院より、滑薄一折被進之、

滑薄

卅日、庚申、

一朽木食綱彌五郎殿より、滑薄二籠ら、北白河へ進之、

朽木貞綱

十月朔日、辛酉、

一兵庫殿御進上、鵜一折、烏賊一折、以上東山とのへら、

六日、丙寅、

一圓明房より、鮫五ら、御返事あり、

九日、己巳、

一兵庫殿御進上、鯛五、擁劔一折、以上東山殿へら、

一畠山左衛門佐殿より、東山殿へ、鯖扣卅桶、同背腸卅桶御進上、御披

十一日、辛未、

一妙觀院より、杉櫃十合葛川被進之、被遣御狀、

杉櫃

鯖扣

文明十五年正月五日

五九

文明十五年正月五日

柿餅

十三日、癸酉、
一佛地院 長光より、柿餅五籠被進之、被遣御狀、
十七日、丁丑、

山名豊泰

一山名有（実カ）道掃部助殿 豊泰より、鮭進上、東山殿御所様へ各十尺、御私五尺、
廿二日、壬午、

大内政弘

一大内殿年始御禮、御所様御太刀、金万疋、正實方へ納之、使勝藏東山殿御太刀、金万疋、
定泉、使上様五千疋、使同御内書、貴殿御劔助包御調進、御私太刀、金貳千疋、
同前、使御内書、方江御返報、太刀、助宗御馬、黒印雀目文明十六二廿九□渡□

横山宗延
山葵

一御被官江州横山三郎左衛門尉 宗延、山葵十束進上、
廿三日、癸未、

一佐々木田中殿より、鯨廿被進之、被遣御狀、
廿五日、乙酉、

一兵庫殿御進上、鴨二、蛸一折、以上東山殿へらる、
廿八日、戊子、

納豆

一伊庭納豆進上、東山殿五十、御所様、上さる各百、御私へ百、御返事あり、
十一月朔日、庚寅、

善淨房金
潤

一兵庫殿御進上、鴨二、鯛一折、以上東山とのへらる、
二日、辛卯、

一御被官江州善淨房 金潤、山葵十束進上之、
六日、庚子伏見宮邦高親王、參内アラセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月六日、中ふしと殿御
いり、御まゝ三いろ三くらら、御さう月五こんよて、三おんよふしと殿御し
やく、五おんよてんしやくよて、おとことちまてとふ、

○第三皇子、及ビ門跡、尼宮等參内ノコト、便宜左ニ合致ス、
〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月十日、中ら宮比御方

ある、御宮けよ二色、一くらら、御さう月三おんらら、ら宮比御うと御らし
をりて御ハ母あり、めう不う院新もんしゆ御いり、としく、此ことく三
うう二くらら、御下せうとよて、御三よて御さう月らら、うち母殿希と御
いり、おあしくむ母いらいをられて、御しやくちう人こをり、

文明十五年正月六日

妙法院覺
胤
梶井宮堯
胤法親王

萬松軒等
貴輝軒永
崇樂門院

邦高親王
ヲ召サセ
ラル

文明十五年正月六日

六二

義政夫人日野氏、近衛政家ニ物ヲ贈ル、

廿四日、(永貴) せんせう又御_りいり、(永貴) せんきも御_りいりありて、御物_ろよりあり、
廿六日、(永貴) 略、(嘉樂門院大納言) ひんろし、此とうゐんとの御_りいり、御宮_せとし、此ことう
なり、御_ろさら_せ此物_{まで}、ま_ら舟五_{ふん}らんら、三_{ふん}ま_らてひんろし、此ことう
(ん脱カ) との、御_しやく、おとこ_{まで}御_とをし、五_{ふん}ま_らてんしやくなり、これも_ら
うへ御_とをしあり、せんしゆ、此_ろよ_らて、四_はし_ら宰相_{なり}、(宰相) 皇_宮此
御_方を_ある、此_{より}ね_うそう_ちよ一_御て_うしつ、御_くそ_りせ_らる、
二月廿九日、な_ふも御_ろう御_ふと所_御い_りよ_て、く_ろとよ_て御_あり_ひあ
り_ま、御_さろ_月い_りて、御_いし_らなり、
五月二日、ふ_しと殿_久しく_いり_あき_とて、な_しい_らきて、御_物ろ_{より}と
を_よて、よ_ま入_てく_もし_ある、
六月五日、ひ_んろし、此_{とう}ゐ_んとの、御_りい_り、御_宮け_よ御_ろさら_せ此物
三色、御_ろう_り一_折、御_さる_二ろ_いる、御_てん_しむ_もそ_ひて_ら、う_と舟_なと
ありて、御_ひし_らよ_て、め_てと_しら、
七月廿日、(貞徳) と_考此_{うち}殿_御い_り、御_とま_りあり、

〔後法興院政家記〕 八

正月六日、(庚子) 夜來積雪三許寸、天晴、(中略) 自御臺美物

給_之、(雁二、鯛五、海老一折)

○義政夫妻及ビ義尙、物ヲ二條持通、近衛政家、伊勢貞宗等ニ贈ルコト、
便宜左ニ合敘ス、

〔政覺大僧正記〕 二 二月十二日、

一長谷御所より家門へ鵠一羽、鴈二羽、鯛□、エヒ、一折、クル、一折、被進之、
御懇之時宜、超過之儀也、奈良衆拜見之、

十三日、(日中) 雨下、

一昨日長谷御所より被進魚物等、被下之面々、御懇之時宜、忝由申之、

〔親元日記〕 七 四月廿日、(壬午) 晴、

一上様より、(壬生御籠) 御折十合、御種五荷御拜領、(即以與一殿)
一御方御所様より五種、(鯛、佐渡蛸、鹽、貝、烏賊) 柳五荷御拜領、御乳人之御文よて_い
る、

〔後法興院政家記〕 八

六月一日、(壬戌) 降雨、(中略) 自長谷御所美物、(菱、カ、ヒ、テ) 兩
種被分下、二色被進禪閣、

文明十五年正月六日

六三

義政鵠
鯛等ヲ二
條持通ニ
贈ル

義政近衛
政家ニ美
物ヲ贈ル

近衛房嗣
ニ美物ヲ
贈ル

一獻料

五智院宗
典戒光院
ニ修ス

文明十五年正月七日 八日

六四

廿五日、丙晴、○中 自長谷御所、禪閣へ鱸魚、五、鮎一折被進之云々、
七日、^{丑、辛}赤松政則、幕府ニ塊飯ヲ進ム、

〔親元日記〕七 正月七日、^{辛丑、霰}天晴、

一赤松殿碗飯御禮、御太刀、御馬進上、^{雜掌上原}對馬守、御一獻料六千五百疋、松田、

八日、^{壬寅}後七日法ヲ停メテ、太元帥法ヲ山城醍醐寺理性院ニ修セシム、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四}御湯殿上日記 正月八日、○中ニ母薨ん此御

あて物申いとさる、きよくら人、御ふと御所此御あて物、ことく

しからて御ふとよ入るふ、

〔歷代殘闕日記〕^{八十二}宗典僧正記 同十五、^{卯、太元}同御祈、戒光院ニテ予行之、

〔東寺長者補任〕^五同十五年、^{癸卯}後七日法無之、太元法、宗深律師住坊行之、
七ケ年、

〔續史愚抄〕^{四十一}後土御門院中之下 正月八日、壬寅、太元護摩、法印宗典、^{非阿闍梨、五智院}奉仕於理性院坊、^{上醍醐院}戒光院、後七日法無沙汰、^{長者補任、理性院記}

十四日、戊申、太元護摩結願、^{長者補任}

護持僧、參内シテ歳首ヲ賀ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四}御湯殿上日記 正月八日、○中 御ちそう此さ

んろ、くまちやうさうり御といめんあり、

信濃諏訪社大祝諏訪繼滿、惣領同政滿ヲ殺シ、其所領ヲ奪フ、

〔守矢滿實書留〕^濃信 一同八日夜、^亥於神殿繼滿大祝、諏方惣領刑部大輔

政滿、同嫡子宮若丸、十四才、同政滿御舍弟小大郎殿、同御内人十餘仁、高神

殿縁下重服三十五日内人々矢崎彦五郎、有賀四郎、小力又ハ廿忌人々矢

嶋豐後、同名孫八、彦五郎、小二郎、如此重服廿忌者供、兵具著置、一日奉酒勸

討參給テ、神殿葬地三味所被食死人切臥被置成、我身血按死人給有様、當

社大祝殿トハ難申、當社ハ慈悲正直被食神例候處、被食專無理非道、無咎

彼旁々切臥置有様、不被目當、淺間敷次第也、御身背仁儀禮智信五姓給事、

於末代外聞口惜敷次第也、神長滿實情夫、行非法非理、永捨而不近、七生若

彼罰助者有我敵也、誓給間、御身方中迄、背神慮可給、殊當社ハ軍神無雙之

大明神、昔日令追伐異國本朝之異賊、迄給御神力、爭雖爲□□^{總力}世末代、豈可相

替哉、其神例奉待、正月十五日、祝殿干澤城上給、彌重服□□無物忌云、社人

モ又ハ重服仁モ、相按爲同座、一向神慮申無儀、洩矢心者内ニハ、爲慈悲專

文明十五年正月八日

六五

繼滿政滿
父子以下
所從ヲ神
殿ニ置酒
シテ殺ス

守矢滿實
爲評所

繼滿干澤
城ニ入ル

文明十五年正月八日

六六

故、文云、如我昔所領今者已滿足、化一切衆生偕令入佛道誓給處、彼大祝殿爲何方便被無理非道食專候哉、何様外聞於未代不可然、以一言起大亂、郡内堂社佛地在々所々、年來住所録財寶不何殘、一時内燒上、成風前塵、消失四方霞、下方角モ無定、一時間成廣野下、老母兒子男女（喚叫）不知落方、万民惱苦哀不及申、滿實（ツ）樋思、今年三月御祭不絶者、御神力不可有故、神殿者金剛碧琉璃地成所、三昧所被食候間、經年月地不知清、後未過百日、於（他力）沓且不可有御祭禮思、食事由相待、

〔信州諏訪祠文書〕

一文明十六年甲辰十二月廿八日、宮法師丸五歲大祝立

給、神長信濃守滿實烏帽子狩衣著、申御即位法言、奉授（師繼）十三所行事神事例式、彼時禰宜方有被申事、雖然、任先例引付、神長奉傳、彼大祝下位刑部大輔號賴滿、彼祝殿御親父文明十五年正月八日、於神殿被誅給、刑部正滿（改下同シ）戒名雪庭、同嫡子十三歲被誅給、同親類小太郎殿誅給、彼宮法師丸、刑部正滿二男、後安藝守賴滿、入道號碧雲（實力）濟、

〔守矢文書〕

十四年文安五年寬正七年文明十六年同

諏訪宮法師丸大祝立給次第

政滿戒名

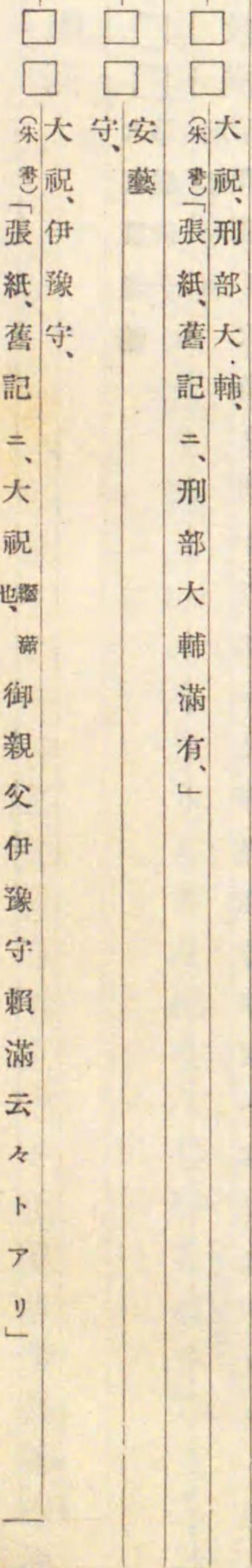
御柱引ノ
神延ノ
引セ
ル
神

過（ニシ）文明十四年四月四日、御柱被引たまふへき處、十六日こひりせ給へと、諏方刑部大輔正滿、下位繼滿（シ）色々申成候由、承及候之間、親候神長貞實書記タル道河御代（コ）御柱引、之も四月四日（ヨ）て候しを、十六日（シ）御延候て、御罰當、宮移より御違例ありて、（柱立上）無御出仕して、次年二月御死去候とて、様々御奏候し事を、貞實以自筆記置候を、刑部大輔殿、下位殿御め（コ）懸候し（ウ）共、諸人申あし（コ）より、終御承引候へて、四日（コ）可被引候（ウ）不定、無力神長文書不立用、令輕神慮御申自力本被食、四日被引給ふへき御柱、十六日延被引給、其御と（ウ）めより、去年正月八日夜、於神殿刑部父子、小太郎殿被討させ給ふ事、た（コ）禰宜心中一誇（ウ）自欲（コ）ま（コ）る（コ）こよつて、如此あし申、（上）略

文明十六年十二月五日是書 三七一歳 (花押)

〔諏方系圖〕

信有



文明十五年正月八日

六七

繼滿

□□ 大祝、實繼滿
弟爲猶子、

政滿 刑部大輔、張紙、政滿文明十五年ニ死、賴滿諏方恢復ハ享祿元年ノコト也、

賴滿 大祝、

〔諸系圖〕 二十六

信有 五郎、信濃守、法名良淳、

滿有 信乃守、從五下、

系圖、諏訪二郎左衛門尉、法名心叟、

政滿

信濃守、從五下、法名雲

爲諏訪大祝被殺、系圖、信有二子、諏訪大祝高家、欲滅政滿、以奪其地、至政

滿之世、僞設宴令沈醉之、遂殺之、時文明十五年正ノ八也、此時子賴滿二歲

而爲孤、郎從相俱思舊君之好、隱置之、及成長、與大祝相戰數年、遂復本領、

賴滿 小太郎、安藝守、從五下、

攻大祝、再復本領、

〔高島諏訪家譜〕

信有 五郎、信濃守、

政滿 信濃守、從五位下、

賴滿 小太郎、安藝守、從五位下、

○矢崎政繼等、繼滿ヲ干澤城ニ攻メテ、之ヲ陷ル、コト、二月十九日ノ條ニ見ユ、

十日、辰、甲廷臣、禁裡及ビ幕府ニ參賀ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕 御湯殿上四日記 正月十日、中 けふ此さんろ

志政基と申、九條前政基く冬良むん冬良とく、下冬良を冬良とよて御申、二條大冬良う冬良う、さい冬良を冬良ん冬良寺冬良、く冬良む冬良

ん冬良とく、花山冬良一條左大將冬良なと御冬良いり、御冬良いめんの冬良ち、右大將冬良ら冬良せ、き冬良ち

やう所冬良よて、とし冬良く、此冬良おとく、上冬良らぬ大冬良を冬良な冬良つ冬良し冬良なとよて、御冬良を冬良ら冬良せ冬良ら冬良あ

比物冬良よて、二冬良おん冬良い冬良ら冬良せ冬良ら冬良る冬良、と冬良し冬良やう院冬良志冬良を冬良ら冬良む冬良ら冬良殿冬良も冬良と冬良申冬良めん冬良あ

り、冬良○冬良中冬良こ冬良う冬良を冬良志冬良お冬良う、御冬良い冬良め冬良ん冬良あり、と冬良さ冬良ぬ冬良此冬良せん冬良し冬良ゆ冬良あ冬良ね冬良ら冬良こ冬良う冬良ち冬良此

宰相申、

〔後法興院政家記〕 八 正月十日、辰、甲陰、自辰剋雨下、時々止、早旦參長谷、次參

九條政基 二條持通 西園寺實 遠近衛政家 花山院政 長冬良 一條冬良 久我通博 姉小路基 網小基 政家義政 父子參賀ス

文明十五年正月十日

七〇

中院通秀

大樹、小河、次參北御所、次參入江殿、次參大祥院、有盃酌三獻、次參内、次參嘉樂門院、竹園等、次向三寶院、次歸宅、

〔十輪院内府記〕正月十日、晴、時々雪、著直衣、冠、先參安禪寺殿、參女院、伏見殿、各御對面、次向日野第、々主著狩衣對面、慇懃致禮、次參大樹、人々多參集、公卿座已無所、仍徘徊便所、○中其後御對面、聊御會釋、歎、祝著了、其後向眞光院、一盞、入麴、改狩衣向所々、

申次甘露寺元長

〔親長卿記〕十四 正月十日、雨下、參賀室町殿、大納言殿已下所々、○中今日禁裏參賀、申次事被召元長朝臣了、

德大寺實淳直衣始

○コノ後、廷臣寺社ノ禁裡及ビ幕府等ニ參賀スルコト、便宜左ニ合敘ス、

菊亭敦季參賀

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月八日、○中とく大寺ちよくいとしめよて御参い申さるゝ、御といめんあり、
十一日、○中そんをう院御さるもちてまこう、御といめんあり、
十三日、○中きくていさんう、御といめんあり、
十六日、○中ろさん寺、うんをう院、あら光院、二そん院、をんおう寺、とうち院、

庭田長賢

轉法輪三條實量

御くまんしゆとをもちて御参い申、御といめんともあり、○中せんしゆ院

此御参舟にゐる、おれも御といめんあり、

廿九日、○中庭田入（長賢）とう御参舟よまこう、御さる一う、御くまら参此物ら、

下すうとあるよより、御うとよて御といめん、三おんら、てんをうをん此（實量）左ふ入とう御参舟よ御面いり、きつやう所よて御といめんあり、

二月五日、○中五てうちこ二色一うもちてまこう、御さう月とふ、

三月四日、○中くまんをくまつ御下をうとよて、□おと御ら、

廿一日、（善法寺清）まやう参院此前ちう御参舟よまいらゑ、御ううをこ、十帖ら、

廿二日、（善法寺清）せんをう寺ねんし此御参舟よ、御とちもちてら、きちやう所此う

ちへまこうを、御ふしん此よし、おほせら参し事よち、してをふら、くる御やりと此さい此きをまてあり、

四月七日、○中まやうをう院ちこ御参舟よままう、松此木申はき、御とんさ

く五百しゆ、御とちゐいらる、きちやう所よて御といめんあり、

五月十四日、○中かん少納言ありなうら、御といめんあり、

十九日、○中なうあい寺此らんしゆそあすくさるよし申さるゝ、めして御

文明十五年正月十日

七一

唐橋在永

鷹司政平
淨華院前住
善法寺享
清太刀ヲ
獻ズ

文明十五年正月十日

さう月とふ、

七月廿五日、○中らんそよ御といめんあり、
(鷹坂茶屋)

十月二日、らんそとうち院つゐとて御参りまいらるゝ御といめんあり、
十二月十二日、うらほいちの四てうちこらしめて此まゆつしよて御とる
もちてらるゝ、

〔十輪院内府記〕正月十三日、天晴、著烏帽子直衣參長谷殿、申置退出、當年無
御對面之由、御承仕申之、

〔親元日記〕七 正月朔日、乙未、天晴、雪降、

一□殿花園に御越年、兵庫殿未明に御參、有御同道、長谷御所へ御出仕、
□前親元□被下御盃御扇、佳例也、□今出河御屋形□於□被下御
盃、直こ□御盃頂戴、祝著珍重々々、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 正月廿二日、○中上らぬ、そけ
(花山院兼子)
殿、こうさう、ひんろし此とうゐんとのへ御参いより、

十二月六日、新大をもし御きやうふくよ御いてあり、二てう殿へ御おひぬ
きて、御うと此御所まで、御まいりあるへきよさとまる、

十二日、丙午近臣、宮女、酒饌ヲ獻ジ、手猿樂ヲ興行ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 正月十二日、あさ御はく月お

れし、女さうとちないくおとこさち申さよとて、七條此うめよのうさせ
らるゝ、御ゆつ参御うさら参此物とをよて、御さう月御ひしくとあり、
くやへいとさるゝ物ともゝ、まなくいとさるゝ、その不ろくを参此物御
てうしともをぬ、上らふそけ殿さち□御ひさ参をふ、あんせん寺殿よ
り、三ろうよ二ろうらり、おろ殿より二ろうよ一ろうらり、大しやう寺とのより
五ろうよ二ろうらり、御むろより大をり二ろうよ二ろうらり、くろき御所へ
ハ二ろうよ二ろうらり、御とまりあり、のう十せん、その不ろいりそなともあ
り、希しみ殿、(余巻)れんき、(余巻)せんをうなとも御まいり、のうそきてのちよ、ろさね
く、此御さう月らり、さうしやう此ま母いしとあり、
十三日、あさ御はく月おれし、くろき御所へ、此一こん、まつろ母五こん
いる、御ひしとよてめてとしと

〔親長卿記〕十四 正月十二日、寒嵐頻、參内、有手猿樂、佳例一獻申沙汰也、毎

御銚子提一器等也、
五年三十之衆在相加之也、書番予祇候、於宿者召進元長朝臣了、

文明十五年正月十二日

三條西實
隆維ヲ梅
枝ニ付ケ
テ獻ズ

外様番衆
手猿樂興
行高親王
邦親王
等酒饌ヲ
獻ゼラル

文明十五年正月十二日

七四

〔實隆公記〕^六 正月十二日、午、晴、今日例年禁裏内々衆申沙汰也、仍雉一付

梅花枝、副一樽令進上之、今日下京手猿樂八歳小兒等盡其能、神也、妙也、又被召之、仍小祿物代各進上之了、能十三番也、大飲及深更退出、景岱喝食被宿、

○宮門跡、近臣、宮女等、酒饌ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{甲二十四日記} 三月十九日、とさぬ此おとこ

とち申申とよて、てさるうくあり、その御つゐてにとて、多しと殿、仁王寺此宮、めう不う院乃新もんしゆ、と□此うち殿、れんき、せんせうも御申はとあり、御ひしとと七まんら、三まんめと御しやくよて、そへ御とをしあり、にこんと仁王寺此宮、五まんよふしと殿御しやく、おきも御とをしあり、

〔十輪院内府記〕三月十四日、人々申沙汰、可爲十九日之由、所聞及也、

十九日、番衆申沙汰云々、雨間手猿有之云々、

〔實隆公記〕^六 三月十九日、^辛雨降、今日禁裏外様番衆兆子事申沙汰、有猿

樂云々、

〔大乘院寺社雜事記〕^{四十八} 三月十九日、雨下、

一禁裏手猿樂共被召之云々、近臣共一獻申沙汰、

花山院政
長等酒饌
ヲ獻ズ

妙蓮寺日
應始メテ
參内ス

獻料

〔京都御所東山御文庫記録〕^{甲二十四日記} 三月廿二日、^略中花山中院、日

野、中納言、中御うと中納言、お糸うこうち此宰相、御てうしとをいらいらせらきて、七條此物うとふ、こう此中納言を御とる三々三色、いらいらせらるゝ、御さしわざちやう所なり、もんめんとうにとれまこ、三まんめと御しやく御とをしあり、三人を御ゆつおおと此よてら、のこりへをゝ、よとるゝ、めうれん寺おとしはしめあまう、をり二うう三うゝいる、ふしみ殿も御ゝいり、

〔十輪院内府記〕三月十七日、自花山院右大有使并狀十九日申沙汰事、幕下

花山、愚老面々雜々可相交之條不可然、可爲他日之由、自局告示也、然者番衆大略同心之上者、久我中納言可相加之由也、内々入魂可然哉之由被命、對面使者、可申遣之由命了、

十八日、此旨申遣城南、可同心云々、

廿一日、旬、申沙汰可爲明日云々、

廿二日、天晴、依當番參内、自然申沙汰之日也、獻料最初傳奏計、^五也、然而爲昔日者不足勿論、歟、然者可爲百疋之由申遣、然而只就最初之分、直可進長橋云

文明十五年正月十二日

七五

参仕ノ人々

々、仍以雜色男付進長橋、慥請取之由、女房申之云々、於議定所有獻、皆候御縁、
用_圓被召龜大夫衆五六輩、庭構假舞臺、音曲有、少兒時々奏舞、神也妙也、公門
素殮之身、願身催汗而已、天酌之時、參籠中、燒紅燭酌綠醕、戌下刻事終、時宜快
然、今日人衆、余、右幕下、花山、中御門中納言、日野中納言、久我中納言、姉小路宰
相等進獻料、其外勸修寺大納言、源大納言、侍從中納言、妙蓮寺僧正、頭右中辨、
大通院、_{榮首}大内記在數、菅原長胤等參候、余、幕下、久於鬼間行湯漬、自餘於御
未有之歟、

〔實隆公記〕

六

三月廿二日

_寅晴、依召晚頭參内、中院一品花山院大納言、中

御門、日野等黃門、久我中納言、姉小路宰相等申沙汰也、妙蓮寺日應上人同候
之、勸修寺、源大納言、予、民部卿、其外殿上人等祇候、於議定所前、七條西川大夫
歌舞、人數不及廣、小生、_{九才}猿樂入破五六番、有興有感、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

_{甲二十四日}御湯殿上日記

三月廿三日、えん部卿御とる

ら、さうしゆ此まを人もうと申おもしろき物あるよし申、御とり此うち
よてうとふ、

五月廿三日、大納言殿よりすゝきら、御志しとちてなし、いらせるとふ

とありてとりあへ_{モカ}母まつ大を御すゝ、此ふと御てうしら、おうとう此
内侍殿御てん志せなとま多ありて、是きノと御さう月、いらせらるゝ、
新内侍殿より御うり一折ら、そゑ此あやノも御う、いらせらるゝ、宮此
御方もなる、おりふしとんせう、せん御、いり、千まう万を母とめてせし
ゝ、

廿四日、御参つり御くし中内、上らぬ、新大をもし、中内、いよ、御い、りち此人、
二てう殿、御てうしとを、色々よりたりてとも、いらせらるゝ、

廿六日、_{雨ふる}宮此御うと、御うつしき御所、御さう月、いらせらるゝ、不うち
やうも御、いり、めてとし、

六月十七日、新大をけとの山くより月とよら、物を、いらせらるゝ、め
てとさの御ふるま、母、御こつ、そ、此、不、御、う、ら、参、此、物、御、う、り、御、と、る、二
う、い、り、て、希、し、み、殿、も、御、い、り、御、ひ、し、ノ、よ、て、我、人、も、く、且、を、母、申、と、ん
せう、より、を、り、三、う、う、二、う、い、る、や、う、て、_{い、殿、カ}あ、り、も、り、と、ま、な、と、め、し、て、御
こ、庭、よ、て、う、と、ふ、

八月十九日、新大をもし、二てう殿、御あちやノ、御、祢、り、ぬ、き、此、御、ふ、ま、母

花山院兼
子酒儀ヲ
献ズ

文明十五年正月十三日

七八

久我豐通

とて、御てうしとをらり、宮此御方もなりて、御ひし〜とらり、お此御つゐ
てよ御あいささむとり、はくらまらるゝ、
十一月六日、御ち此人とし〜、此御うゆ申はと、(久我豐通)こゝろ殿よりまんせうらり、
(中御門宣秀)右衛門せけよりあり物らり、

十三日、神宮奏事始、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

正月十三日、

中やあきへら

神宮傳奏
柳原資綱
奏ス

(宮方)神吉此そうしハしめ申、

梶井門跡堯胤法親王ヲシテ、祈禱セシメラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記

正月十三日、

中うちちるとの

御撫物出
サル

幕府褒貶詩歌合、

〔後法興院政家記〕

八

正月四日、

戌晴陰、略

中自大樹賜詩題、雪中、山家、江畔、來

十日可作進云々、可爲詩歌合由、内々兼日有其沙汰、何様可詠進由令返答、使

武藤云々、

九日、卯晴、家幸來、(瑞雲)要西堂、湜首座等令招引之、三首詩令談合之、

詩題

近衛政家
ノ詠詩

十五日、己酉天晴、傳聞、一昨日於大樹亭詩歌合、詩衆歌衆各有褒貶之儀云々、

〔後法興院政家記〕

七文明十四年日記餘白

大樹詩歌合題

雪中鶯

韶光來遍雪堆銀、整々斜々相酒頻、幽谷不聽黃鳥語、朝來爭可解知春、

春天灑雪未吹晴、更刷金衣正月鶯、從是東風送寒去、花中百轉管絃聲、

江畔柳

東風翻暖曲江頭、楊柳千條春色浮、綠水鴨綠鵝黃弄春相收絲釣、却疑漁客有拋鈎、

春千條楊柳繞涵鴨綠鵝黃弄春相收磯暮、

山家梯

吟行相望夕陽西、山路崎嶇橫一梯、知是陰々白雲外、深處有幽栖

□□重疊□□裏□□翠微、

元是青雲不可梯、溪山深處卜幽棲、苔封小徑無人過、暗水聲中日又西、

右御詩等右御記之、與今如御本記之、

〔十輪院內府記〕

正月四日、略中自大樹以千阿彌、御會詩歌合題送之、給對面、

文明十五年正月十三日

七九

中院通秀
詩ヲ龍澤
談合ス

住山讀高師海
和歌通讀師清
中詩院通讀師
坊城講和師東
大和館講和師
館講和師氏

參任ノ人々

文明十五年正月十三日

無日數之條、迷惑之旨申之、折紙加奉字、

八日、○中愚作談合天隱事、自西轉談、

九日、愚作添削到來、

十日、晴、時々雪、○中次參大樹、人々多參集、公卿座已無所、仍徘徊便所、招申付、

今日御會詩進上之、御心得之由被仰、○中於万松愚作付御尋、韻字誤存出之、

十一日、晴、○中憑海住山、昨日詩申出、侍從黃門向建仁寺之次直談之云々、

十三日、天晴、○中歸路於真光院改狩衣、參大樹、詩歌合褒貶也、簾中御座、於御

前讀上之、無披講詩儀、無其仁也、詩讀師海住山、歌事予可存知之由有武命、仍

乍斟酌存知之也、先詩讀上二反、次歌同之、詩菅原和長、歌大館治部少輔也、詩

蘭坡、(京)横川、万松、連輝以下濟々參入、評論之申善惡、歌方余以下如形申之、強不

及勝負、其儀等委細不及記、暮飯之時余一人有上壇、人々在下、雖面目、迷惑也、

以万松、自女中委細被仰、祝著也、三獻盃可始之由、又自簾中有仰、旁面目、參仕

人々、余、海住山大納言、按察、日野中納言、侍從中納言、藤中納言、(高倉水鏡)非御、侍從宰相、

姉小路宰相、(冷泉傳)冷右衛門督、雅俊、卜部兼致、菅原和長等也、入夜、以大館治部少輔

御禮申入、各退出、於真光院燒火、就寢了、

八〇

〔親長卿記〕

十四 正月四日、雪時々下、○中自大樹被下詩歌合御題、予和歌

也、

十日、雨下、○中詩歌合愚詠歌進上之、

十一日、陰晴、○中自大樹有御使、(頼阿彌持來)來十三日可有褒貶、可參云々、予

申云、於詩披講者無覺悟之間、難祇候之由、載回文了、及晚重仰云、不可有披講、

只令祇候者可有御悅喜云々、可祇候之由申入了、

十三日、晴、參大樹、有詩歌合褒貶、詩讀師海住山大納言、和歌讀師予可勸之由、

人々命之、令斟酌了、中院一品勸之、

詩講師菅原和長、(非講師之儀、)和歌講師尙氏、(大館治部少輔、)無講詔之儀、詩事

僧衆、(等持院、)蘭坡、(横川、)和歌事、中院一品、海住山大納言、予、日野中納言、侍從中

納言、侍從宰相、姉小路宰相、右衛門督、雅俊等也、凡今日之儀、無其法度如何、不

可爲例々々々、事終有供御、三獻之後退出、

〔實隆公記〕

六 正月四日、戊、雪降、○中晚頭自柳營以雄阿被下三首題、來十

日可爲詩歌合、可獻詩之由也、仍慙加奉進上了、

雪中鶯 江畔柳 山家梯 短册

文明十五年正月十三日

八一

披講ニ法
度無シ

披講無ク
讀上グル
ノミ

中院殿
勸修寺殿
海住山殿

此外御人數等追而可注之、
追加事等有之如此云々、

甘露寺殿

歌方
御製親王御方、伏見殿、太閤、入道、左府、右府、御詠、御臺、青蓮院、實相院、按察、新藤、中納言、飛鳥井、中納言、入道、滋野井、侍從、宰相、右衛門督、雅俊、尙氏、政行、宗伊、

日野中納言殿

關白、左大臣、內府、中院一位、勸修寺大納言、海住山大納言、

侍從中納言殿

左大將、大藏卿、日野中納言、下官、姊小路宰相、卜部兼致、菅原和長、蘭坡、橫川、桃源、周麟藏主、周全藏主、萬松、香嚴院、

滋野井殿

侍從宰相殿

右衛門督殿

兼致

詩

十日、辰、雨濺、柳營詩歌合三首短冊詩進上之了、

十一日、巳、陰、今日所々參賀凡五ヶ所、及黃昏歸宅之處、自柳營以緒阿、明後

日詩歌合可爲褒也、可祇候之由也、難治之由雖申入、必可祇候之由、堅再三被

仰下之間、先申領狀、凡迷惑過法者也、

十三日、未、晴、略、中、今日依柳營兼日仰參候、中院一位、海住山大納言、按察、日野

中納言、侍從宰相、姊小路宰相、右衛門督、雅俊等祇候、武邊等持院大館治部少輔

尙氏、二階堂判官、政行、杉原伊賀入道、宗伊等也、爲詩評、僧衆參入、蘭坡、橫川、桃

源西堂、瑞仙寺、周麟藏主、徐、周全藏主、連輝、萬松等也、所詮於詩者一向僧衆加評、俗

衆無助言也、於歌方者、如此問、可加褒貶之由也、詩講頌依難也、和歌同無披講

各讀揚計也、詩方菅原和長、歌尙氏也、御製等在此內、雅俊、何、詩方讀師、海住山

、歌方中院一品也、是又不甘心、無講頌之儀之上者、何可有讀師作法哉、只

一人讀申隨讀了、自取之可渡執筆哉、如何、詩方申詞卜部兼致書之、歌方申詞

政行書之、未刻計事始、秉燭後終事、大樹如例御座簾中、御會之儀了、各被下盃

飯、僧衆賜飯、無爲無事、自他令祝著者也、退出于時亥刻也、今日青女向勸修寺、

〔補菴京華別集〕 文明十五年癸卯

吉田兼致
詩方申詞
二階堂
行和歌
詞書ス

文明十五年正月十三日

雪中鶯

以下三首相公席上和歌題事具其後

年後雪深花自遲始知春在著鶯枝餘寒不鎖一聲曉近聽爲歌遠聽詩

江畔柳

楊柳毵々翠掃空江邊無日不春風市橋煙水人如織舟在千絲萬縷中

山家梯

雲不可梯山可梯竹籬茅舍路高低斷崖蒼蘚吾知處蜀雨斜懸險棧西

癸卯孟春十三日相府有詩歌合之宴昔後鳥羽院之御宇有此宴云一時嘉

會也先期正月五日相公御所自書三題曰雪中鶯曰江畔柳曰山家梯乃本朝歌

宗飛鳥井氏所出和歌題也特降嚴命々歌人賦和歌命詩人賦唐詩々歌各

二十人々賦三題合一百二十首予與北等持蘭坡京等持桃源備賦詩之員

而二等持見住官寺命不可道也予閑人也辭之不允到日謁府相公出令曰

不論詩歌各決勝負予與二等持曰詩可識歌不可識也歌人又曰歌可識詩

不可識也革令曰詩人評詩歌人評歌相公與一位藤太夫人垂簾坐聽予與

二等持接於主位餘僧坐其次公卿大臣接於賓位諸寮坐其次誦詩歌者兩

人相竝跪坐於中詩與歌糊作者名盛之文臺而安其前誦詩者唱曰左第一

義尙三題
ヲ自書ス

評詩評歌
ノ狀況生母
義尙氏中
日野氏中
共聽夕

番雪中鶯詩連誦兩遍了誦歌者唱曰右第一番雪中鶯歌連誦數遍了評詩
一褒一貶有工有拙一々批之紙尾評歌亦然予過半有善稱之不錄小疵庶
幾使人々無芙蓉未開之怨耶始於午後終於夜深相公特設別座展待甚渥
九衢車馬籠燭如晝歸則半夜鐘出白雲之寺矣翌早二階堂氏至就審予詩
與相公和歌合北等詩與今上和歌合也是相公所先定云爾景三志

〔翰林葫蘆詩集〕

一 雪中鶯 以下三首癸卯正月御所詩歌

餘寒吹雪透窓櫺上有曉鶯啼過庭只爲皇州春色遍一聲却似隔花聽

江畔柳

江畔冰融春至時和風柳色日遲々綠波倒蘸千條影可有遊魚畏釣絲

山家梯

路入藤蘿不可攀一家松火隔深山山中今日無遺逸雲雨梯成人往還

〔詩歌合〕

文明十五年正月十三日

一番 雪中鶯

左

近衛政家
關白

春天灑雪未吹晴更刷金衣正月鶯從是東風送寒去花中百轉管絃聲

文明十五年正月十三日

文明十五年正月十三日

無指註之由申之、

右

女房

鶯の雪にこつたふ羽風にや咲あへぬ梅も花そちるらん

をのく殊勝のよし申之、○以下二十番マテ略ス、

二十一番 江畔柳

左

横川(京三)

楊柳毳々翠掃空、江邊無日不春風、市橋烟水人如織、舟在千絲萬縷中、

無殊事之由申之、

右

權大納言義尙

かけうつる入江の水のうき草も浮かとみれば靡く青柳

見るやうの體にて、よろしく侍り、○以下四十番マテ略ス、

四十一番 山家梯

左

内大臣(徳大寺實淳)

雲隔山家天一方、豁分燕尾嶺羊腸、危梯元不畏來往、蜀客猶堪蜀道長、

申宜之由、

右

無品親王(勝仁親王)

世を渡るうきにかへても山深く誰かふみゝる谷のかけ橋

よろしく聞え侍り、○以下六十番マテ略ス、

題

雪中鶯 江畔柳 山家梯

作者

左方

關白 近衛政家公、

左大臣 西園寺實遠公、

内大臣 徳大寺實淳公、

同山天龍寺香嚴院主、武家連、慈照寺侍者位、而文明道號此卯三月二十四日逝去云々、即兄慈照寺侍者之、時道號此卯三月

宗山

從一位通秀

權大納言教秀

權大納言高清

文明十五年正月十三日

文明十五年正月十三日

左近大將冬良

大藏卿經茂

權中納言廣光

權中納言實隆

參議基綱

蘭坡文明七年乙未十二月廿四日西堂臨川寺入明院

橫川文明七年乙未十二月廿四日西堂成文座明十相國公帖

桃源文明七年乙未十二月廿四日西堂成文座明十相國公帖

周麟文明七年乙未十二月廿四日西堂成文座明十相國公帖

周全文明七年乙未十二月廿四日西堂成文座明十相國公帖

藏人神祇少副卜部兼致

秀才菅原和長

右方

女房後土御門院

無品親王後柏原院

右方

式部卿親王伏見邦高

前關白太政大臣二條持通公

一位殿妙善院殿源富子

天台座主尊應青蓮院准后

前大僧正增運實相院准后

權大納言義尙常徳院

入道左大臣三條實量公

右大臣信量公

按察使親長

權中納言永繼

沙彌宋世中納言雅康入道二樂軒

前左近中將教國

參議政爲

右衛門督爲廣

左近少將藤原雅俊

文明十五年正月十三日

文明十五年正月十三日

散位源尙氏 大簡

左衛門大尉藤原政行 二階堂山城大夫判官

沙彌宗伊 杉原伊賀入道

讀師

左權大納言高濑

右從一位通秀 依有御製被用上首歌

講師

左秀才菅原和長

右散位源尙氏

判者

衆議

文明十五年正月十三日

〔翰林葫蘆集〕

冬部 二十一

雪自掖垣連野橋、怯寒黃鳥欲遷喬、東風料峭花間路、打濕金衣吹不消、

雪中鶯 柳營御會詩歌

蘭坡

〔碧玉集〕

春部

文明十五年詩歌合（雪中鶯）におれし心を、

景暹作詩

冷泉政爲 詠歌

北野ノ牛 王

清涼殿前 二燒ク

降そふる雪さへわかしれ鶯此をのりそとちし松の白雪

〔碧玉集〕

夏部

文明十五年詩歌合、江畔柳、

波霞む入江をと波と青柳のみとりのまゆへささうにもなし

〔碧玉集〕

下部

文明十五年詩歌合、山家梯、

世中淡わとりかねつゝ捨し身もいますみあるゝ山のうけをし

十五日、御祝、三毬打アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日

御湯殿上日記

正月十四日、（雨ふる）中くら比頭御

三木ちやうまいらせらるゝ、

十五日、けさを御うゆゑいりて、あさ御はく月ら、北野よりこまうらゝ、そ

此不う所、よりも、御ううそ母ゐいる、千しゆ万さ母申、あさうきい巻ふ

もら、御こまく御いつを比とし、せるノゝとら、御三木ちやうらゝ、そく

此中將もゐいらせる、をい里やうてん比まへて、（く敷力）まゆしきともよさうを

らるゝ、御てうしいとさきて、とあゝのせ、けさ

十八日、（中）あそち母比少將より、御さきちやうらゝ、

〔親長卿記〕

十四

正月十五日、晴、入夜參内、依御祝也、如常、其後於清涼殿前

文明十五年正月十五日

祇候ノ人々

庭、有小三毬打、三十本許、近臣青侍雜色燒之、
〔實隆公記〕六 正月十五日、酉、晴、當番爲第二請取、午後參内、入夜有御祝、祇候輩、源大納言、按察、兵部卿、初日、今日、權中納言、予、民部卿、四辻宰相、中將俊量朝臣、重經、在數、菅長胤等也、御祝了、有三毬打、於清涼殿東庭拍子之、其後於宮御方御祝有之、今夜又候宮御方、

○二十日、御祝ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十四日記 正月廿日、略、御ち此人より御てうしら、うちん此御みそ、う此御さう月ら、

餅糍

十六日、庚戌、禁中恆例百萬反念佛、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十四日記 正月十六日、毛、此御糸ん佛あり、いつをのよとし、ふし、毛、此御寺へも、百疋、毛、いらせらる、御さう月、御いと母あり、

殿舟三昧ヲ賜フ

○五月十六日及ビ九月十六日、恆例百萬反念佛ヲ誦セラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十四日記 五月十六日、いつをの御糸ん佛あり、

佛あり、

九月十六日、いつもの御糸ん佛あり、

幕府恆例大般若經看讀、

〔親元日記〕七 正月十六日、庚戌、天晴、夜風雨、

一 於上御所御祈禱大般若看讀、自蔭涼軒貴殿へ札ら、
十七日、辛亥、殘雨、

一 兵庫殿御進上、昨日之御精進解也、恆例鷹一、鹽引二尺、蛤一折、以上長谷へら、

〔蜷川親元日記〕十 九月十六日、丙午、

一 於殿中御祈禱大般若、

一 同札蔭涼軒より貴殿へ被送進之、

○九月十六日、幕府大般若經看讀ノコト、便宜合致ス、

十七日、辛亥、勝仁親王御所月次連歌御會、

〔親長卿記〕十四 正月十七日、雨下、早旦參内、請取番也、退出之後即歸參、依親王御方御連歌也、如去月、可爲、御月次云々、親王御頭役也、執筆在數、賦物木、

親王御方、伏見殿、仁和寺宮、中院一位、源大納言、予、侍從中納言、民部卿、重治

頭役勝仁親王唐橋執筆唐橋參仕ノ人々

朝臣、在數、宵柏、宗巧等也、宿仕召進元長朝臣了、主上出御、

〔實隆公記〕

六

正月十七日、亥陰、雨時々降、入夜月蒼々、今日宮御方月次御

連歌也、仍參内、主上渡御、伏見殿、仁和寺宮、中院一位、源大納言、按察、予、民部卿、

重治朝臣、在數、執筆宗巧、宵柏等祇候、有小一獻、初夜之後終功、各退出、

何木

いく千世ろとふきろのぬ春もあし

抑毎月頭役事、今日各取鬮、予九月頭役也、

○二月以後、勝仁親王御所月次連歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日記

二月十七日、御うとよて此御

二月
頭役中院
通秀

是ん歌、中院比御申はと、ふしと殿御むろも御ふいり、

〔十輪院内府記〕

二月十日、聊出禮廻、今日明後日獻料付之、

十七日、宮御方御會、余頭役、春はまされぬ花の香もろあ

〔親長卿記〕

十四

二月十七日、晴、參内、於親王御方有御連歌、去十二日御月

〔實隆公記〕

六

二月十七日、庚辰晴、宮御方御連歌、頭役中院一位也、午時參内、

執筆甘露
寺元長

發句

御發句

入夜退出

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日記

三月十五日、御うとよて此御

是ん歌、仁和寺比御さよとよて、ぬしと殿夕うと御ふいり、

〔實隆公記〕

六

三月十二日、甲辰晴、宮御方御連歌延引、

十五日、丁未晴、今日宮御方御連歌也、仁和寺宮御頭役、仁和寺宮、伏見殿、入夜源

大納言、予、民部卿、元長朝臣、重治朝臣、宵柏、宗巧等也、今日當番候宮御方、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日記

四月十二日、御うとよて此御

は、宮比御うとよてあり、御所さぬはあらしませす、

〔十輪院内府記〕

四月十二日、番請取語橋相公、飯已後參宮御方、御月次御連

歌也、無出御、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日記

六月十二日、御うとよて此御

て御是ん歌、兵部卿比とうなり、へちよて御さるら、

〔十輪院内府記〕

六月十二日、宮御方御月次參、夜宿、

〔親長卿記〕

十四

六月十一日、晴、親王御方御月次可爲明日之由有催、申歡

樂之由了、腰所勞之故也、

三月
頭役仁和
寺道永法
親王
延引
參仕ノ人

四月
出御アラ
セラレズ

六月
頭役松木
宗綱

七月 頭役甘露
寺親長故
延引依リ
八月

七月十二日、晴、親王御月次御連歌、予頭役、依故障延引、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 八月十二日、御うと此御所よ

て此御きんう、大内記申さと、劣しと殿御むろも御りいり、

〔十輪院内府記〕 八月十二日、御連歌也、宮御方月次也、

〔親長卿記〕十四 八月十二日、晴、參内番也、親王御方月次御連歌也、在數頭

役也、

〔實隆公記〕六 八月十二日、申、晴、今日宮御方御連歌也、午後參内、御人數、伏

見殿、仁和寺宮、中院一位、源大納言、按察、予、民部卿、重治朝臣、在數、頭人、執筆、源富仲、

宗巧、肖相等也、入夜終功退出、

きりの海遠うき嶋う峰の松 在數

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 八月十七日、御うと此御所よ

て此御きんう、源大納言此申さと、

〔十輪院内府記〕 八月十七日、宮御方御連歌也、源大申沙汰、仍早參、雨降、浸之

歸宅、

〔實隆公記〕六 八月十七日、申、陰、自晚雨降、參親王御方、有御連歌、五月々次

頭役庭田
雅行

發句

參仕ノ人

頭役唐橋
在數

五月分

參仕ノ人

九月
頭役三條
西實隆

參仕ノ人

發句
御脇

七月 頭役甘露
寺親長故
延引依リ
八月

七月十二日、晴、親王御月次御連歌、予頭役、依故障延引、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 八月十二日、御うと此御所よ

て此御きんう、大内記申さと、劣しと殿御むろも御りいり、

〔十輪院内府記〕 八月十二日、御連歌也、宮御方月次也、

〔親長卿記〕十四 八月十二日、晴、參内番也、親王御方月次御連歌也、在數頭

役也、

〔實隆公記〕六 八月十二日、申、晴、今日宮御方御連歌也、午後參内、御人數、伏

見殿、仁和寺宮、中院一位、源大納言、按察、予、民部卿、重治朝臣、在數、頭人、執筆、源富仲、

宗巧、肖相等也、入夜終功退出、

きりの海遠うき嶋う峰の松 在數

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 八月十七日、御うと此御所よ

て此御きんう、源大納言此申さと、

〔十輪院内府記〕 八月十七日、宮御方御連歌也、源大申沙汰、仍早參、雨降、浸之

歸宅、

〔實隆公記〕六 八月十七日、申、陰、自晚雨降、參親王御方、有御連歌、五月々次

延引、今日源亞相申沙汰也、行幸如例、參仕人々、中院一位、源大納言、兵部卿、下

官、民部卿、重治朝臣、執筆、在數、源富仲、肖相等也、伏見殿、仁和寺宮等御參、初夜

時分一座終、窮屈無治術者也、今夜參伏見殿、携一樽、盃酌有其興、十首當座和

歌御張行、及曉鐘有御寢、竹園御雜談等聊慰舊懷而已、

〔京都御所東山御文庫記録〕御湯殿上日記 九月廿一日、略 中宮此御方よ

て御きんう、侍從中納言殿申御さと、ふしと殿御むろ、御きんうとて、く御

り、

〔實隆公記〕六 九月廿一日、辛、晴、行水、今日宮御方月次御連歌、予頭役也、一

荷三種進上之、天、心事付長橋局申沙汰了、晝以前參内、頃之被始御會、主上渡

御、伏見殿、御、仁和寺宮、中院一位、源大納言、兵部卿、民部卿、中山宰相中將、執

筆、右兵衛督、後、量卿、非御人數、雖、重治朝臣、賢房、非、御人數、在數、宗巧等祇候、入夜終

百韻之功、各退出、時宜快然、一獻等有其興、祝著々々、

賦何路

あすもふき山のそ青き秋の雨

實隆

霧瀟の木すゑりれとしもあし

宮御方

抑發句不得吟味之間、昨日於室町殿、杉原伊賀入道宗伊、參會之次、平所望之處與之、仍今日用此發句了、有興々々、

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上十四日記 十月五日、略中御うとよて此

頭役甘露寺親長

〔親長卿記〕十四 十月五日、晴、參内、親王御方御月次御連歌、予頭役也、去七月依故障辭申了、

〔實隆公記〕六 十月五日、丑晴、當番第二請取也、但故障之間、可相語他人之由、兼以思給之處、宮御方月次御會、去七月延引分、甘露寺申沙汰之間、別而可祇候由、

參仕ノ人々々

被仰下□參内、伏見殿、御室等御不參、主上臨幸、源大納言、按察、下官、民部卿、中山宰相中將、元長朝臣、執筆、言國朝臣、重治朝臣、宗巧法師、在數等也、

發句

ちりうけてみおもみちる冬木哉按察

今夜當番一身也、候黒戸、

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上十四日記 十月十二日、御うとよて此御

十月頭役白川忠富

〔親長卿記〕十四 十月十二日、晴、參内、親王御方月次御連歌也、民部卿頭役也、

也、

〔實隆公記〕六 十月十二日、壬天顔快晴、略中今日親王御方連歌月次御會也、仍不參室町殿、彼御會頭、役民部卿也、午後參内、主上幸宮御方御伏見殿御

參仕ノ人々々

參、中院一位、源大納言、按察、兵部卿、下官、中山宰相中將、言國朝臣、重治朝臣、在數執筆等也、入夜終功退出、一獻如例、

賦何般

發句

ちく花ハ菊拔名残り冬の庭民部卿
籬のうねふ霜りさむさき中院一位

今日予十二句申之、

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上十四日記 十一月廿八日、あさ御さう月

十一月親王頭役邦高親王

〔親長卿記〕十四 十一月廿八日、晴、依召參内、親王御方御月次御連歌也、伏

見殿御頭役也、

〔實隆公記〕六 十一月廿八日、丁晴、略中今日親王御方御連歌、伏見殿御頭

役也、式部卿宮、仁和寺宮、源大納言、按察、下官、民部卿、四辻宰相中將、中山宰相

景蔭黃山
谷ノ詩ヲ
進講ス

十二月
頭役中山
宣親

勝仁親王
依リ出座
アラセラ
レズ人
參仕ノ人

中將、執筆、重治朝臣、源富仲等祇候、十三句申之、入夜終功、一獻儀等如例、今日
蘭坡參仕、講山谷詩、御會中間還御、即又出御、

〔親長卿記〕^{十四} 十二月十九日、陰、依召參内、去十二日、御連歌延引今日也、
中山宰相中將頭役也、

〔實隆公記〕^六 十二月十九日、^戌晴、宮御方御連歌也、仍參内、出御如例、宮御
方此間御不例之間、無御出座、二三句被召寄、懷昏被遊了、參仕人々、式部卿宮、
中院一位、源大納言、按察、予、中山宰相中將、^{頭人}言國朝臣、重治朝臣、在數源富
仲、執筆、宵柏等祇候、入夜退出、

今日大典侍被入風呂、留守之間、女御陪口可憑入之由被命者也、
十八日、^{壬子}御不豫、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四日記} 正月十八日、御ウゆ々ふまて
ら、御ウさけよて御しつまりあり、

御風氣
御乳母祈
禱ノ爲メ
石清水八
幡ニ參詣
ス半井明茂
拜診ス

十九日、御ち此人八とへ御きとうとてゐいらるゝを、なふとを此物、お山
よてひろいゝるよし申さきて、あふき乃つちによい^{しん}ゆうきゝるあふ
きゝゐいらるゝめてとしく、あうら舟御みなくより、ささより御を

いよもあらを御よしあり、

〔實隆公記〕^六 正月廿日、^寅陰、今日當番第一請取也、仍早旦參口於御三間
前有盃酌、祝著々々、自一昨夜聊有御風氣云々、仍今朝不能御拜御行水、午時
退出、

〔資益王記〕 正月廿日、遙拜、一一一禁裏一一侍奉書到來、御風氣、自明日御
拜、御代官事也、

廿一日、遙拜、先御代官、次私、遙拜解齋以後、奉拜諸社、
二月八日、遙拜、御代官此間勤仕之處、自先日已御沙汰之由、御失念不被仰下
之由、勾當内侍奉書到來、自今日略之、

和歌御會始

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四日記} 正月十八日、^中御ウとハし
めあり、初春比いと舟よてありハす、御くまいしなり、

〔親長卿記〕^{十四} 正月十七日、雨下、^中今日仰云、明日御會、^{御歌始也}初春祝可
相觸近臣云々、可爲御懷紙云々、即相觸了、御人數、^{源大納言}予、^{兵部卿}權中納
言、^{侍從}中納言、^{滋野井宰相}中將、^{民部卿}四辻宰相中將、^{言國}俊量、^{元長}以量等

白川資益
ニ御拜代
官ヲ命ゼ
ラル

歌題初春
祝

人數

文明十五年正月十九日

一〇二

朝臣賢房重經源富仲等也

十八日陰御懷紙少々到來源大納言父子權中納言民部卿四辻俊量懷紙直進上殿即進上御所了

十九日晴陰略昨日御懷紙被下之閉重進上之書裏書

文明十五年正月十八日御會如此書

〔實隆公記〕

正月十八日子陰今日自禁裏被召一首歌昨日被下題

初春書懷昏付按察卿了

十九日丑畠山義就ノ部下山城ニ入りテ宇治以南ヲ略ス

〔大乘院日記目錄〕

正月十九日下津屋沒落宇治大橋引之

〔大乘院寺社雜事記〕

正月廿四日

義就ノ黨ヲ略ス山城北軍宇治橋ヲ閉ゾ

一山城悉以畠山右衛門佐方ニ打取之了自宇治南分ハ知行宇治大略沒落了大橋ハ自北閉之仍通路難義也云々

廿五日夜雨

一昨日赤松越州母儀清賢法眼姉也令下向了宇治引之間通真木嶋云々京都ハ畠

義就上洛ノ風評

山右衛門佐可上洛之由申有雜說云々凡京都事ハ自舊冬内談合子細有之由聞了不知實否者也伊勢守之身上云々

足輕郡山ヲ攻ム

二月十三日雨下

一昨日於郡山邊足輕寄來云々燒亡了先度草路之大將遊佐令出張真木嶋之由浮說也隨又小夫出頭之由申如何近日可有合戰歟云々

十六日夕雨

一權僧正御房自京都下向路次難義色々自家門御計略宇治并平川至ハ畠山右衛門督方持之佐方大將ハ遊佐兵庫去年草路之大將也隅田三郎左衛門也兩人申合送申云々長池より以南ハ古市披露送申無爲無事也

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記 正月廿三日略衛門此そけ

義就ノ兵八幡ニ聚ル

クとの物とち八そとようちよりてあるよしこのそときこへあり一昨日うちそしをひきとるよし世にはとありちらよとよてあるへし、そんなう此をいらきて御物うとあり

〔後法興院政家記〕

正月廿二日丙辰晴陰雪霰散略自五ヶ庄有注進畠

山右衛門佐被官人宇治ハ入部引宇治橋云々依是自郷々居番衆大將一人可然仁躰可被指下云々代官戶津孫右衛門幸宇治ニ居住間此分爲沙汰人可注進由仰遣了

近衛家領山城五箇莊民政治家番頭下トサレシコ

文明十五年正月十九日

一〇三

○義就ノ兵、政長ノ兵ト山城ニ戰フコト、三月十七日ノ條ニ見ユ、
二十日寅義尙、生母日野氏ヲ省ス、

〔親元日記〕七 正月十九日癸丑、天晴

伊勢貞宗
酒肴ヲ進ム

一上様へ明日就御方御所様御成、御進上、貴殿より菱食一、雉五、こゐ一、あら
二、ゑひ一折、五十、以上御折昏御自筆、

一あちや／＼上臈へ進らるゝ、是ハ臨時、かん一、白魚一折、ゑひ一折、御とる
三、

同貞陸酒
肴ヲ進ム

一就明日御一獻、上様へ、兵庫殿より御進上、御折昏御自筆、かん一、雲雀一折、
五十、こゐ一、たい一折、五、まゑ引二尺、以上、

廿日甲寅、天晴

義政等赤
松政則第
ニ臨ム

一赤松殿御成御禮、

大御所さへ

御太刀、持、御馬、三千疋、

御方御所さへ

御太刀、持、御馬、万疋、

就御服拜領進上之御太刀、一文宇、

上さへ

廿四日出、即兵庫殿御披露之

御折十合、杉へら十束、御とる十荷、

□□編 鷹二、鯉一、鯛十、柳五荷、以上杉江方へ□□

兵庫とのへ鷹二、鯉一、鯛十、柳五荷、以上堤三兵申次、

○義政等、赤松政則第二臨ムコト、便宜合致ス、

義尙、甘露寺親長ニ二十代和歌集ヲ借覽ス、

〔親長卿記〕十四 正月廿日、晴、中 自大樹廿代集被借召了、

義尙五部
ヲ留置ス

廿二日、晴陰、雪時々下、中 自大樹廿代集被返下了、五部被留置云々、後拾遺、

續後拾遺、續千載、新後撰、新拾遺、

二十一日卯、義尙ニ雙紙ヲ徴シテ、叡覽アラセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 御湯殿上日記 正月廿一日、中 むろまち殿

より一せうくりゐいらせらるゝ、やうてゐいらせらるゝ、

義政、宮女ニ酒肴ヲ贈ル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 御湯殿上日記 正月廿一日、雪ふる、むろまち

とのより、女せうとち此御中へ、おり十うう、御とる十うら、御まへよてお

とこさちませせて、十せ此とあり、此ちも御さう月ゐいりて、ひしくととも

ゐいりて、ことのろくは御ゑいとをあり、

酒肴ヲ舊邦
高親王ヲ
院上賜セラ
ル

文明十五年正月二十二日 二十三日

一〇六

廿二日、よへ此おりにかう、ふしことのへている、きう上らぬへも御さるる
けりいらせる、

〔實隆公記〕

六

正月廿一日、卯、雪降、中參内、自長谷、被進御樽折等於女中

云々、仍於御前十度飲、有共興、源大納言、權中納言、滋野井、民部卿、四辻宰相
中將等祇候、頗及亂醉退出、

二十二日、丙、京都長講堂、本尊御帳ノ屋根朽壞セルコトヲ奏ス、是日、之ヲ
修理セシメラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日 記

正月十六日、中ちやうかう

さう此御しゆりあきよより、不んそむ此御ちやうのやそくつさるよし
てん申、おとろきおほしめすよしおほせらるる、

廿二日、

（前巻）

ちやうかうさうへ、御志ゆり此事よつきて、御不ん一きやういとさるる、

二十三日、丁、今年御重厄ニ當ラセラル、ニ依り、近臣等、毎月京都平等寺

因幡薬師ニ詣デ、之ヲ祈禳ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日 記

正月廿三日、よとし御をくな

七人詣リ

御撫物ヲ
出サル

甘露寺親
長ノ發議
近臣ノミ
ニテ詣ゾ

三月

島田種直
見ル庭園ヲ

るよつきて、おとことち、いあささうへ、月ことよ七人あり之御さるる
へしとて、老ふ源大納言、ろんろし、ひやうぬ卿、權中納言、まう此中納言、

まけ此母乃前宰相中將、えん部卿らよし申さるる、御あて物いつる、てん
きよくてめてさし、

〔親長卿記〕

十四

正月廿三日、晴、參詣因幡堂薬師、依禁裏御重厄、四十御代

官也、非仰予張行之、毎月七人分御前衆支配了、今日人數、源大納言、予、兵部卿
權中納言、侍從中納言、滋野井宰相中將、民部卿等也、源大納言申入此子細、申

出御撫物云々、

〔實隆公記〕

六

正月廿三日、巳、晴、及晚雨濺、早旦詣因幡堂、當年禁裏御重厄

四十才之間、近臣各以密々之儀、毎月七人可令參詣之由也、仍各同道、源大納言、
都護、兵部卿、權黃門、予、滋野井、民部卿等也、致祈精還向了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日 記

三月八日、いあささう此七人

〔實隆公記〕

六

三月八日、庚、晴、詣因幡堂、是御代官詣也、兵部卿、予、滋野井、民

部卿、言國朝臣、賢房、源富仲、以上七人也、歸路種直朝臣庭見、有共興、同壬生

文明十五年正月二十三日

一〇七

文明十五年正月二十三日

一〇八

壬生西院
ノ地藏ニ
參詣
壬生家ノ
官庫ヲ觀
ル官庫廢壞
甚シ

地藏、西院地藏等令參詣了、兼又壬生官庫以次一見、文書數千合、驚目、已被侵
雨露、廢壞言語道斷、歎入者也、雅久宿禰稱邵庵、結茅舍在彼家之傍、於彼庵傾
數盃、有其興、頭右大辨、師富朝臣等同道者也、雅久宿禰詩冊碧雲、一帖惠之、引
物之由稱之、口號句等有其興、及晚陰歸、

相定先酌柳雅久、

既醉却欺松予、

午睡鳥鳴破雅久、

春遊蝶舞從、師富朝臣、

菴教康節結予、

俗與率馱濃雅久、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記 六月八日、月こと此をくしり

いりよて、御うをせむらひ、

〔親長卿記〕

十四 七月三日、晴、參詣因幡堂藥師、人數、予、侍從中納言、滋野井

前宰相中將、民部卿、言國朝臣、賢房、源富仲也、七月八月不參詣之由有其說、仍
今日參了、御撫物予申出了、以元長朝臣返上、

六月 七月

八月

〔實隆公記〕

六 七月三日、甲午、晴、詣因幡堂、禁裏御代官詣也、按察、予、滋野井、民

部卿、內藏頭、万里小路、富仲等也、歸路之次、向政爲卿許、及黃昏、基春、和長等入
來、雜說有興、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記 八月八日、いゑとさう此御代

くまんでいりとして、御あて物申いゑとさるゝ、

〔親長卿記〕

十四 八月八日、晴、今日藥師參詣、源大納言、兵部卿已下七人也、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記 九月八日、八くしへ御といく

まんでいり、御みやけよまつ此こゝん部卿殿をいらせらるゝ、

〔親長卿記〕

十四 九月八日、晴、參詣因幡堂、依御代官也、次參詣西京開帳觀

音十一面新長谷寺、并阿彌陀、

〔實隆公記〕

六 九月八日、戊戌、晴、詣因幡堂、御代官七人詣當番也、仍不參室町

殿、今日參詣人々、源大納言、按察、予、滋野井、民部卿、賢房、源富仲等也、還向之後、
行朝、則詣西京新長谷觀寺、辻阿彌陀堂生齒靈、太秦廣隆寺、桂宮院等、抑桂

宮院八角堂〇下文、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記 十月八日、いゑとさう此御代

新長谷寺
觀音及ビ
阿彌陀ニ
參詣

九月

十月

文明十五年正月二十三日

一〇九

十二月
結願

くまんといり、御あて物申いささる、
〔實隆公記〕^六 十月八日、辰晴、參詣平等寺、御代官七人詣也、兵部卿、予、民部卿、右兵衛督、以量朝臣、在數、菅長胤等也、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四日記} 十二月二日、いさささう此御代くまんといり、さふをちくまんとめてとしく、

〔實隆公記〕^六 十二月三日、壬晴、因幡堂七人詣結願也、香水料少分付承仕

獻之、年中無爲無事、實祚之長久無其疑、臣下快樂不可過之、珍重々々、今日參詣衆、兵部卿、下官、右兵衛督、言國朝臣、以量朝臣、在數、源富仲等也、還向之後、招兵部卿、羞朝膳、

勝仁親王御樂始、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四日記} 正月廿三日、略 御うさ此御樂としめあり、ふしことの御まいりよて、御所へも御まいりありて、御物うさあり、

邦高親王
御參

二十五日、^己月次連歌御會及^未月次和歌御會、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十四日記} 正月廿五日、御まん歌いつを

義尚魚ヲ
獻ズ

月次始

のまどくあり、御人をもとくを志こう、ぬしと殿も御まいり、御ゆつさ此不うへて、御うまら参此物まで、二まんといりて、てんしやくよて、むるまら殿より、御まれ二色ら、

〔十輪院内府記〕^{聖唐} 正月廿五日、聖唐禮拜三十三度、即參内、御月次始也、有御酌、沉醉、指貫、織物、白小袖等、借御妻袍、借遣都督了、(勸修寺經茂)

〔親長卿記〕^{十四} 正月廿五日、晴、早旦帥來、略 中次參内、依御月次御連歌也、予同參内、百韻、執筆中山宰相、之後、有三獻、

賦物船

參仕ノ人々

〔實隆公記〕^六 正月廿五日、未晴、今日月次御連歌之間、午時參内、伏見殿、中院一位、權帥、勸修寺大納言、海住山々々、按察、大藏卿、中御門中納言、子、民部卿、姉小路宰相、宣親朝臣、執筆、俊量朝臣、源富仲等也、親王御方有御歡樂之氣

勝仁親王
御不例ニ
座ヨリ御出

之間、無御出座、腋計御沙汰予へ仰、

何船

梅うゝに風さむうらぬ朝うさ御製、
うすさうちへへあひく青柳親王御方、
入夜百韻了、御盃二獻有之、

御發句

文明十五年正月二十五日

一一二

二月
義尚魚ヲ
獻ズ

○二月以後月次連歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、
〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 御湯殿上日記 二月廿五日、御きん歌いつを
のことし、多しと殿も御りいり、むろまち殿より御まゐ二色らり、

〔十輪院内府記〕 二月廿五日、御連歌也、

〔親長卿記〕十四 二月廿五日、晴、早旦參内、御月次御連歌也、執筆時顯朝臣、

賦物山
參仕ノ人

親王御方、式部卿宮、中院一位、權帥、勸修寺大納言、源大納言、予、大藏卿、中御門
中納言、侍從中納言、民部卿、姉小路宰相、宣親朝臣、重治朝臣、源富仲等也、

〔實隆公記〕六 二月廿五日、子、戊晴、當番第一請取也、仍參内、御連歌御會之間、

不退、出終日、祇候、兩竹園、一品、帥、勸大、源大、按察、大藏卿、中御門、予、民部卿、姉小
路、中山等、祇候、執筆時顯朝臣也、

何人

御階より花さきのなる木する哉

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日 御湯殿上日記 三月廿五日、いつもの御きん

三月
義尚魚ヲ
獻ズ

歌あり、むろまち殿より御まゐ二色らり、

三條西實
隆病ノ
爲メ參仕
セズ

〔十輪院内府記〕 三月廿五日、御月次御連歌也、令早參、御會遅々、仍於鬼間一

枕、老氣催春睡之故也、酉剋計事終、仍寄輿退朝、夜焼亡、

〔實隆公記〕六 三月廿五日、丁、天晴、略 ○今日當番第二請取、語内藏頭、不參御連

歌、尤雖可祇候、痾病所勞難忍之間、不祇候、無念々々、

〔文明十五年三月々次御連歌〕○京都聖護院所藏

一編考 文明十五年三月廿五日

賦白何連誦

傳、しさくまを、こ秋はを、なし哉

松よ、へ藤乃、夏ちうき比 勸修寺大納言

うら浪、比うを、せむ、はかり、よ春見へて 中院一位

西うけうを、夢奥比と、波嶋 親王御方

あゝのすむ里、みあ、く火や、きえぬらん 海住山大納言

月すこ、乃る夜、あけよ、なり 宣親朝臣

きけ、はを、な、さむ、かゝる風、はこゑ 大藏卿

よそのきぬ、ともうち、や、むらん 民部卿

文明十五年正月二十五日

一一三

連歌

御發句

勸修寺教

秀

中院通秀

勝仁親王

海住山高

清

中山宣親

勸修寺經

茂

白川忠富

文明十五年正月二十五日

姉小路基
綱
中御門宣
胤
山科言國

姉小路宰相(左)

一一四

入會此鐘も夕への霜をわて
枯野此すゑよ乃ある日のうけ
雲うゝる山はることも見へまらす
御製 十七句

宣胤(中御門)
言國朝臣(山科)九句略ス、十

親王御方 七 中院一位 十

勸修寺大納言 十一 海住山大納言 十四

大藏卿 十 民部卿 七

姉小路宰相 九 宣親朝臣 六

言國朝臣 七 宣胤 二

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上四日記

四月廿五日、御まん歌いつを

のおとし、ふしと殿御まいりあし、むろまち殿より二色ら、

〔親長卿記〕

十四 四月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上四日記

五月廿五日、いつを此御まん

歌、ふしみとのも御まいり、むろまち殿より、御まを二色ら、宮此御方、二此

宮、ふしみ殿、御むろ、御まいりよて、めてとさき御さう月まいらせらるゝ、五よ

四月 邦高親王
御不參
義尙魚ヲ
五月 義尙魚ヲ
獻ズ

參任ノ人々

賦物木

六月 義尙魚ヲ
獻ズ
法樂聯句

中院通秀
丙穢ノ爲
メ不參

連歌人數

んまいる、御しやくともく、あり、いろう、御くしめし、御めでとさき事とをあらるるし、

〔親長卿記〕

十四 五月廿五日、晴、烈風如昨日、參内、御月次御連歌也、時々雨

下、參任人々、親王御方、伏見殿、中院一位、勸修寺大納言、海住山大納言、予、大藏卿、中御門中納言、侍從中納言、民部卿、姉小路宰相、時顯朝臣、執筆、賦物木、腋伏見殿、第三中院、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上四日記

六月廿五日、むろまち殿より、

御まを五色ら、御まん歌いつを此とし、へちして此御不うらくよて、御まん歌此ち御まんくあり、人そともかむる、侍從中納言いつまよもとをし

〔後法興院政家記〕

八 六月廿五日、丙晴、禁裏有御連歌并御聯句云々、

〔十輪院内府記〕

六月廿五日、御連歌御聯句終日終夜云々、依丙穢不參、

〔親長卿記〕

十四 六月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、今日仍各精進、云 百韻

畢退出、次有御聯句、

御連歌人數、御製、親王御方、伏見殿、權帥、予、中御門中納言、侍從中納言、時顯朝

文明十五年正月二十五日

一一五

賦物路
聯句人數

臣、執筆、賦物路、
詩御人數、御製、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、侍從中納言、姉小路宰相、
和長、故大藏卿長清男、故權中納言益長孫、卜部兼致、珍藏主云々、

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上日記 七月廿五日、○中御まん歌あり、ひんろし山とのより御まゐ二色ら、

七月
義政魚ヲ
獻ズ

〔十輪院内府記〕七月廿五日、參内、月次御連歌也、

參仕ノ人々

〔親長卿記〕十四 七月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、中院一品、權帥、海住

賦物初

山大納言、予、大藏卿、中御門中納言、侍從中納言、民部卿、姉小路宰相、中山宰相、中將、賦物初、

〔實隆公記〕六 七月廿五日、辰、晴、午剋參内、御連歌已被始、面八句終之程也、

親王御方御出座、參仕人々、中院一位、權帥、源大納言、海住山大納言、按察、大藏卿、中御門中納言、予、民部卿、姉小路宰相、中山宰相、中將、時顯朝臣執筆、等也、秉燭事終、今日當番之間不退、候宮御方、

八月
義政魚ヲ
獻ズ

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上日記 八月廿五日、いつを此御まん歌あり、ひんろし山とのより、御まゐ二色ら、一日のそつろり御しやうく

まんよて御さる月、

〔親長卿記〕十四 八月廿五日、御月次不參、

〔實隆公記〕六 八月廿五日、酉、霽、當番第一請取也、雖然行朝膳參候、今日御

甘露寺親
長不參
參仕ノ人々

連歌也、參仕人々、中院一位、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、予、民部卿、姉小路宰相、中山宰相、中將、右兵衛督、時顯朝臣執筆、等也、親王御方御參、秉燭之後終功、

賦山何、

紅葉をぬ木々もちりそふ野分哉

おれふそ草ハ露やをもちる 中院一位、

〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上日記 九月廿五日、いつをの御まん

九月
義政魚ヲ
獻ズ

ろ、御まゐ二色ひんろし山と此よりら、

〔親長卿記〕十四 九月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、

參仕ノ人々

〔實隆公記〕六 九月廿五日、卯、時雨、時々降、今日當番雖第一請取、自□虫所勞更發之間不參、午後參内、御連歌人數、親王御方、中院一位、權帥、源大納言、海住山大納言、按察、中御門中納言、下官、民部卿、姉小路宰相、右兵衛督、時顯朝臣、

吉田社法
樂連歌ヲ
詠ゼラル
賦何山

御發句

十月
義政魚ヲ
獻ズ

實隆不參

十一月
義政魚ヲ
獻ズ

參仕ノ人

執筆、宗巧等也、秉燭以後終功、
薦やハふ岩海色ゆく時雨哉

入夜於常御所簾臺前、昨日和歌御一座可拜見之由被仰、一覽了、又參御學問所、吉田社御法樂御獨吟百韻廿二日被拜見、殊勝驚目者也、御發句、
賦何山

露よ不ふ比夜よし田のいな葉哉

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記

十月廿五日、ひんろし山殿よ

り御まれ二色ら、○中いつをの御きん歌あり、ふしと殿も御百いり、

〔親長卿記〕

十四

十月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、

〔實隆公記〕

六

十月廿五日、酉、晴、自曉天虫所勞更發、頭痛難忍、且風氣相侵

歟、仍申其子細、御連歌當番□不參、以戶部卿申入者也、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

御湯殿上日記

十一月廿五日、ひむろし山殿

より二色ら、いつを此御きん歌あり、

〔親長卿記〕

十四

十一月廿五日、參内、御月次御連歌也、

〔實隆公記〕

六

十一月廿五日、寅、晴、午時參内、御連歌已一巡終之程也、源大

十二月

通秀等御
神事ノ爲
メ不參

參仕ノ人

御發句

納言、海住山大納言、按察、大藏卿、中御門□□、下官、民部卿、姉小路宰相、中山宰相、中將、時顯朝臣、執筆、等也、親王御方御參、入夜終功、今夜候親王御方、
〔京都御所東山御文庫記錄〕御湯殿上日記 十二月廿五日、○中いつも此御きん歌あり、

〔親長卿記〕

十四

十二月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、帥、海住山大納言、

予、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、時顯朝臣等之外無人、今日春日祭也、上卿大藏卿云々、○春日祭ノコト、十一月七日ノ條參看、依御神事不參之輩、中院一品、輕服、源大納言、同、民部卿、母、正、中山宰相中將也、

〔實隆公記〕

六

十二月廿五日、甲、晴、略、中、午後參内、御連歌參仕人々、今日春

日祭御神事間、重輕服衆不參、仍無人過法者也、帥、海住山大納言、按察、中御門中納言、下官、姉小路宰相、時顯朝臣、執、等祇候、秉燭之後終百韻功、年中無退轉之條、神妙々々、予今日十二句申之、

御發句

松梅の色に冬あき宮ゐろち
今夜候宮御方、

文明十五年正月二十五日

文明十五年正月二十五日

一一〇

○三月以後、月次和歌御會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔實隆公記〕^六 三月廿四日、^{丙辰、陰、略}中内裏御月次短冊及晚詠進之、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{甲二十四日、御湯殿上日記} 八月廿四日、あそ此御さんさ

くとをらる、

〔和歌部類〕 文明十五年八月廿五日、

大納言入道點

小倉山

妻こひの思ひもそれ□^{てか}小くらやま霧とちをかれ鹿のな々うし二十以下

首略

明石浦

心なきあまやよあくうら此名の明しもそては月よねぬらん二十以下

首略

伏見里

せひきてもつらきうつゝ此あらはしよ伏見のさと此夢もうひあし二十以下

首略

愚點十三首
榮雅上

御製 二首

仁和寺宮 一首 新大納言典侍 一首

兵部卿 ^{宗綱} 二首 侍從中納言 二首

勾當内侍 一首 以量朝臣 一首

重經 一首 在數 一首

元長 一首

〔京都御所東山御文庫記録〕^{甲二十四日、御湯殿上日記} 十一月廿四日、月なま此御と

んさくろさねらるゝ、

○甘露寺親長第月次和歌會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔親長卿記〕^{十四} 正月廿一日、晴雪時々下、今日月次會也、中院一位、勸修寺

大納言、海住山大納言、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、頭辨、^{政顯}忠顯、

基富等朝臣、永康、賢房、基春等、富就朝臣、良世等也、宗伊、^{杉原伊賀入道}伊勢次郎左衛

門平貞賴、依所用早出了、有披講、々師元長朝臣、讀師勸修寺大納言也、事畢人

文明十五年正月二十五日

一一一

夕歸畢

〔十輪院內府記〕正月廿一日、旬如恆、向按察卿、湯漬之後披講、讀師勸、講師傍頭、即亭主息也、

〔實隆公記〕六正月廿一日、卯、雪降、早旦退出、行水、今日都護亭會始云々、仍罷向、中院一品、以下濟々焉、披講了、

〔親長卿記〕十四二月十三日、陰、申剋許雨下、今日月次會也、勸亞相頭役也、

勸修寺大納言、海住山大納言、中御門中納言、中山宰相中將、頭辨、松殿中將、園少將、右衛門佐、宣秀、万里小路右兵衛權佐、賢房、富就朝臣、良世等也、讀師海住山大納言、講師頭辨也、依無人、當座三十首許講之、

〔十輪院內府記〕二月十三日、甘會、遣歌不出、

〔親長卿記〕十四五月十三日、朝雨下晝後晴、今日月次會、少將基富、頭役也、

勸修寺、海住山、中御門、頭辨、宗巧、基富、賢房、永康、基春等也、有披講、兼日、讀師予、講師基富朝臣也、

六月十三日、晴、依所勞月次延引、永康頭也、

十九日、晴、今日月次會也、海住山、中御門、父子、高倉、父子、三西、頭辨、万里、持明、富

六月

五月

七月

十月

就朝臣、良世等來、依及晚、當座三十首披講、夕師良世、讀師中御門也、

七月廿一日、晴、月次會也、去十三日延引、中御門中納言、新中納言、永繼、中山宰相中將、頭辨、政顯、忠顯朝臣、頭役、基富朝臣、永康、基春、富就朝臣、良世等也、當座

許披講、讀師予、講師基春也、

十月十五日、晴、略、去夜夢中或僧云、予亭月次延引不可然之由示之由見之、予及同心之返答了、

幕府月次和歌會

〔親長卿記〕十四正月廿五日、晴、略、爰申剋許、自飛鳥井中納言入道許示

送云、今日大樹御會進昨日、詠可有披講、可參仕云々、爲禁裏御連歌之御人數之

由申入之處、事畢退出之時、必可參之由有仰云々、可參之由申、入夜事畢、戌刻

許參大樹、侍從中納言、姉小路宰相、御連歌、等同道也、即可有披講、予可爲讀師、

講師雅俊也、御臺御歌可有披講、可計申之由、飛鳥井示之、亂以前無女房御歌、

不被出懷紙、亂後堅固內々有披講、今日事者爲一段之由示之、予申云、於無女

房歌者不及是非、已有御懷紙之上者、披講勿論歟、又云、次第可爲如何哉、先法

中、次、大樹、大納言殿已下、其次御臺、次室町殿御懷紙歟、人々又談之、此趣可然云々、

讀師甘露
寺親長鳥
講師飛鳥
井雅俊人
義政大夫
富子ノ歌
ヲ披講ス
懷紙披講
順位

披講

文明十五年正月二十五日

一二四

仍其分治定了、御懷紙等居文臺、伊勢兵庫助貞陸置御前、次予參進著文臺左、右也召講師、二音、其雅俊講師不聞之、仍遙予目之、參進著文臺前、其後講稱、次人々參進、新中納言、永繼日野中納言、廣光侍從中納言、實隆侍從宰相、政爲姉小路宰相、基綱右衛門督、爲廣等也、事了、人々退入、予相留懷紙等居文臺之後退入了、於傍雅俊閉重御懷紙也、各進上御太刀了退出、

〔實隆公記〕

六

正月廿五日、未晴、略中

今日武家御會可有披講、可參候之由

被仰之間、御連歌以後退出、則參室町殿、按察、讀師藤中納言、日野中納言、下官侍從宰相、發聲姉小路宰相、右衛門督、政資朝臣、雅俊、講師等祇候、准后御臺御方御懷紙等同講之、則各分散、

○三月二十五日以後、月次和歌會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔實隆公記〕

六

三月廿五日、丁天晴柳營御會懷紙付飛鳥井、令進上了、

〔常德院集〕

七月廿五日月次會、萩風、

なく雁をねさめの床におとろけは時しもあれや萩の上風
岡鹿

柞原またきもみちぬかた岡のすそのゝま萩鹿や分らむ

三月
七月
義尙和歌

十月

義尙和歌

御發句

參仕ノ人々

〔實隆公記〕

六

十月廿五日、乙晴、略中武家月次懷紙借滋野井筆、加清書進

上了、

〔常德院集〕

十月廿五日月次會、氷閉細流

さらてたに岩まかくれし山水の氷てのちは面かけもなし
寄名所戀

みるもうししゐておもへとわかれての後せの山の有明の月

二十六日、庚申漢和聯句御會、

〔十輪院内府記〕

正月廿六日、略中

入夜參内、庚申御會漢和也、柳因鷺路動、御

製風宍うぬまも匂ふ梅うえ、海住曉天事終、一寢退朝、

〔實隆公記〕

六

正月廿六日、庚申晴入夜參内、今夜令守庚申御、仍中院一位、勸

修寺、海住山、、大藏卿、執筆下官、姉小路宰相等祇候、可漢和御會、曉鐘之後事了、

柳因鷺路動、御製

入韻忘却、韻陽庚也、

林頭塔學蓋ト云句ニ、予

文明十五年正月二十六日

一二五

文明十五年正月二十六日

佛こへせてすもそくふ道ありて此句雖左道有興哉
幕府松囃子アリ、

〔親元日記〕七 正月廿五日、己未、天晴、夜雨

一就明日松囃、御一獻兵庫殿御進上、御盃臺一、御折十合、御小折五合、御種十荷、以上御折番調進之、

一貴殿御進上、子細同前、菱食一、雁二、鯛十、振海鼠三桶、海老一折、御種五荷、以上、

廿六日、庚申、天晴

一松囃、北御所貴殿御祇候、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記

御湯殿上日記 正月廿六日、略中大納言より、
老ふとやし物なとき(老也)て一おんとと、とし、乃やうに、ひふつ五色、御さく月此と母、やあき十うらら、あいし所へ御ひしお孝一ら、宮此御方へ御まか三色、御さる五う、一日此御うへら孝□□可いらせらる、

〔十輪院内府記〕 正月廿六日、晴、武家松拍云々、

〔實際公記〕六 正月廿七日、辛晴、略中 昨日松拍子雖有召不參、

伊勢貞陸
一獻進上

義尙美物
ヲ獻ズ

二十七日、辛酉御受戒アラセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十四日記 正月廿七日、々此御しゆう

母つ孫此ことし、

二月廿七日、御しゆう母よ、(敬也)せんゆう寺此とうちうまいらる、御ふせいつをのおとし、

三月廿七日、御しゆう母あり、

五月廿七日、御しゆう母いつも此おとし、

六月廿七日、御しゆう母せんゆう寺可いらる、

七月廿七日、御しゆう母うんきう院可いらる、

九月廿七日、御しゆうい、

十月廿七日、御しゆう母いつをのことし、

十一月廿七日、御しゆう母うんきう院ら、

十二月廿七日、御しゆう母うんきう院可いらる、

○二月二十七日以後、御受戒ノコト、便宜合致ス、
幕府猿樂アリ、

文明十五年正月二十七日

〔實隆公記〕

正月廿七日、酉晴、今日武家猿樂、可祇候之由、被仰下之間、昨日松拍子雖有召不參、重而被仰出之處、固辭如何之間、令祇候、前大納言同道、猿樂尤有其興、於御前大樹御酌五度、盃傾六盃、忽醉倒、退出之式不覺前後、不可說々々々、

〔十輪院內府記〕

正月廿七日、晴、大樹猿樂云々、興借遣、三西、

二十八日、戌壬、勝仁親王御所手猿樂アリ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十四日 御湯殿上日記 正月廿八日、あさ御はう月ま

いる、宮此御方へあしゐいらせらるゝ、うめとゆふよのうさせらるへきよし御申ありて、まつ御うとよて御さう月三ふんら、ふしと殿も御ゐり、そ此不うの御所へ、そくよくろとへ御ゐりて、まちゐいらせらるゝ、ふしと殿、あんせん寺殿、おう殿、大しやう寺殿より御さるとも色へまいる、女せうとち□せせ此物二色つゝよ、御てうしひさせら、せゑへ此人せへ、御ひさせあきもあり、あいへ此おとことちも、おあしくともゐいらせらるゝ、さて此こうち、ひろしおお一ゆゝよてら、さけ此うち殿もはしめて御ゐり、せしめつね此御所よ、御さう月うとら、南北御

龜大夫
邦高親王
其他各宮
御參

各宮酒饌
ヲ獻セラ
ル

勝仁親王
尊親王
龜大親王
被賜

七條龜大
夫號西阿

方のうよ御きぬうつきよてみあ母よゐいらせ、(6)殿て、御さう月ことさらゐいらるゝ、御三よてあり、うめとゆふよ宮此御うとより、もゑまんとすよふ、二宮よりおさあい物よ御ふくとふ、
廿九日、御くまんしゆとをら、略中、せんき、せんせう、御むろ、昨日此まゝよて御しまうとて、せふもくまんあま、女せうとちおとこあとよて、十と御ゐりあり、その不うよもゑひよて、ひしへなり、
二月三日、ありうすよ、一日此のうよつきて、御さるはうをさるゝ、
はふもふる

〔親長卿記〕

十四 正月廿八日、晴、依召參内、午剋於宮御方毎年申沙汰也、三

獻之後、於御懸有手猿樂、

〔十輪院內府記〕

正月廿八日、晴、略中於內有手猿樂云々、

〔實隆公記〕

六 正月廿八日、戌壬晴、今日宮御方例年申沙汰也、雖有召、依正忌

不參、七條龜號西手猿樂有興云々、

伯耆守護山名政之、同國定光寺ニ、同寺及び曹源寺寺領、正時名上神山等ヲ安堵セシム、

〔定光寺文書〕

○伯耆

文明十五年正月二十八日

一三〇

伯耆國定光寺并曹源寺々領正時名上神山等事、任源贊之御判之旨、其外買得田地所々寄進以下、如先例、可有御知行者也、仍狀如件、

文明十五年正月廿八日

政之花押

住持

大和信貴山朝護國孫寺火ク、

〔大乘院日記目錄〕^三

正月廿八日、夜信貴山寺堂燒失了、應永二年炎上、未

上供養、

〔大乘院寺社雜事記〕^四

正月晦日、

一 今朝信貴山炎上云々、可尋之、毗沙門堂并平坊共炎了云々、

二月二日、

一 信貴山ニ成奉書、無心元故也、

四日、

一 信貴山返事到來、公文琳盛書狀也、自本覺院火出、夜隱之間、自火付火之實否、不分明云々、有別子細者、重而可注進云々、使者檢智分、本堂東谷等坊三十計炎上了、以外事也、本堂ハ應永二年亥燒失、其後建立不及供養而今度

毗沙門堂并平坊燒ク

本覺院ヨリ出火ス本堂以下三十坊火ク

紫宸殿居住ノ天狗禮朝儀習生ニ依リ移ル

燒失ヲ天狗ノ所業トナス

再興勸進

又燒了、抑去年正月十四日ニ、爲公家之輩習禮元日節會之儀被擬之了、於南殿在之、其後白馬節會、十六日節會同前也、及十餘年一切公事無之間、公家輩一向不覺悟、條、無會之間、爲習禮也云々、^{〇節會習禮ノコト、十四年正月六日ノ條}此折節此間、南殿ニ居住之天狗二人罷出、行向生馬山邊云々、其後細川九郎可在國之由、二月比より及其沙汰、三月八日、畠山左衛門督相伴攝州邊ニ下向、^{〇細川政元、畠山政長ト共ニ、畠山義就ヲ擊タントシ、則テ、京都ヲ發スルコト、十四年三月八日ノ條ニ見ユ、}則河内國入部以下之大邊事共出來、生馬谷平群谷等其近所高山以下及數ヶ所發向燒失了、生馬ハ大和河内之堺之山也、天狗之所爲以外事也、信貴山炎上、可歎々々、

十九日、

一 信貴山勸進聖兩人、以公文書狀參申、勸進間事巨細申入之、

廿五日、

一 大安寺方丈來見參、色々物語信貴山勸進事、客坊罷上申云々、

三月六日、^{雨下、}

一 信貴山勸進使楹、一双兩種進之一、乘院殿御判、以寬圓申之、予又加判了、其

文明十五年正月二十八日

一三一

文明十五年正月二十九日

一三二

外方々申遣之、

〔興福寺年代記〕

卯文明十五正月廿九日、信貴山炎上、

二十九日、亥宮女ヲ京都清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十四日 御湯殿上日記

正月廿九日、中こ此月きよし御りいり、御ち此人、

二月廿九日、中お此月此きよし御りいり、大をめす、

五月十九日、きよしへ上らぬ御りいり、

七月二日、中きよしへ中内御りいり、

八月五日、きよしへ新内御りいり、

九月卅日、中きよしへ御りいり、いりいりせとまふ、

十月十八日、きよしへ大をらる、

十二月十一日、きよしへもん部卿らる、御宮けよ御とりらる、

○二月二十九日以後、宮女ヲ清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、コト、便宜合致ス、

權僧正大乘院政覺、京都ニ抵リ、二條持通及ビ義政、義尙等ニ謁シ、尋デ、

二條持通
爲上洛

歸ル、

〔政覺大僧正記〕

後智惠光院殿寺務初任記

文明十五年、卯正月廿九日、家門爲御禮上洛畢、久敷不申御禮武家へ間、御禮申候者可然之由、家門御意見之間、内々申談了、

二月朔日、

万福千喜幸甚々々、

一旬講等勲行之事、於京都取亂間、如形講問兩座行之、
一御タン所へ參詣、春日万陀羅拜見、并大織冠御影拜見祝著了、

一家門祇候、一獻三獻被下、畏入者也、旁々被召間祇候、藏人寺主、專實、按察寺主、清圓、堯善、光秀、寬明、專主、秦九郎、信次、教淨法師、太郎今日南都へ下之、

一藏人寺主小者一人、按察寺主青侍、孫四、小者一人、堯善小者一人、下部一人、寬明下部一人、

一室町殿御對面事、内々自家門、新兵衛局方へ以御書被申入、御返事二三日、例日四日御モントキを被餘候間、四日以後、雖爲何時、可有御對面之由被仰出候、祝著無比類者也、

文明十五年正月二十九日

一三三

義尙ニ面
謁ノ時ニ
侍女ニ
問フ

春日曼茶
羅及ビ藤
原鎌足像
ヲ觀ル

文明十五年正月二十九日

一三四

祇園社
清水寺ニ參詣

誓願寺
真如堂ニ參詣

一 誓願寺、真如堂等參詣了、
二日、

三日、大雨

一 鞍馬へ參詣了、興乘了、御共衆悉參、松殿中將同道、

一 一條殿致祇候、御盃を被出了、御見參、女中等御禮申了、

四日、

一 風呂、被留面々入了、松殿中將被申付云々、痛存者也、

一 一條殿被召祇候、御中飯一獻以下被下之、御煩之至極、畏入者也、面々以魚物被下了、

一 甘露寺殿蹴鞠在之間、一見了、

五日、

一 明日六日已貝時分、長谷御所へ可致祇候由、内々被申入云々、然間今日へ何方へも不參詣者也、

六日、

二條持通
政共ニ面謁ス

義興福政
別當就職
ノ執奏ヲ約ス

東山莊ヲ
觀ル

稻荷社ニ
參詣

一 今日大閣様同長谷御所へ御參、御興御共之衆、法性寺少將乘輿、難波新左衛門、櫛田右京亮父子兩人、予板輿、藏人^(寺主)□□按察寺主坊官兩人乘馬、直綴、白袴

中間小者等召具之、秦九郎^(信次)、孫四郎^(上下)、教淨召具了、堯善、寬明參向、大藏大輔參向、極五荷、折五合進之、折事於家門高橋若狹認之、申次伊勢因幡^(貞隆)

守、則御對面、大閣様於御前、色々御物語云々、其次於御前、寺務事理運之間、可有御執奏之由被申之、時宜快然、無是非者也、御退出之後、廳而予御對面、祝著無極者也、

一 其次淨土寺御所拜見、大閣さゝ同御拜見、御造作驚目了、御殿二分大概成立候了、其外一向半作、さりと不可事行者也、

一 還御之後、家門へ被召、夕飯種々共衆以魚物被下了、事外沉醉、無是非者也、

一家門御取合餘々畏入間、三百疋持參了、御悅喜云々、

七日、小雨

一 今日初午之間、稻荷社へ參詣、其次東福寺へ參詣了、石左衛門宗弘、并小山但馬、進御酒面々事外之沉醉、

一 今日御共衆、石左衛門宿所へ調請了、然間、自長泊寺、木幡中將^(雅念)、法性寺少將、

文明十五年正月二十九日

一三五

文明十五年正月二十九日

一三六

中御門宣
胤政覺ヲ
訪フ
宣胤禁裏
勸ム
候候ヲ

大藏(天下同シ)太輔等、大郎と召具云々、
一伯二位於家門見參、珍敷者也、

一月輪、木幡、法性寺、種一荷大器物之給候、不寄思者也、則於長泊寺賞翫(二條御基)御方
御所渡御、若君御出、高藏庵光臨、扇一本持參之間、油煙二廷遣之、大藏太輔
油煙一廷遣之、

一去五日中御門中納言(金 equal)光臨、色々御物語申云々、禁裏様御禮可申由入魂、則
家門申談所、可然仰之間、御種を用意可申歟由申談云々、

八日、

一方々物詣、

九日、雨日中、
ヨリ下、

一一條殿參、御種一荷、白壁一合持參了、種一松殿中將方遣之、

一昨夕角種八荷、南都より京著、古市仰云々、指種一荷、柿一連堯勲進之、白壁

八合、柿二連自南都上、

一種一荷、柿一連御方御所方へ進之、種一、楳四右京亮方へ遣之、畏入由仰了、

一北野社參詣、

北野社ニ
參詣

細川成之
第庭園ヲ
觀ル

一讚州庭一見了、近比見事不可過之、於亭一盃勸之、折以下近比眺望也、不寄

思時宜也、阿岐守(大 equal)景益(安 equal)父子取合歟、内々屋形も存知故歟、

十日、

一大閣さぬ、御方御所、若君、東壽院、高藏庵、長泊寺坊主、其外殿上人三人、諸大

夫一人、祇候衆大略招調申、三獻進上之、時宜快然祝著了、

一自慈慶院柳一荷、大器物五分被進之、悦存由申之、

十一日、

一御タン所參詣、

十二日、

一彼岸中日間、方々參詣了、

十三日、日中よ、
り雨下、

一伯中將(伯 equal)金覆輪持參、見參一器進之、

十四日、

一一條殿へ祇候、御一獻在之、御鞠拜見云々、

一去十二日より、毎日院雜色參申、下行物事色々申之、先規共問答了、

一條冬良
ヲ訪ヒ蹴
鞠ヲ見ル

文明十五年正月二十九日

一三七

文明十五年正月二十九日

一三八

東福寺
槃像ヲ拜ス

二條尙基
遍照心院
ニ宴ス

東寺ニ參
詣

奈良ニ下
ル

十五日、

東福寺へ參詣、涅槃像拜見、其より西八條遍照眞院參、松殿中將、兵衛佐、修理大夫、掃部以下參、其外南都衆召具了、

一西八條二條殿御方御所以下、女中衆殿上人以下御共、大御酒在之、其砌參間、種一肴二、器物持參云々、其次如法佛阿彌陀拜見、驚目了、

一東寺へ以次參詣、同二條殿御方御所共御成、殿上人以下被參云々、隨心院童形被申御禮、法幢院僧正、成身院參、於坊舍御盃進之、方々巡禮、

一南都より迎來、輿舁三人、人夫七人召上了、

十六日、小雨

家門へ參、御いとまご母を申罷下了、一條殿衆新左衛門、丸石左衛門以下送來、二條殿衆右京亮父子、辻子以下送來、於槇嶋隅田與三左衛門方へ、自家門右京亮被遣之間、送青侍中村と云者を進了、八幡臥をかみマテ來、自其古市ニ送ヲ進了、門跡衆大略狗茶屋マテ參了、入相時分南著、每事目出候祝著了、於大鳥井輿ヲタテ、春日山ヲ拜了、上下衆今度之時宜賀申者也、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十 正月廿七日、

鞍馬寺
詣リ又ニ
條持通ニ
會セント

尋尊一條
家記録ヲ
冬良ニ送
ル

畠山義就
ノ兵政覺
ヲ護リ奈
良ニ歸ラ
シム

一權僧正御房明後日內々可有上洛之由被申之、鞍馬寺參詣、并爲大閣御見參也、

晦日、

一權僧正御房上洛、鞍馬寺參詣、并爲大閣御參會也云々、御共專實、清圓、光秀、專重、信次也、教淨、太郎丸、

人夫七郷五人、十座一人、倉庄馬一疋、自餘ハ面々計略也、

二月十五日、

一〇 明日御迎人夫七人上之了、家門御記錄二十合分上進之了、

十六日、夕雨

一權僧正御房自京都下向、路次難義、色々自家門御計略、宇治并平川至ハ、畠山右衛門督方持之、大將ハ遊佐兵庫、去年草路之大將也、隅田三郎左衛門也、兩人申合送申云々、長池方より以南ハ、古市披露送申、無爲無事也、

十七日、

一自古市筑前守進之、御下向御禮云々、

〔大乘院日記目錄〕

三 正月廿九日、權僧正上洛、

文明十五年正月二十九日

一三九

是月、義政、自詠百首ヲ番ヘテ歌合トシ、飛鳥井雅親ヲシテ判詞ヲ加ヘシム、

〔文明歌合〕

歌合

一番

左

出は日比かたこそろを怨めし曳比山のあれとも春や立らん

右

あまのうせ今朝は此とらふ吹ぬ也乙女の袖もをほやまらるらむ

左歌、立春紅光出扶桑不覺、春從東來事淡思ひやり、右歌ハ解氷東風

至時、天津乙女此袖も春淡辨々と侍里、ともは卷頭の歌よて、とけ高

くうほそしく侍里、勝負難定申、可爲持歟、以下十一番マテ略ス、

十二番

左

花ち里し軒を此さくら朝露は猶うとまれぬわらみと里哉

右

身よはふとちうきまを里は袖ふれしおり忘れぬ軒の立花

左歌、なをうとまれぬと侍る事、時鳥比古歌は思ふものうらとほ

は、うとまれぬるといふ詞なるへし、源氏物語のやふとなてしこハ

うとまれぬとといへるまゝ、このわらと里もほそきこえ侍

ほまゝ、ろいとおろし、右歌を、右大將辭申され、いそくもなく

よませとまへほよし、うそとまを里し事也、言葉比花をそてのうも、

まろふへくも侍らぬ、可爲勝、以下十三番マテ略ス、

義政右大將ヲ辭スル時ノ歌

雅親ノ奥書

此歌合、准后よ里とまはりて、判詞あるし付へきよし仰らほ、あれよりほき

よも、えなむいあひ申さす、度々かちあけを志ほしとてまの里しうと、わは

うよ卅一字、淡はらぬる事とに、まよはそそのさうひまいらほる身よして、

いかなほをよし、いほをあしと定申へきなれ、度々辭申まろと、かさ

手ての嚴命よよ里て、うそのととるしとてまのりへし、お不よそとけす

うと心詞よ比ほならそをえ侍り、名をかほほとほうちにも、まろひな

ま御歌ともあふと有、お不つうなく思ひなうら、こせを淡らとのやうまろ

きほ侍りぬほところよ、おとくしくみほららの御歌をたふしいはる
よ志せりひて、ほろそれとほよしきおえ侍るよ、彌々あさましくみとりな
る事ともを、いりよせりしむたをひ侍せ、そてよまるしをはりぬる事な
れき、ちうらなく返しとてまひるなるへし、

榮雅上

文明十五年正月

判者

飛鳥井大納言入道

義政、山城足心庵ニ遊ブ、

〔後法興院政家記〕^八

正月廿七日、^{西晴}聖門、實門、景陽、少將等相伴、令遊覽、

先向足心庵、住持留守也、先日武家准后於此庵有一盞事云々、次於岩淵邊有
一盞事、聖門被携之、海住山亞相來此所、及晚歸、

幕府、山城守護畠山政長ヲ罷メ、武田國信ヲ以テ之ニ替補セントス、國信
辭スルヲ以テ、所司代浦上則宗ヲ之ニ補ス、

〔大乘院寺社雜事記〕^{四十}

正月廿四日、

一 ^略○ 山城守護事、畠山左衛門督雖知行、不成上者、武田大膳大夫^(國信)可存知
之由、雖被仰付之、難義之由申切之了、仍所司代被仰付之、小人數之間、不

奉行一人
ヲ加フ
伊勢貞宗
ノ申沙汰

山城國人
ノ給分ヲ
支給スル
能ハズ
憑支

可叶旨申入之、然者奉行一人可被相加之由被仰出云々、以此分一國事可
相隨事且如何、以外御成敗也、一向伊勢守申沙汰歟、

○ 山城守護畠山政長ヲ罷メ、浦上則宗ヲ之ニ替補スルコト、其日ヲ詳
ニセズ、姑ク本書ニ據リ掲書ス、又幕府、政長ヲ罷メテ、赤松政則ヲ山城
守護ニ補セントシ、政則之ヲ辭スルコト、十三年七月十日ノ條ニ見ユ、

大和越智家榮、軍資ニ窮シテ、同國越智郷中寺庵ノ諸物ヲ押收ス、

〔大乘院寺社雜事記〕^{四十}

正月廿二日、

一 傳聞、越智計會以外也、山城國人給分四百五六十貫之内、舊冬二百貫於所
々宗觀令借用渡之、二百余ハ未下也、給分不及半分之間、腹立云々、奈良中
憑支事、自越智申之、古市不可叶旨申了云々、越智郷寺庵道場佛物僧物悉
く押之、坊之倉共鑑悉以召取之、迷惑之由歎申之、返事、兵糧物ニ事闕之間
無力、轉々涯分勘忍可然、不叶者可出修行之由申付之云々、此邊衆帥公以
下給分一向不能下行云々、

○ 家榮、寺庵ノ諸物ヲ押收スルコト、其日ヲ詳ニセズ、姑ク本書ニ據リ
テ、茲ニ掲書ス、

一日、御祝、

〔京都御所東山御文庫記録〕

御湯殿上日記 二月一日、あさ御さく月いつ

を此おとし、きう上らぬ御さふらひあり、くら人二人もつ縁此ことし、

〔實隆公記〕

二月朔日、天顔快晴、入夜參内、御祝祇候人々、源大納言、兵

部卿、權中納言、予、民部卿、四辻宰相中將、賢房等也、

義尚、公卿及近臣ヲ會シテ、和歌ノ打聞ヲ編ス、

〔實隆公記〕

七月十二日、依召參室町殿、和歌打聞事、可接撰定之

席之由、被仰下者也、凡一事以上不及覺悟之儀、當時迷惑至極、不能言語其上

隔日出頭之儀、一僕等猶以不合期、頗可表恥辱、世間口遊之基、不可過之、就内

外計會此事也、雖然武命之儀、於事不及陳旨趣、先畏奉之由申入了、

十六日、晴、參室町殿、祇候輩、姉小路宰相、自去二月一日、打中山宰相中

將、一昨日、被頭右大辨政顯朝臣、同前、大館治部少輔尙氏、爲申次、自二一色式

部少輔政熙、新業、二階堂山城判官政行、二月以來、參杉原伊賀入道宗伊、撰定

也、二月、以岩山四郎尙宗、新業、河内民部少輔賴行、二月、以上十人也、今日御

參任ノ人々

義尚三條
西實隆
打聞加
數ノ人

打聞參加
ノ人数

奉行二階
堂政行
幕府月次
和歌會撰
紙ヨリ撰

ブ

現存者ノ
和歌ノミ
撰人ノ和
古撰ノ和
歌モ撰ビ
加フ西實
中條山西
隆中山宣
親冷泉爲
廣勸修寺
政顯シム
甘露寺親
長モ參加
三十首續
歌
實隆詠歌
ヲ進ズ
人々ノ詠
歌ヲ徵ス

亭去年當年月次御懷昏之内、可然之歌撰之、無別事、

〔親長卿記〕

八月六日、細雨下、參室町殿、思食立、姉小路宰相、其外武家

之輩、御手智代也、現存之輩、許可被擇入之由、治定之處、去月廿八日、已來、又

被入古者、云々、仍其時、中院一品、侍從中納言、中山宰相、將、右衛門督、政顯朝

臣等、被召了、予、可爲其擇、歟、今日、可參之處、各日、可參云々、構得者可參之由

有仰申、故障之由、重仰之間、先今日、可參之處、各日、可參云々、構得者可參之由

也、申了、予、侍從中納言、姉小路宰相、等撰出之衆也、

武家之輩、大館治部少輔尙氏、一色式部少輔、二階堂判官政行、已上書手、政行

杉原伊賀入道宗行、撰業、河内民部大輔、開闔、岩山四郎、書手、及晚頭事終、有一

獻、次有三十首續歌、

○コノ後、義尚ノ和歌打聞ニ關スルモノ、便宜左ニ合致ス、

〔實隆公記〕

二月廿四日、晴、今日、可詠置之愚歌五百首書拔之、付二階

堂進柳營了、近日爲打聞撰定、人々詠草被召之者也、

七月十二日、卯、晴、小雨濺、○中及晚參、爲忠富卿番代也、少時祇候之處、爲姉

小路宰相奉書、可參室町殿之由也、仍申暇退出、改著直垂參入、就打聞事、被加

撰定人數、隔日、可參之由也、凡難治至、計會之間、可爲如何哉之由、申子細之

間、何篇先畏、不申入者、時宜可爲不快之旨、各相示之間、重而不能述旨趣、迷

惑此事也、此間人數、姉小路宰相、杉原伊賀入道宗伊兩人也、筆者、政行、賴行兩人、申次尙氏、以□五人_子之分也、今日追加人數、予其外助畢之□中山宰相中將、頭右大辨政顯朝臣、一色式部少輔政熙、岩山四郎尙宗等也、各於御簾之前有盃酌事、入夜退出、

十六日、_丁晴、小浴、參室町殿、姉小路宰相、中山宰相中將、_子頭右大辨、大館治部少輔、一色式部少輔、二階堂山城判官政行、岩山、尙宗、杉原伊賀入道宗伊、河内民部少輔賴行等祇候、今日去年當年之月次御會歌等撰出之外無別事、及晚被羞盃飯、入夜有廿首續歌、柳營御出題也、事了各分散、

十八日、_己晴、參室町殿、參仕人々如例、但大館治部少輔申所勞之由不參、及晚有盃酌、打開撰定儀注別紙、退出、

廿日、_辛晴、_略○_中抑今日室町殿打開事、可令參候之日也、雖然於禁裏當番日者、不可祇候之由、内々所申入也、仍不能參武家、聊得半日閑、自愛々々、

廿二日、_丑晴、夕立雨濺、不及濕地、_略○_中午一點參室町殿、各參集、中山宰相中將依當番不參、撰定書寫等之儀如例、有晚食、秉燭以前退出、

廿三日、_甲晴、_略○_中中院一品携一樽入來、今度就打開事、可參候之由、昨日蒙武

義尙出題
歌十首續

實隆禁裏
當番ノ時
ハ參仕シ
難シト云

政行實隆
三條實隆
織野百首
草隆ノ首
實隆ノ首
義尙撰出

三十首續
歌

命之間被談、今日彼一品依參候、可有打開事、可令祇候之由、政行雖示送之、閑日之間、存其由、難治故障之子細在之由、返答不參、後聞、皆以參仕、當座御續歌等及深更云々、

廿四日、_卯晴、依打開式日、參室町殿之處、政行出合、今日基綱卿等申子細不參之間、不可有其儀、先可退出哉之由示之、仍即退出□、

廿六日、_丁晴、參室町殿、打開事如例、

廿八日、_未陰、小雨、不及濕地、五更雨降、_略○_中午後參室町殿、打開事如例、今日精進之事、二階堂示談、夕□□儲精進物、自愛々々、入夜可有招子細云々、仍各退出、

後八條_{三條實隆}内府永德百首草、_{自筆}二階堂今日惠之、仍爲予所持進御前、則被打聞之所了、

廿九日、_庚晴、_略○_中武家今度之五十首和歌、半分計今夜詠之、

八月四日、_子陰、_略○_中參室町殿、打開事如例、注別記、入夜退出、

六日、_丙雨降、自晝後晴、參室町殿、打開事如例、新衆_{按察、右衛門督}、參入、入夜三十首續歌在之、

義尚實隆
ヲシテ三
條公保以
下代々ノ
詠歌ヲ撰
進セシム

打聞參仕
輩ノ禁裏
小番ニ當
ル者ハ相
博シテ參
仕セシム

實隆ハ御
用繁多ニ
ヨリ混他
者ニラズ
ベカラズ
ト義尚ニ
諭サレ

同朋歲阿
ノ出仕ヲ
停ム

八日、辰晴、參室町殿、打聞事注別記、

十一日、辛未、天顏快晴、早旦退出、行水、今朝爲政行奉書、故內府詠草以下代々詠歌等、可撰進之由、自室町殿被仰下之間、少々令進上之、

十四日、甲戌、雨降、略、中參室町殿、與借請、黃昏退出、

十五日、乙亥、晴、略、中抑室町殿、打聞事、隔日參仕之間、各當禁裏小番者、令相博可參候之由、爲傳奏被仰者也、

十六日、丙子、晴、參室町殿、黃昏退出、

十八日、戊寅、陰、參室町殿、打聞事如例、注別記、依爲時正中日、各精進之間、被差精進膳、是山城判官和議也、自愛々々、

廿日、庚辰、日出之後、風雨休止、但終日時々雨濺、陰晴惣而不定、午後參室町殿、

廿一日、辛巳、天顏快晴、時正結願之間、持齋、午後參內、略、中抑就打聞事、當番相博之儀、於實隆者、惣別御要繁多之間、不可混自餘之由、別而以叡慮、昨日以政顯朝臣、被仰武家之簡、可存其旨之由、勅語、尤畏存、最前愚意之趣、等子細申入了、不能委記、自愛々々、

廿二日、壬午、晴、參室町殿、略、中今日歲阿被停止出仕了、其謂、羞夕食之時、冷、中山

下膳ノ膳
ヲ先ニ爲
メタル爲

實隆土御
門院僧都
公順集御
集ヲ義尚
ニ贈ル

等膳未置之以前、置大館治部少輔膳、依此儀也云々、

廿四日、甲申、宿雨不晴、今日故障之間、不參室町簡、其子細付山城判官申入了、

廿六日、丙戌、晴、參室町殿、

廿八日、戊子、陰、略、中午後參室町簡、

卅日、庚寅、陰雨及晚吹霽、略、中今日打開參仕之日也、雖然申當番之由不參、

九月二日、壬辰、陰、略、中今日參室町殿、

四日、甲午、天晴、參室町殿、土御門院御集、公順僧都集、拾藻、等兩帖、今日令進上室町殿了、抑所持之皇年代記、女院號等小双昏、大樹被御覽之、被召留了、

六日、丙申、雨降、參室町殿、

十二日、壬寅、晴、參室町殿、

十四日、甲辰、晴、略、中今日參室町殿、及黃昏退出、

十六日、丙午、晴、參室町殿、入夜退出、

廿日、庚戌、晴、行水、參室町殿、今日雖爲當番、以別義相語民部卿、參武家者也、

廿二日、壬子、晴、入夜雨降、今日可參室町殿處、有行觸之、事間不參、終日無事、

廿四日、甲寅、晴、略、中今日參室町殿、コト、異事ナキニ依リ、略、往ク、

勝親王
御所月次
連會ノ
打開
參三條
爲三條
實三條
贈義三條
ル詠條
=草

文明十五年二月一日

一五〇

廿八日、午、戊晴、入夜雨、參室町殿、
十月朔日、酉、辛晴、向大納言入道旅亭、柳管五十首詠草可仰添削之由示之者也、對談
移刻、不能委記、

二日、壬、戊晴、略○中今日雖爲打聞、當日故障之間、其趣付二階堂申入了、

四日、甲、子天陰、雖打聞、當日不參、

六日、寅、丙晴、催興丁參室町殿、及昏退、田打聞事注別昏、

八日、辰、戊晴、略○中參室町殿、今日打聞當日也、入夜退出、

十日、午、庚晴、及晚陰、暖氣如春、早日參內、今日當番、三間、不參室町殿、

十二日、申、壬天顏快晴、略○中今日親王御方連歌月次御會也、仍不參室町殿、

十四日、戌、甲晴、故相公羽林朝實連、詠草一帖、依政行令進上室町殿了、

十六日、子、丙晴、略○中午後參室町殿、往十八日、二十日、二十四日、室町第

廿九日、丑、己晴、終日無殊事、黃昏自禁裏爲勾當內侍奉書、只今自室町殿御抄物
等、猶以可被申出之由被申之、以前大略被出之了、相殘分或田相憚之、或世流
布之物也、秘抄等御座之由、誰人言上哉之由被尋下、去廿四日以後不參之間、
曾以不承御沙汰之由申入了、

十一月三日、辰、壬晴、入夜小雨、今日參室町殿、退出之次向大納言入道許、今朝五
十首詠草合點被返送之、巨細芳命誠以歡喜至極難謝盡者也、爲令啓其子細
罷向、暫清談、及昏歸宅、

四日、巳、癸晴、略○中就五十首和歌事、重而相尋之子細等、則自大納言許有返報、巨

細之旨承悅了、又一卷中書遣姉箱公許也、

五日、午、甲霧、青女如雪、白水始結冰、寒威漸難忍者也、五十首中書一卷姉相公返
送之、

九日、戌、戊晴、參室町殿、退出之後向二樂軒、五十首事對談、

十一日、子、庚晴、略○中今日參室町殿、入夜歸宅、

十三日、寅、壬小雨、行水、參室町殿、略○中及晚退出、

十七日、午、丙天顏快晴、參室町殿、注別記、

十九日、申、戊晴、參室町殿、入夜退出、今日條々注別記、

廿一日、戌、庚晴、於東隣朝食相伴、參室町殿、及晚退出、注別記、

廿三日、子、壬晴、打聞事年內先以可被閣之由、爲大館治部少輔奉示送之、自愛々
々、午時姉小路送使者、被打聞停止事、依時宜不快之事如此歟、然者各令祇候、

文明十五年二月一日

一五一